

# 東京都社会的養育推進計画



令和7年3月

 東京都





# 「社会的養育の充実に向けて」

都内には、虐待を受けた児童や、実親による養育が困難で、公的責任において、社会的に養護（社会的養護）を必要とする児童が約 4,000 人おり、里親のもとや、児童養護施設、乳児院などの施設で暮らしています。

都はこれまで、こうした社会的養護を必要とする児童を含めた全ての子供たちの健やかな育ちを目指し、令和2年に策定した「東京都社会的養育推進計画（令和2年度～11年度）」に基づき、里親等による家庭的養護や、施設における家庭的な環境での養育、在宅で生活する子供と家庭に対する支援など、社会的養育（社会による家庭への養育支援）の充実に向けて取り組んできました。

この間、都内の社会的養育を取り巻く情勢は変化しており、特別区が新たに児童相談所を開設する一方、トータル問題等、単一の自治体では解決できない広域的、専門的な課題が顕在化し、都と区市町村が連携した取組が一層重要となっています。

また、令和4年に児童福祉法等が改正され、こども家庭センターの設置や妊産婦への支援、一時保護所における児童の支援の質の向上、社会的養護経験者等の自立支援の強化など、子育て世帯や児童等に対する支援策の更なる強化が求められています。

こうした課題や情勢の変化に対応し、子供たちが、生まれ育った環境に左右されず、健やかに育ち自立できるよう、社会的養育に関する施策の一層の充実に取り組むため、従来の計画を見直し、新たな「東京都社会的養育推進計画（令和7年度～11年度）」を策定しました。

本計画に基づき、子供の最善の利益を第一に考え、子供と家庭を支える取組を着実に推進していきます。

都民の皆様の一層のご理解とご協力をお願いします。

令和7年3月

東京都福祉局長 山口 真

# 目次

## 第1章 基本的考え方と全体像

1	計画策定の趣旨	P2
2	計画の位置付け	P4
3	計画期間	P5
4	計画の構成	P5
5	計画の「理念」・「目標」・「視点」	P6

## 第2章 東京都の状況

1	人口等	P16
2	里親等の状況	P17
3	児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設の状況	P19
4	自立支援の状況	P24
5	児童相談所等の運営状況	P25
6	子育て短期支援事業（ショートステイ）の状況	P30
7	代替養育を必要とする児童数の推計	P31
8	里親等委託児童数及び委託率の推計	P36
9	施設で養育が必要な児童数の推計	P38
10	子供へのアンケート・ヒアリング調査	P39
11	子供へのアンケート・ヒアリング調査（一時保護所）	P46

## 第3章 東京都における具体的な取組

1	当事者である子供の権利擁護の取組の充実	P56
	(1) 子供の意見表明等支援	
	(2) 被措置児童等虐待への対応	
2	パーマネンシー保障の考え方に基づく支援体制の構築	P65
	(1) 困難を抱える妊産婦を含む子供や家庭に対する支援体制の構築及び予防的支援の充実	
	(2) 児童相談所のケースマネジメント体制の充実強化	
	(3) 移行期の連携体制の構築	
3	家庭と同様の環境における養育の推進	P76
	(1) 里親制度の普及、登録家庭数の拡大	
	(2) 里親に対する支援	
	(3) 特別養子縁組に対する取組の推進	

- 4 施設におけるできる限り良好な家庭的環境の整備……………P86
  - (1) 施設の小規模化・地域分散化の促進・家庭的な養育環境（グループホーム等）での養育を推進
  - (2) 施設の多機能化（里親家庭の支援、一時保護児童の受入等
  - (3) 障害児入所施設における支援
  
- 5 心理的・治療的ケアが必要な子供への専門的な支援の充実 ……P93
  - (1) 施設における専門的なケア
  - (2) 児童相談所における専門的なケア
  
- 6 社会的養護のもとで育つ子供たちの自立支援…………… P100
  
- 7 児童相談体制の強化…………… P105
  - (1) 都児童相談所の体制強化
  - (2) 都と区市町村が一体となった児童相談体制の確保に向けた取組
  
- 8 一時保護児童への支援体制の強化…………… P112
  - (1) 一時保護需要に応える環境整備の推進
  - (2) 個別的支援が必要な児童をケアするための人員体制
  - (3) 児童の権利を守るための取組の充実
  
- 9 子供と子育て家庭を支える専門人材の確保・育成・定着 …… P120

**第4章 計画の進捗評価と見直し …… P128**

**資料編 …… P130**

- (1) 東京都児童福祉審議会専門部会委員名簿
- (2) 東京都児童福祉審議会の審議経過
- (3) 指標一覧

**関連条例 等**



# 第1章

## 計画の基本的な 考え方と全体像

## 第1章 基本的考え方と全体像

### 1 計画策定の趣旨

- 都内には、虐待を受けた児童や、実親による養育が困難で、公的責任において社会的に養護を必要とする児童（以下「代替養育を必要とする児童」という。）が約4,000人暮らしています。
- 都は、代替養育を必要とする児童が健やかに育ち、社会で自立していけるよう、子供の最善の利益を第一に考え、施策を推進してきました。
- 国は、平成28年6月、児童福祉法を改正し、子供が権利の主体であることや、家庭養育優先の原則を明記し、この理念の下、平成29年8月に、国の「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」は、子供の最善の利益を図るための永続的な家族関係をベースにした家庭という育ちの場の保障である「パーマネンシー保障」の考え方に基づき「新しい社会的養育ビジョン」を取りまとめました。
- 都は、平成31年4月に「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」を施行し、子供を権利の主体として明記するとともに、子供を虐待から守る環境整備を進め、子供の権利利益の擁護等を目指すこととしています。
- このような中、都は、令和2年3月、令和2年度から令和11年度までを計画期間として、都の社会的養育全体の方向性を示す「東京都社会的養育推進計画」を新たに策定し、施策の充実に取り組んできました。
- 計画策定以降、都の社会的養育を取り巻く状況は変化しており、都内では令和2年度以降令和6年度にかけて特別区が児童相談所を開設しています。  
一方で、都では単一の自治体では解決ができない広域的、専門的課題も顕在化しているため、都と区が連携した取組が一層重要となっています。
- 国は、令和4年6月、児童福祉法を改正し、児童の権利擁護が図られた児童福祉施策を推進するため、こども家庭センターの設置や一時保護所における児童の支援の質の向上、妊産婦への支援、社会的養護経験者等の自立支援の強化など、子育て世帯に対する包括的な支援策の強化を定めました。
- 今般、こうした情勢の変化や国の策定要領等を踏まえ、計画の中間年において、新たな「東京都社会的養育推進計画」を策定し、児童と家庭を支える取組を更に推進していきます。

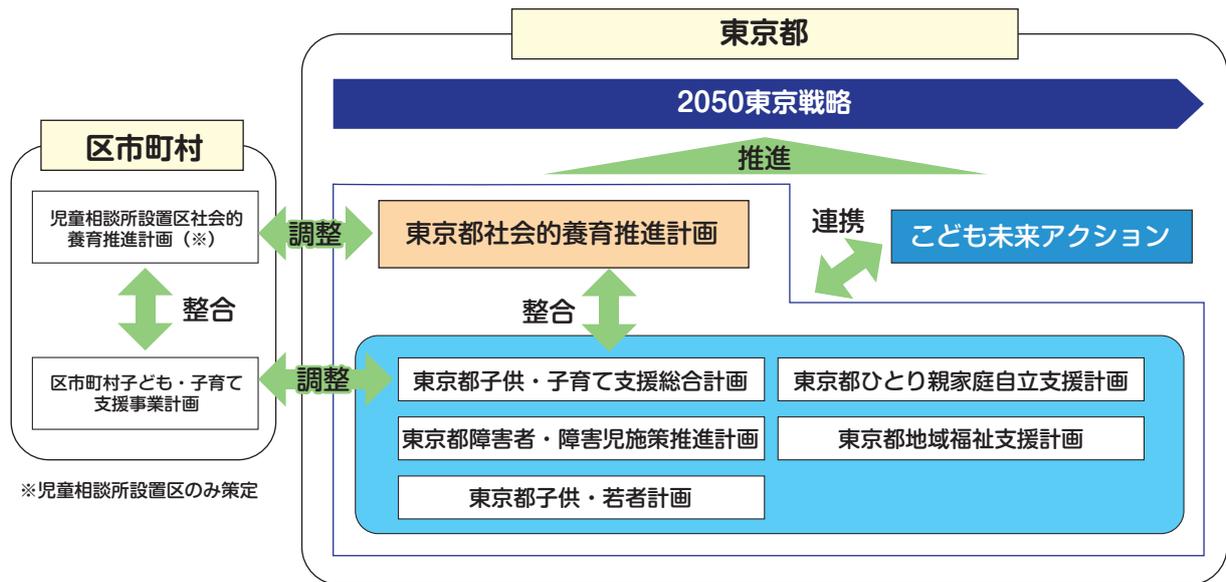
(沿革)

年	月	国の動き	都の施策
平成23年	7	社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会とりまとめ「社会的養護の課題と将来像」 ○ 家庭的養護の推進 ○ 専門的ケアの充実 ○ 社会的養護の下で育った子供の自立支援の充実 ○ 虐待防止のための家族支援、施設の地域支援の充実	
平成24年	11	厚生労働省通知「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」 ○ 社会的養護の需給との調和を図りつつ、施設の小規模化に伴う定員の削減を進めるため、都道府県計画を策定 ○ 今後十数年かけ、里親等、グループホーム、本体施設が概ね3分の1ずつに	
平成26年	10		東京都児童福祉審議会提言 「社会的養護の新たな展開に向けて—家庭的養護・地域化の推進と切れ目のない支援—」
平成27年	4		「東京都社会的養護施策推進計画」(平成27年～平成41年度)の策定
平成28年	5	児童福祉法等改正 ○ 子供が権利の主体であること ○ 家庭養育優先原則 ○ 里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援、養子縁組里親を法定化、養子縁組に関する相談支援を都道府県業務に位置づけ ○ 児童相談所の体制強化等	
	7	厚生労働省「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」(平成29年8月まで開催)	
	11		東京都児童福祉審議会提言 「家庭的養護の推進について—家庭と同様の環境における養育の更なる推進に向けて—」
平成29年	8	「新しい社会的養育ビジョン」策定 ○ 都道府県計画の見直し(平成30年度末まで) ・ フォスタリング機関事業の創設(令和2年度までに) ・ 乳幼児の家庭養育原則の実現(5年以内に) ・ 家庭養育や施設養育推計、施設の適切な配置(10年計画) ・ 児童相談所・一時保護改革(5年計画) ・ 特別養子縁組の推進(5年以内に現状の約2倍に)	
平成30年	7	厚生労働省通知「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」	
		厚生労働省通知「一時保護ガイドラインについて」	
平成31年	4		「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」施行
令和2年	4		「東京都社会的養育推進計画」(令和2年～令和11年度)の策定
	12		東京都児童福祉審議会提言 「新たな児童相談のあり方について—「予防的支援」と「早期対応」の抜本的強化に向けて—」
令和4年	2	厚生労働省「令和3年度社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会」報告書 ○ 社会的養育推進計画について以下の指摘 ・ 資源の計画的な整備方針のための計画とすべき ・ 効果や課題について、適切な指標を設けて都道府県に対して実態把握・分析を促していく必要性	
	6	児童福祉法等改正 ○ 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充 ○ 一時保護施設及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上 ○ 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化 ○ 児童の意見聴取等の仕組みの整備等	
令和5年	1		東京都児童福祉審議会提言 「児童相談所が関わる子供の意見表明を支援する仕組み(子供アドボケート)の在り方について」
令和6年	3	こども家庭庁通知「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」	
	4	内閣府令「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」施行	

2 計画の位置付け

- 本計画は、東京都全体の社会的養育の充実に向け、子供の最善の利益を確保する観点から、在宅での支援から特別養子縁組、代替養育や自立支援など、一体的かつ全体的な視点をもって策定する計画です。
- 都道府県の推進計画策定に当たっての基本的な考え方等をまとめた「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」（令和6年3月）に基づき、「東京都社会的養育推進計画（令和2年3月）」を見直し、新たな推進計画として策定します。
- 「2050 東京戦略」の推進に向け、「こども未来アクション」と連携し、「東京都子供・子育て支援総合計画」等、関連する計画と整合を図っています。  
また、児童相談所を設置する特別区（※）が策定する社会的養育推進計画等とも調整を図り、都全体の社会的養育の方向性をまとめています。

※ 令和6年4月1日時点で児童相談所を設置している世田谷、江戸川、荒川、港、中野、板橋、豊島、葛飾の8つの区が社会的養育推進計画を策定



- 児童福祉法、子供・子育て支援法、子ども・若者育成支援推進法、社会福祉法、生活困窮者自立支援法等に定める、子供と子育て家庭を支える様々な事業等を活用し、本計画に定める取組を推進していきます。

### 3 計画期間

- 本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

### 4 計画の構成

- 本計画は、4つの章で構成しています。
- 本章を第1章とし、第1章では、計画の位置付け、期間、構成に加え、計画の基本要素となる、「全体を貫く共通の考え方」・「理念」・「目標」・「視点」について記載しています。
- 第2章では、都の社会的養育の現状について述べるとともに、計画期間における都全体の代替養育を必要とする児童数の推計、里親等委託率の目標値について記載しています。
- 第3章では、計画で定める9つの目標ごとに、現状の取組、課題を明示し、計画期間における取組の方向性について記載しています。
- 第4章では、本計画の推進に向けた取組や指標の毎年度の把握、それを踏まえた達成状況の進捗評価について示します。

## 5 計画全体を貫く共通の考え方、計画の「理念」・「目標」・「視点」

### (1) 計画全体を貫く共通の考え方

- 子供の最善の利益を実現するためには、児童相談所や区市町村などの相談支援機関は関係機関と相互に緊密な連携を行い、「家庭養育優先原則」と「パーマネンシー保障」の理念に基づくケースマネジメントを徹底することが必要です。
- このことから、「家庭養育優先原則」と「パーマネンシー保障」の2つを、**計画全体を貫く共通の考え方として位置付け**、これらの実現に向け、あらゆる場面において具体的な取組を推進していきます。

#### 【家庭養育優先原則】

- 児童福祉法では、第3条の2第1項において、国及び地方公共団体の責務を次のとおり定め、子供の「家庭養育優先原則」を徹底し、子供の最善の利益を実現する方針を示しています。

#### ※ 児童福祉法第3条の2第1項

「児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。

ただし、児童及びその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況を勘案し、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあつては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあつては児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。」

#### 【パーマネンシー保障】

- 国は、計画の策定要領において、都道府県に対し、子供の最善の利益を図るための「永続的な家族関係をベースにした家庭という育ちの場の保障、いわゆるパーマネンシー保障」の理念を踏まえた計画策定を求めています。
- このパーマネンシー保障の理念に基づき、支援者は、まず、予防的支援により、家庭での生活を維持するために最大限の努力を行うことが重要です。それでもなお、代替養育が必要となった場合であっても、子供の意向や状況等を踏まえながら、できる限り家庭と同様の環境での養育を検討するとともに、代替養育の開始の時点から家庭復帰を目指します。
- また、子供の「育ちの連続性の保障」の観点から、たとえ支援の主体が変わったとしても、子供中心の途切れないケースマネジメントのもと、子供自身が安心して将来の見通しを持てる環境を提供することが必要です。

(2) 計画の「理念」・「目標」・「視点」

- 「家庭養育優先原則」と「パーマネンシー保障」の2つの考え方に沿って、都全体の社会的養育に関する取組の充実を目指します。
- 本計画では、「3つの理念」、「9つの目標」、「6つの視点」を掲げ、施策を推進していきます。

**3つの理念 <基本理念>**

- ① 妊娠期から一貫して、子供と家庭を社会全体で切れ目なくサポートするとともに、支援が必要となった場合でも、できる限り家庭での養育の継続を目指す。
- ② 社会的養護が必要になった場合であっても家庭復帰を目指すとともに、社会的養護の下で育つ子供たちについては、家庭と同様の養育環境において、健やかに育ち、自立できることを目指す。
- ③ 心理的・治療的ケアが必要な子供への専門的な支援により、全ての子供たちの安全・安心の確保を目指す。

**9つの目標**

**<基本理念の実現に向け取り組む方向性を明らかにする目標>**

- ① 当事者である子供の権利擁護の取組の充実
- ② パーマネンシー保障の考え方に基づく支援体制の構築
- ③ 家庭と同様の環境における養育の推進
- ④ 施設におけるできる限り良好な家庭的環境の整備
- ⑤ 心理的・治療的ケアが必要な子供への専門的な支援の充実
- ⑥ 社会的養護のもとで育つ子供たちの自立支援
- ⑦ 児童相談体制の強化
- ⑧ 一時保護児童への支援体制の強化
- ⑨ 子供と子育て家庭を支える専門人材の確保・育成・定着

**6つの視点 <計画の推進に当たって留意すべき視点>**

- ① 地域における切れ目ない支援の視点
- ② 子供にとっての最善の利益確保の視点
- ③ 心理的・治療的ケアが必要な子供への専門的支援の視点
- ④ 大都市東京のニーズと特性を踏まえた視点
- ⑤ 広域的な自治体の役割からの視点
- ⑥ 子供を含む家族全体に対し分野横断的に資源を活用する包括的な支援の視点

## (3つの理念)

- 本計画では
  - ・「妊娠期から一貫して家庭での養育を継続」を目指す理念 (理念①)
  - ・「家庭復帰や家庭と同様の環境での養育」を目指す理念 (理念②)
  - ・「ケアニーズが高い子供への専門的な支援」を目指す理念 (理念③)

妊娠期から一貫して、子供と家庭を社会全体で切れ目なくサポート  
 理念① するとともに、支援が必要となった場合でも、できる限り家庭での  
 養育の継続を目指す。

「家庭養育優先原則」と「パーマネンシー保障」の実践には、妊娠期から家庭を支えるため、区市町村の家庭支援事業等を活用した予防的支援により家庭維持に努めることが重要です。

区市町村の児童相談部門と母子保健部門が一体となった「こども家庭センター」の機能により、子育て家庭のニーズや困りごとを早期に把握し、適切な支援につなげ、できる限り家庭での養育を継続していくことが求められます。

社会的養護が必要になった場合であっても家庭復帰を目指すとともに  
 理念② に、社会的養護の下で育つ子供たちについては、家庭と同様の養育環  
 境において、健やかに育ち、自立できることを目指す。

社会的養護が必要となった場合にも、児童相談所には、子供たちの実の家庭への復帰を目指したケースマネジメントの徹底が求められます。

社会的養護が必要な子供たちには、本人の意向を尊重しながら、親族里親、養子縁組里親、養育里親等を選択していきます。施設入所が必要な場合にも、小規模化された家庭的な環境での養育に努めることが重要です。

家庭復帰がどうしても困難な場合には、子供の最善の利益の確保の観点から、親族等による養育や特別養子縁組を検討することも求められます。

理念的・治療的ケアが必要な子供への専門的な支援により、全ての  
 理念③ 子供たちの安全・安心の確保を目指す。

虐待経験や発達障害等ケアニーズが高く、特別な支援を必要とする子供たちが増加していることから、こうした子供たちが、生活する場に関わらず、一人ひとりの特性に応じたケアを受けられることが必要です。

施設における心理的ケアの専門的な体制の強化や、児童相談センターにおける施設への支援、医療機関とのネットワークの構築などにより、子供たちが必要な支援を受けられる体制の確保が求められます。

### （9つの目標）

「3つの理念」を実現するために、9つの目標を設定しています。

本計画における「目標」は、前回計画に記載していた具体的な取組を基本に、近年重要性が増している「当事者である子供の権利擁護の取組の充実」、「パーマネンシー保障の考え方に基づく支援体制の構築」、「心理的・治療的ケアが必要な子供への専門的な支援の充実」、「子供と子育て家庭を支える専門人材の確保・育成・定着」の4つの要素を新たに追加しています。

#### 目標① 当事者である子供の権利擁護の取組の充実

- 都は、平成31年4月に制定した「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」において、子供があらゆる場面において、権利の主体として尊重される必要があり、子供の意見が尊重されることや、子供の安全及び安心の確保並びに最善の利益が最優先されることを明記しています。
- こうした考え方に則り、子供自身や子供の周りの大人、児童相談所や施設職員などを対象とした取組を進め、子供の権利擁護の取組の充実を目指します。

#### 目標② パーマネンシー保障の考え方に基づく支援体制の構築

- 子供の最善の利益のためには、永続的な家族関係をベースにした、パーマネンシー保障の考え方に基づく、家庭や家庭と同様の関係における養育を支援することが重要です。
- 家庭での養育を継続するためには、妊婦や家庭の悩みに寄り添い、養育困難となる状況や虐待の発生を未然に防ぐことが求められます。
- 家庭での養育が困難な状況に至った場合にも、家庭においてできる限り安定した養育環境を子供に保障するよう支援することが必要ですが、やむを得ず養育者が変わる場合には、子供の目線に立ちながら子供の最善の利益を実現するよう、きめ細かな支援体制の構築を目指します。

#### 目標③ 家庭と同様の環境における養育の推進

- 特に就学前の乳幼児期は、愛着関係の基礎を作る時期であり、子供が安心できる、温かく安定した家庭で養育されることが求められます。そのため、代替養育が必要となった子供たちを家庭と同様の環境で養育する里親等の役割が重要です。
- 里親等による養育が進むよう取組を進めるとともに、実親による養育が望めず、他に養育できる親族等がない児童については、特別養子縁組による永続的な育ちの場も検討するなど、子供の最善の利益の観点に立った取組の推進を目指します。

**目標④ 施設におけるできる限り良好な家庭的環境の整備**

- 家庭では困難なケアを要する子供たちや家庭養育を望まない子供たちの育ちの場として、多職種が配置されている施設の役割は依然として重要です。こうした施設養育が必要な子供たちが、「できる限り良好な家庭的環境」で過ごせるよう、施設における家庭的な環境整備が求められます。
- あわせて、子供の暮らしの場としての施設の特性を活かして、一時的に家庭等での養育が困難となった子供たちを受け入れるなど、取組を進めます。

**目標⑤ 心理的・治療的ケアが必要な子供への専門的な支援の充実**

- 近年、個別的なケアを必要とする子供が増加しており、施設においてもそうした子供たちへの対応が重要となっています。
- ケアニーズの高い子供たちが、一人ひとりの特性に合った適切なケアを受けられ安全・安心に暮らしていけるよう、施設における支援体制の充実を目指します。また、より高度なケアが必要となった場合に、適切な医療につなげられる体制の構築を目指します。

**目標⑥ 社会的養護のもとで育つ子供たちの自立支援**

- 令和4年改正児童福祉法において、社会的養護経験者等の実情の把握や社会的養護経験者等に対し必要な援助を行うことが、都道府県の業務として位置付けられています。
- 児童養護施設や自立援助ホームに入所中の児童の退所後の生活や進学、就労に向けた自立支援を推進するとともに、社会的養護経験者等の実情を把握し、その自立のために必要な援助の実施を目指します。

**目標⑦ 児童相談体制の強化**

- 児童相談所における児童福祉司の配置基準は、令和4年度から、人口3万人に1人の配置に引き上げられており、深刻化する児童虐待に迅速かつ的確に対応するため、児童福祉司を計画的に増員し、児童相談体制の強化を進める必要があります。
- 令和3年に公布された児童相談所の設置基準の政令等を踏まえ、都児童相談所を新設や管轄区域の見直しによるきめ細かな児童相談体制の整備を目指します。
- 区市町村の児童相談部門である子供家庭支援センターや区立児童相談所を含め、都が東京全体の児童相談業務の総合調整を行い、都と区市町村が一体となった児童相談体制の確保を目指します。

**目標⑧ 一時保護児童への支援体制の強化**

- 令和6年4月、内閣府令により、初めての一時保護所の独自基準となる「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」が施行され、都道府県は新たに条例により基準を定めることが求められました。
- これまで、一時保護所では定員を超過して児童の受入れを行っている状況となっており、新たな基準を踏まえ、将来的な需要を勘案しながら、子供の権利擁護や個別的ケアの充実の観点から、一時保護児童への支援体制の強化を目指します。

**目標⑨ 子供と子育て家庭を支える専門人材の確保・育成・定着**

- 子供と子育て家庭を支える人材には、児童相談所や子供家庭支援センター、母子保健部門、児童養護施設等、従事先の特性に応じた高い専門性が求められます。本計画で定める切れ目ない支援を提供するには、担い手となる専門人材の確保・育成・定着が欠かせません。
- 都と区市町村が連携し、専門人材を安定的に確保していくとともに、児童養護施設等における人材確保を支援し、都全体の社会的養育を支えていくことを目指します。

### （6つの視点）

本計画の推進に当たって、特に留意すべき視点として、以下の「6つの視点」を掲げています。

#### 視点① 地域における切れ目ない支援の視点

- 家庭養育を継続するために、支援が必要な妊婦への妊娠期からの支援など、妊娠期からの支援が必要です。
- 子育て期においても、家庭のニーズや困りごとを早期に把握し、家庭支援事業等により、居住する地域に関わらず、切れ目なく家庭維持のための支援が提供されることが求められます。

#### 視点② 子供にとっての最善の利益確保の視点

- 家庭養育優先原則やパーマネンシー保障の理念に沿って、子供の意向を尊重しながら、家庭維持や家庭復帰、代替養育の確保がされることが必要です。
- 在宅家庭においても、代替養育先においても、一人ひとりの子供の権利が尊重され、安全・安心が確保されることが求められます。

#### 視点③ 心理的・治療的ケアが必要な子供への専門的支援の視点

- ケアニーズの高い児童には、在宅指導中や施設入所中であるかに関わらず、一人ひとりの特性に合った、専門的なケアが必要です。
- 児童相談センターや施設それぞれの対応力の強化と合わせて、医療機関と連携した心理治療的なケアが求められます。

#### 視点④ 大都市東京のニーズと特性を踏まえた視点

- 都内では多くの虐待相談が発生しています。また、都の一時保護所では、「トーマ横キッズ」の一時的な受入れなどの課題もあります。
- 人口規模に合わせた児童相談所の体制整備を進めるとともに、入所需要に合わせた一時保護体制の整備が求められます。

視点⑤ 広域的な自治体の役割からの視点

- 都内には、都の児童相談所や区の児童相談所、区市町村の子供家庭支援センターといった、児童相談部門が存在しています。
- 都は区市町村の取組を支援するとともに、相談援助業務や専門相談、人材育成などを総合的に調整し、きめ細かな相談体制を構築していくことが必要です。

視点⑥ 子供を含む家族全体に対し分野横断的に資源を活用する包括的な支援の視点

- 子供や家庭が抱える不安、悩み、負担感は様々であり、それぞれに丁寧に寄り添い支援していくことが必要です。
- 個々の状況に応じて、児童福祉分野や子供・子育て分野の支援に加え、若者支援や福祉サービスなど、分野横断的・包括的な支援が求められます。

(社会的養育に関する体系図)



資料：こども家庭庁



# 第2章

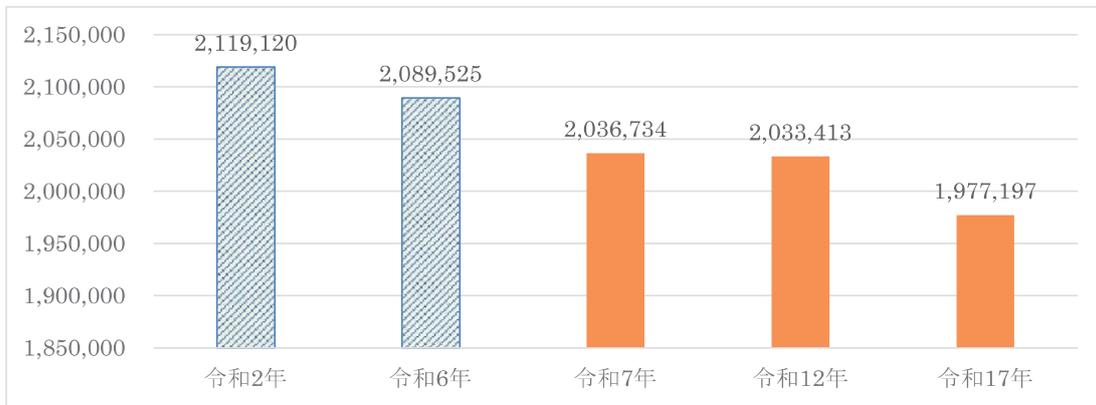
## 東京都の状況

## 第2章 東京都の状況

### 1 人口等

#### (1) 東京都の児童人口の推計

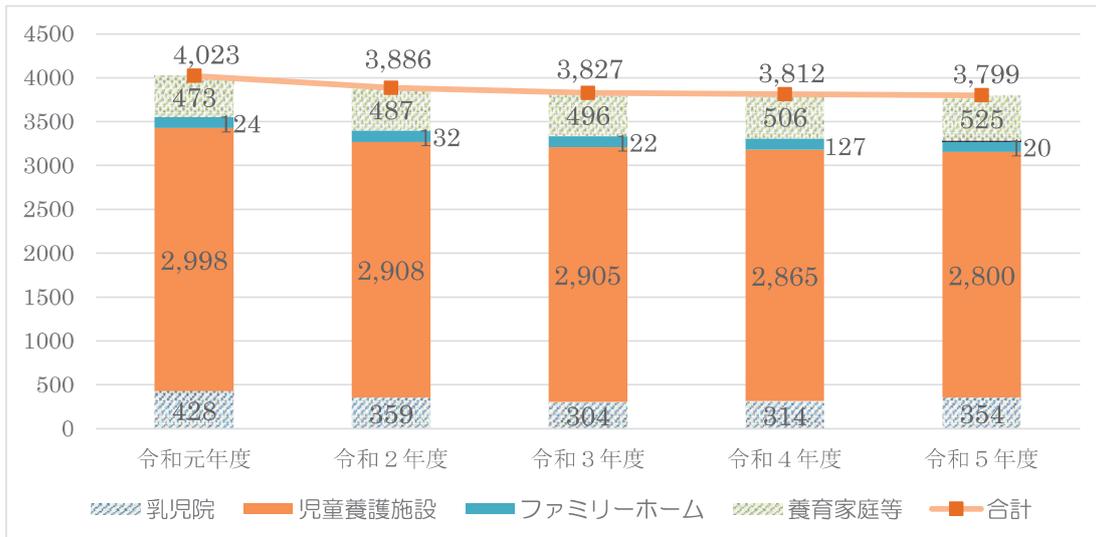
東京都における0～19歳までの人口は、令和6年1月時点で、日本人が2,007,478人、外国人が82,047人、合計2,089,525人であり、都総務局が令和6年3月に公表した「東京都世帯数の予測」では、令和7年(2025年)は2,036,734人、令和12年(2030年)は2,033,413人、令和17年(2035年)は1,977,197人(各年10月1日時点)と予測されています。



資料：総務局「東京都世帯数の予測」

#### (2) 社会的養護のもとで育つ児童数の推移

ここ数年、社会的養護の措置児童数は4,000人前後で推移しています。



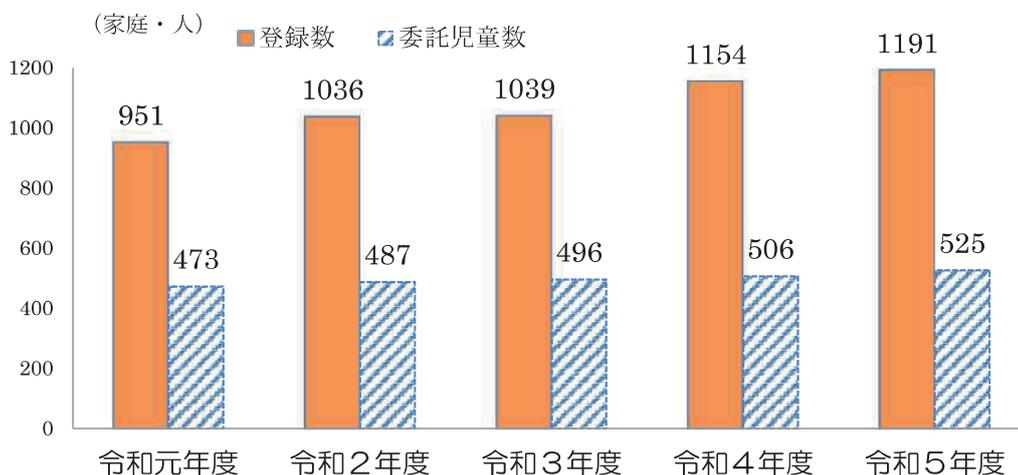
※児童養護施設入所児童数及び乳児院入所児童数については各年度3月1日現在、養育家庭等委託児童数及びファミリーホーム委託児童数については、各年度末現在

資料：福祉局

## 2 里親等の状況

### (1) 養育家庭等の登録数及び委託児童数の推移

登録家庭数及び委託児童数は増加傾向ですが、伸びは緩やかになっています。



※登録家庭数：養育家庭、専門養育家庭、親族里親、養子縁組里親の合計で、複数登録している場合は重複を排除して計上

資料：福祉局

### (2) ファミリーホーム設置数及び委託児童数の推移

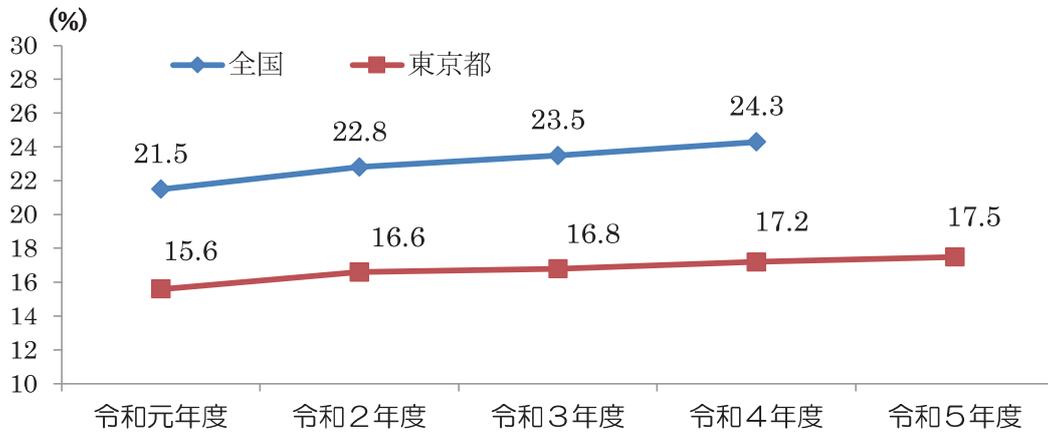
ファミリーホームは、令和5年度末現在、都内に30ホームあり、うち養育家庭移行型ファミリーホームが19ホーム、法人型ファミリーホームが11ホームとなっています。

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置数	29	31	31	30	30
養育家庭移行型ファミリーホーム	20	22	20	19	19
法人型ファミリーホーム	9	9	11	11	11
定員数	174	186	186	180	180
委託児童数	124	132	122	127	120

資料：福祉局

## (3) 里親等委託率の推移

里親等委託率は上昇傾向ですが、全国平均よりも低く推移しています。



※養育家庭等委託率＝養育家庭等・ファミリーホーム委託児童数／乳児院入所児童数+児童養護施設入所児童数+養育家庭等・ファミリーホーム委託児童数

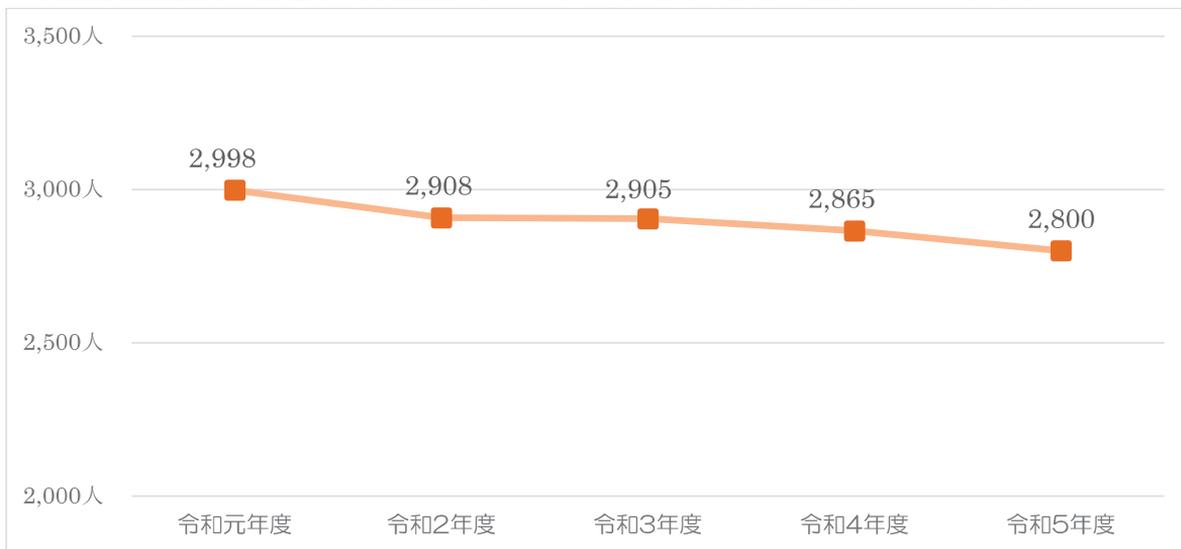
※全国の数値は「社会的養護の現状について（厚生労働省）」による。（令和5年度は未発表）

資料：福祉局

### 3 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設の状況

#### (1) 児童養護施設の入所児童数の推移

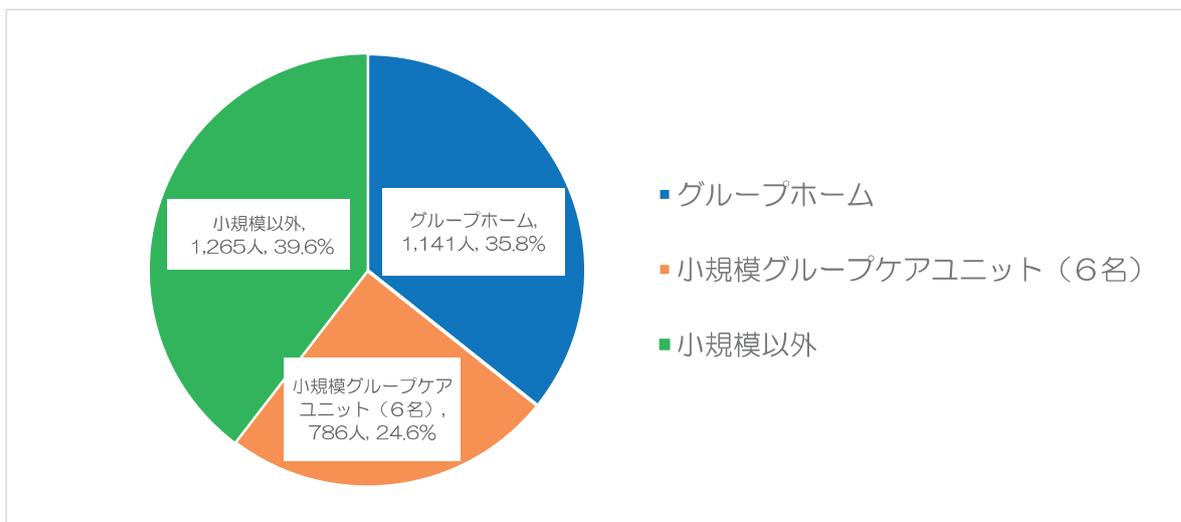
児童養護施設で生活する児童数はここ数年、減少傾向で推移しています。



資料：福祉局

#### (2) 児童養護施設の小規模化の状況

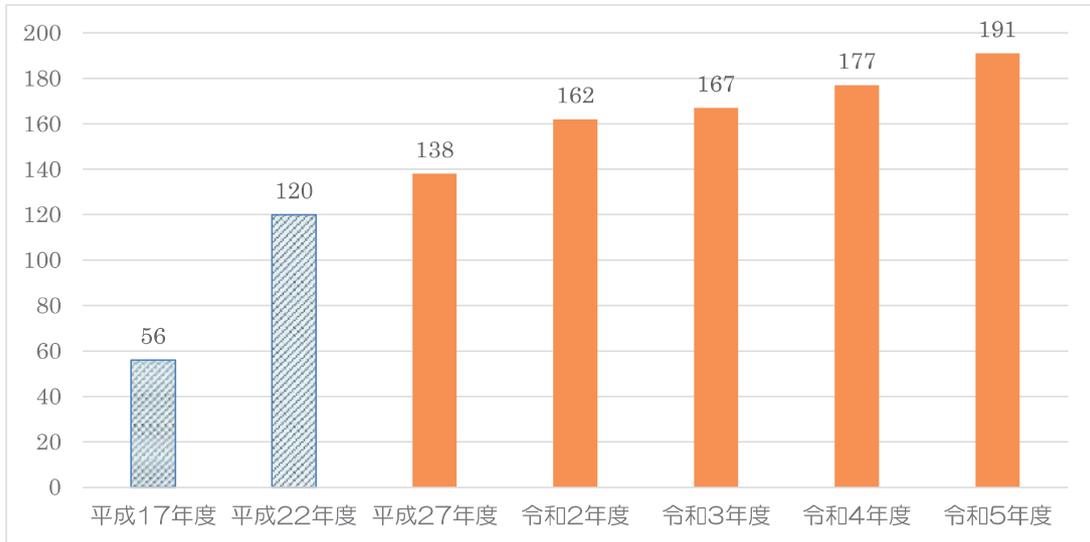
児童養護施設における小規模化の状況は、令和6年9月1日現在で、グループホームが1,141人と児童養護施設定員の35.8%となっています。本体施設で行っている6名以下のユニットケアとグループホームを合わせた小規模化の状況としては、児童養護施設全体の60.4%です。



資料：福祉局

### (3) グループホーム設置数の推移

平成17年度に、国から児童養護施設の小規模化に関する通知が発出されたこともあり、大幅に増加しましたが、近年、伸びは緩やかになっています。

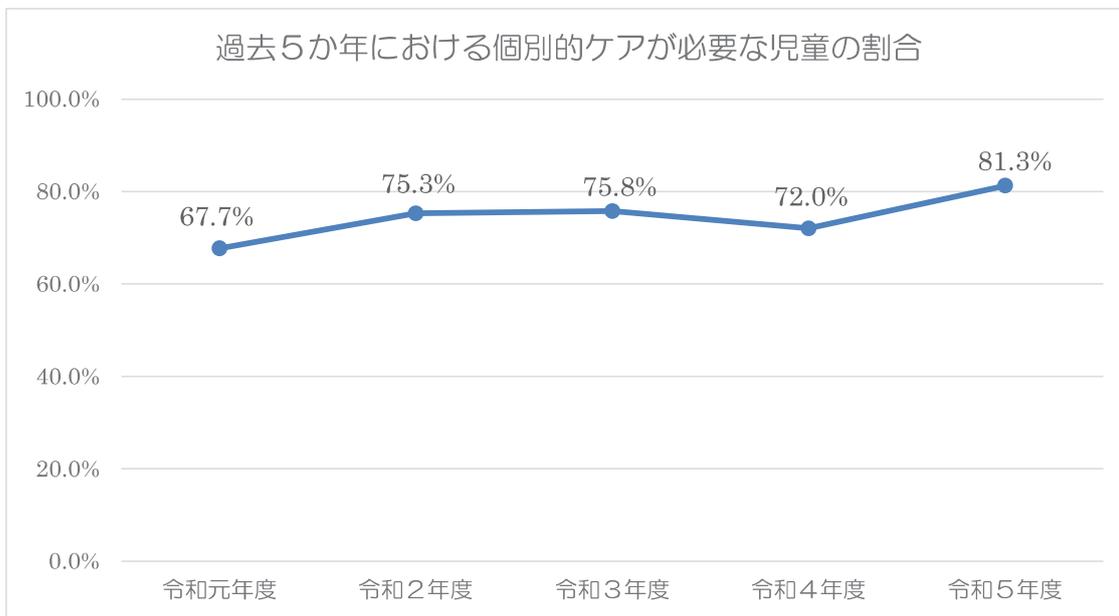


資料：福祉局

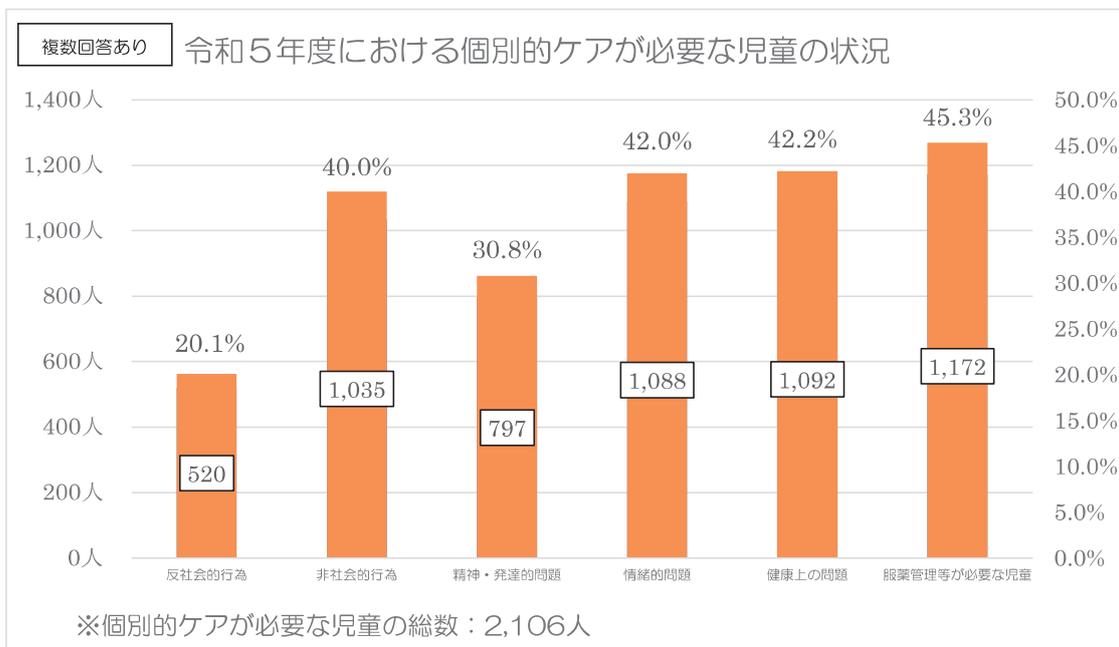
(4) 児童養護施設における個別的ケアが必要な児童の入所状況

個別的なケアが必要な児童の割合はここ数年、増加傾向で推移しています。

また、令和5年度における個別的ケアが必要な児童の状況では服薬管理等が必要な児童の割合が高くなっています。



資料：福祉局

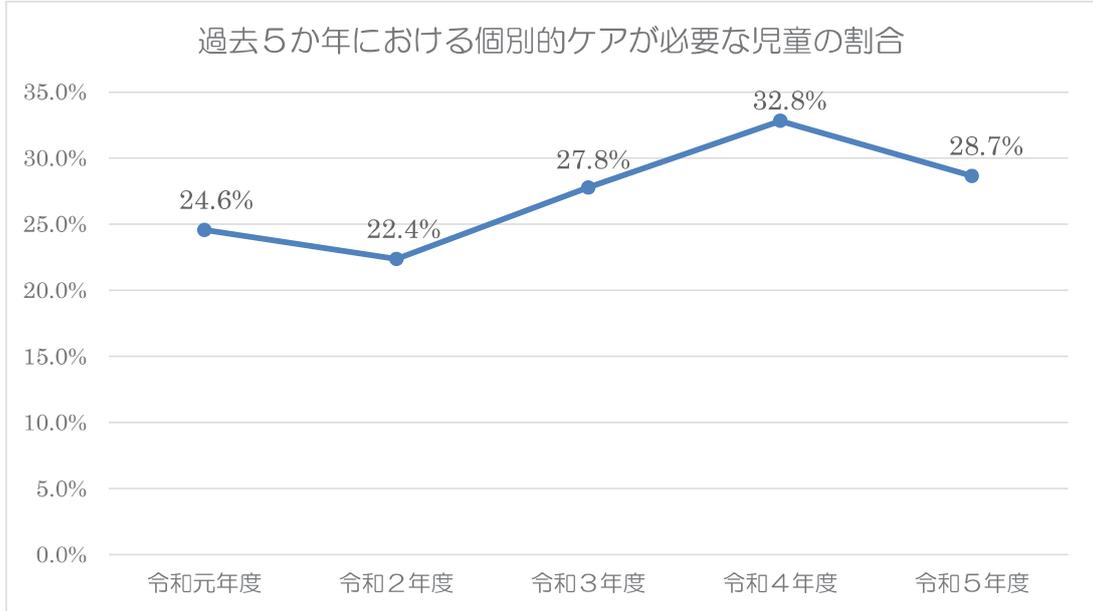


資料：福祉局

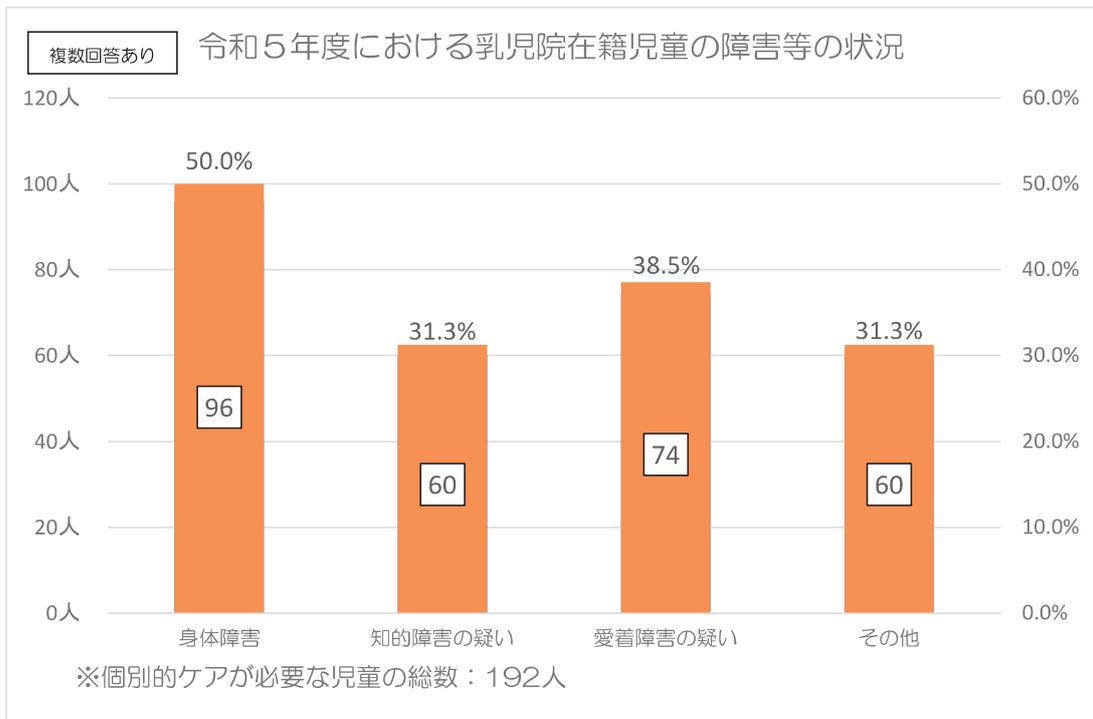
(5) 乳児院在籍児童の障害等の状況

個別的なケアが必要な児童の割合はここ数年、緩やかに増加しています。

また、令和5年度における障害等の状況では身体障害を抱えている児童の割合が高くなっています。



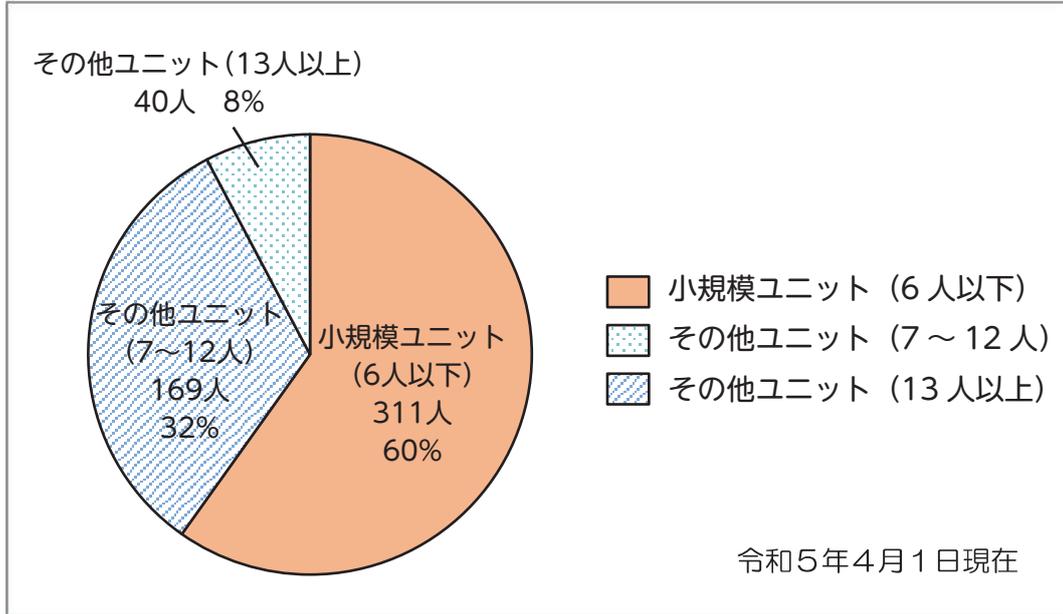
資料：福祉局



資料：福祉局

(6) 乳児院の小規模化の状況

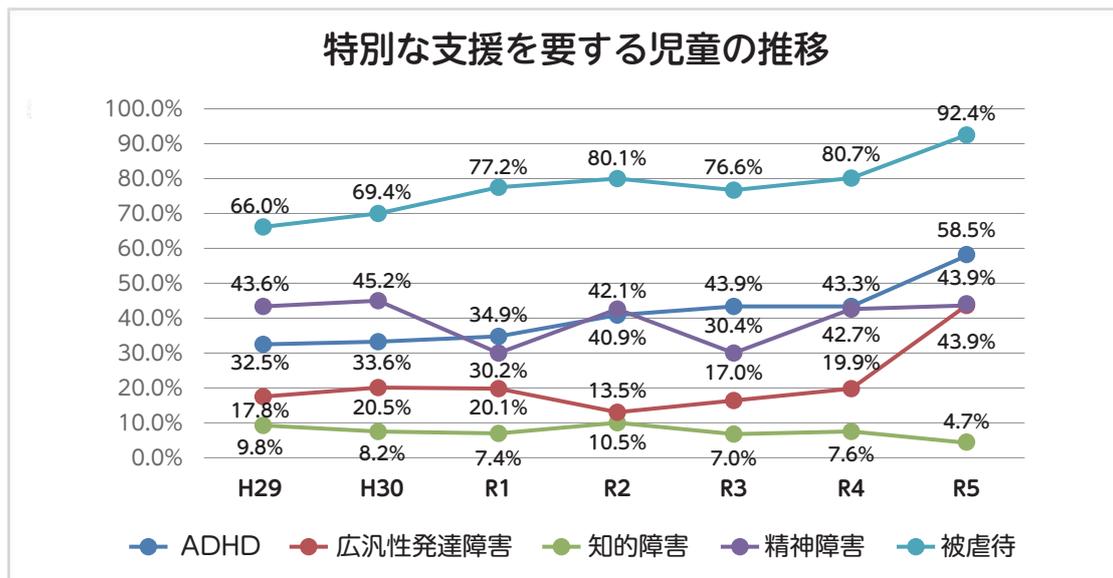
乳児院の中で4人から6人までの小規模で家庭的な運営を行うユニットは、全体の60%となっています。



資料：福祉局

(7) 児童自立支援施設におけるケアニーズの高い児童の状況

児童自立支援施設では、被虐待経験を有する児童や、精神障害、発達障害等の課題を抱え、個別・専門的な対応が必要な児童が増加傾向にあります。



資料：福祉局

#### 4 自立支援の状況

##### (1) 進路状況

令和5年3月に卒業した児童で、高等学校等進学率は、児童養護施設で97.4%、児童自立支援施設で89.3%、里親で100%となっています。また、大学等進学率は、児童養護施設で28.3%、自立援助ホームで26.1%、里親で42.9%となっています。

◎中学校卒業児童

	令和5年3月中学校 卒業児童数		進学					就職		その他		
			高校等	専修学校等	合計							
児童養護施設	東京都	189人	179人	94.7%	5人	2.6%	184人	97.4%	0人	0.0%	5人	2.6%
	全国	2,079人	1,971人	94.8%	47人	2.3%	2,018人	97.1%	30人	1.4%	31人	1.5%
児童自立支援施設	東京都	28人	25人	89.3%	0人	0.0%	25人	89.3%	2人	7.1%	1人	3.6%
	全国	368人	318人	86.4%	8人	2.2%	326人	88.6%	11人	3.0%	31人	8.4%
里親	東京都	21人	21人	100.0%	0人	0.0%	21人	100.0%	—	—	—	—
(参考)全中卒者	東京都	107,133人	105,701人	98.7%	528人	0.5%	106,229人	99.2%	94人	0.1%	810人	0.7%
	全国	1,103千人	1,089千人	98.7%	4千人	0.4%	1,093千人	99.1%	2千人	0.2%	8千人	0.7%

◎高等学校卒業児童

	令和5年3月高等学校 卒業児童数		進学					就職		その他			
			大学等	専修学校等	合計								
児童養護施設	東京都	180人	在籍児童	24人	13.3%	14人	7.8%	38人	21.1%	16人	8.9%	8人	4.5%
			退所児童	27人	15.0%	36人	20.0%	63人	35.0%	49人	27.2%	6人	3.3%
	計	51人	28.3%	50人	27.8%	101人	56.1%	65人	36.1%	14人	7.8%		
	全国	1,697人	在籍児童	117人	6.9%	89人	5.2%	206人	12.1%	116人	6.9%	75人	4.4%
退所児童			237人	14.0%	216人	12.7%	453人	26.7%	759人	44.7%	88人	5.2%	
計	354人	20.9%	305人	17.9%	659人	38.8%	875人	51.6%	163人	9.6%			
自立援助ホーム	東京都	23人	在籍児童	5人	21.7%	5人	21.7%	10人	43.4%	3人	13.1%	2人	8.7%
			退所児童	1人	4.4%	0人	0.0%	1人	4.4%	5人	21.7%	2人	8.7%
	計	6人	26.1%	5人	21.7%	11人	47.8%	8人	34.8%	4人	17.4%		
	全国	243人	在籍児童	41人	16.9%	22人	9.1%	63人	26.0%	31人	12.8%	35人	14.4%
退所児童			21人	8.6%	7人	2.9%	28人	11.5%	48人	19.7%	38人	15.6%	
計	62人	25.5%	29人	12.0%	91人	37.5%	79人	32.5%	73人	30.0%			
児童自立支援施設	全国	11人	退所児童	1人	9.1%	2人	18.2%	3人	27.3%	6人	54.5%	2人	18.2%
里親	東京都	28人	委託児童	5人	17.9%	4人	14.3%	9人	32.2%	1人	3.5%	1人	3.5%
			委託解除児童	7人	25.0%	4人	14.3%	11人	39.3%	5人	17.9%	1人	3.5%
	計	12人	42.9%	8人	28.6%	20人	71.5%	6人	21.4%	2人	7.0%		
	全国	383人	計	131人	34.2%	91人	23.8%	222人	58.0%	119人	31.0%	42人	11.0%
(参考)全高卒者	東京都	103,282人	72,204人	69.9%	15,683人	15.2%	87,887人	85.1%	6,232人	6.0%	9,163人	8.9%	
	全国	1,065千人	607千人	57.0%	215千人	20.2%	822千人	77.2%	161千人	15.1%	82千人	7.7%	

※(児童養護施設・児童自立支援施設・里親)社会的養護現況調査(国)より

※(全中卒者、全高卒者)学校基本調査(国)より

##### (2) 進学した学校における在籍・卒業状況

児童養護施設等、社会的養護の下で育った方が、退所後に進学した学校等を卒業前に退学した割合は、14.0%となっています。

(単位：%)

続けて在籍している	中途退学した	卒業した
35.2	14.0	50.8

資料：「東京都における児童養護施設等退所者の実態調査」(令和4年1月)

##### (3) 離職状況

退所後に就いた最初の仕事を「すでに辞めている」と回答した方(126人)の約4割が、1年未満で辞めています。

(単位：%)

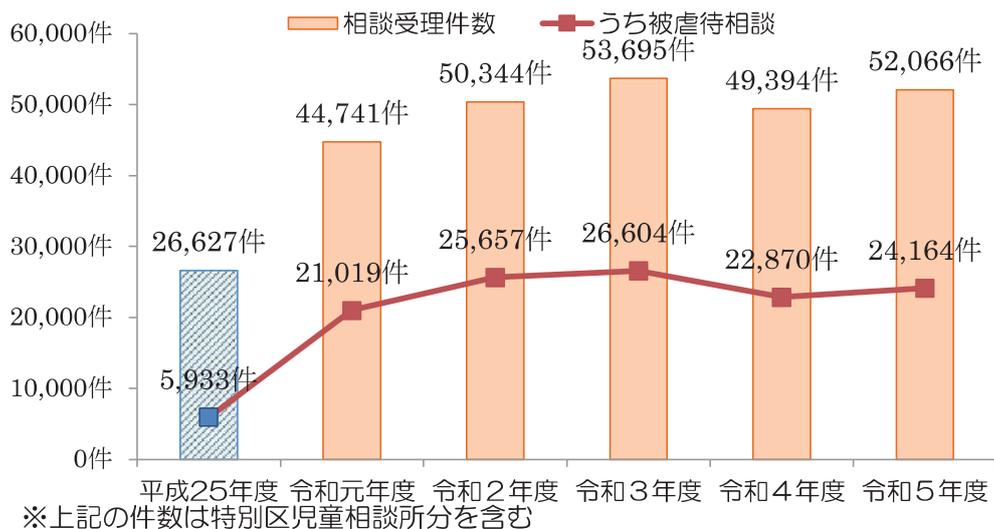
～6か月未満	6か月～1年未満	1～3年未満	3年以上
31.8	11.1	45.2	11.9

資料：「東京都における児童養護施設等退所者の実態調査」(令和4年1月)

## 5 児童相談所等の運営状況

### (1) 児童相談所の相談受理状況

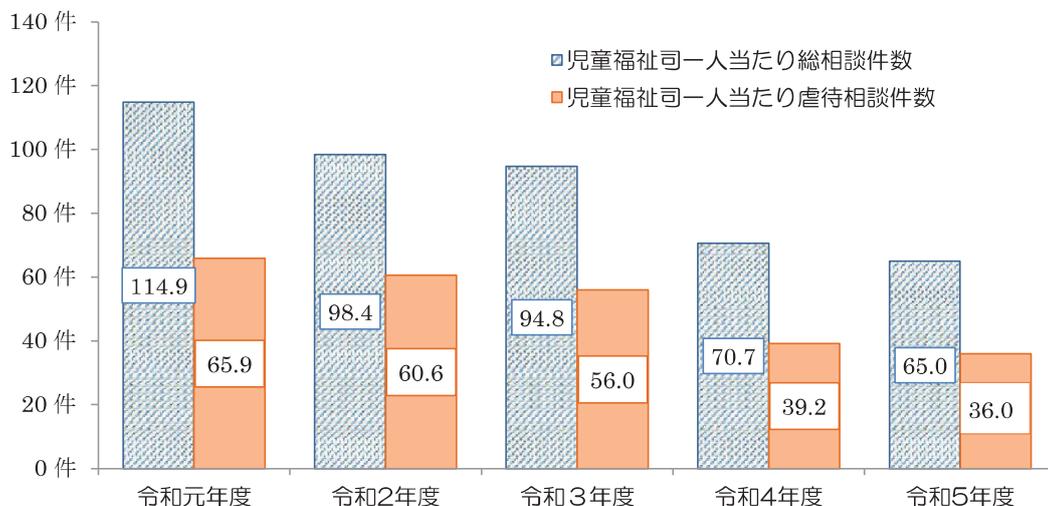
児童相談所が受理した相談件数は、増加傾向にあります。特に、被虐待相談は急増しており、10年前と比較し、4倍以上となっています。



資料：福祉局

### (2) 児童福祉司一人当たり相談件数

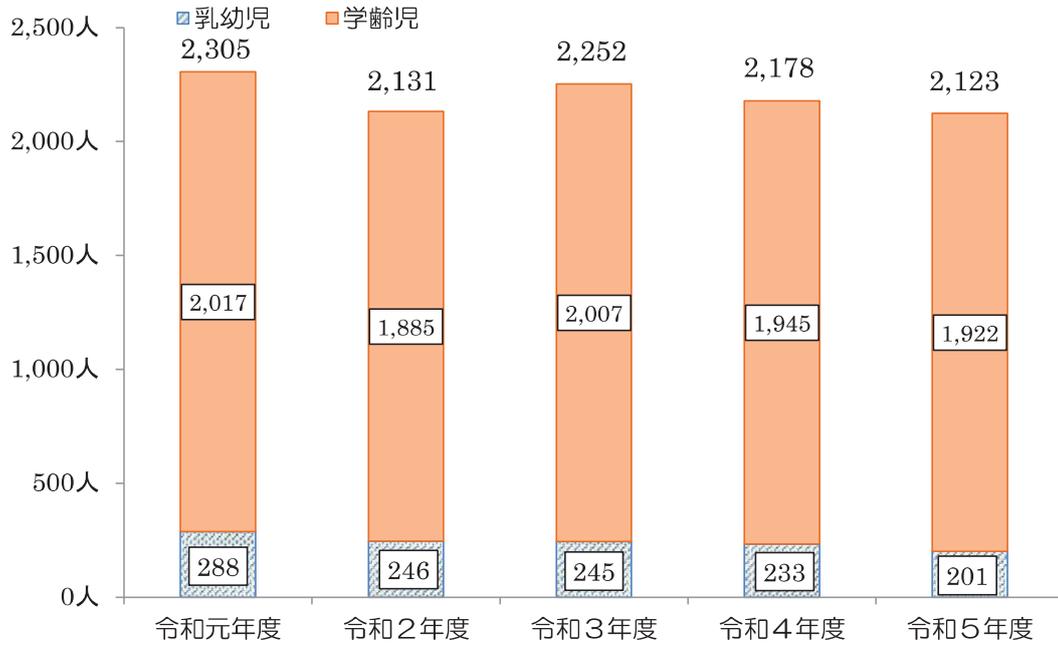
都児童相談所の児童福祉司1人当たりが受理する虐待相談は、年々減少しており、近年は一人50件となっています。



資料：福祉局

(3) 一時保護所新規入所状況

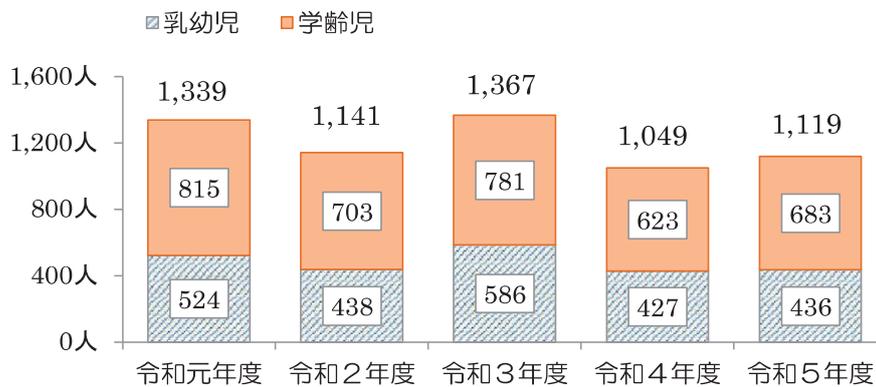
都一時保護所入所件数はほぼ横ばいであり、特に学齢児の割合が大きくなっています。



資料：福祉局

(4) 一時保護委託での新規保護人数

都一時保護委託件数は年間1,000件を超える水準で推移しています。



資料：福祉局

(5) 一時保護所入所率、平均保護日数

緊急での一時保護が必要なケースも多く、都一時保護所における年間平均入所率は100%超が常態化しています。

また、一人当たりの平均保護日数は、50日を超える状況です（全国平均32.7日：令和3年度）。

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
入所定員 A	237 人	237 人	250 人	250 人	237 人
1日当たり 平均入所数 B	269.2 人	248.4 人	266.1 人	319.3 人	324.4 人
平均入所数率 B / A	113.6%	104.9%	114.5%	127.8%	129.8%
一人当たり平均 保護日数	41.9 日	42.6 日	44.4 日	52.5 日	54.6 日

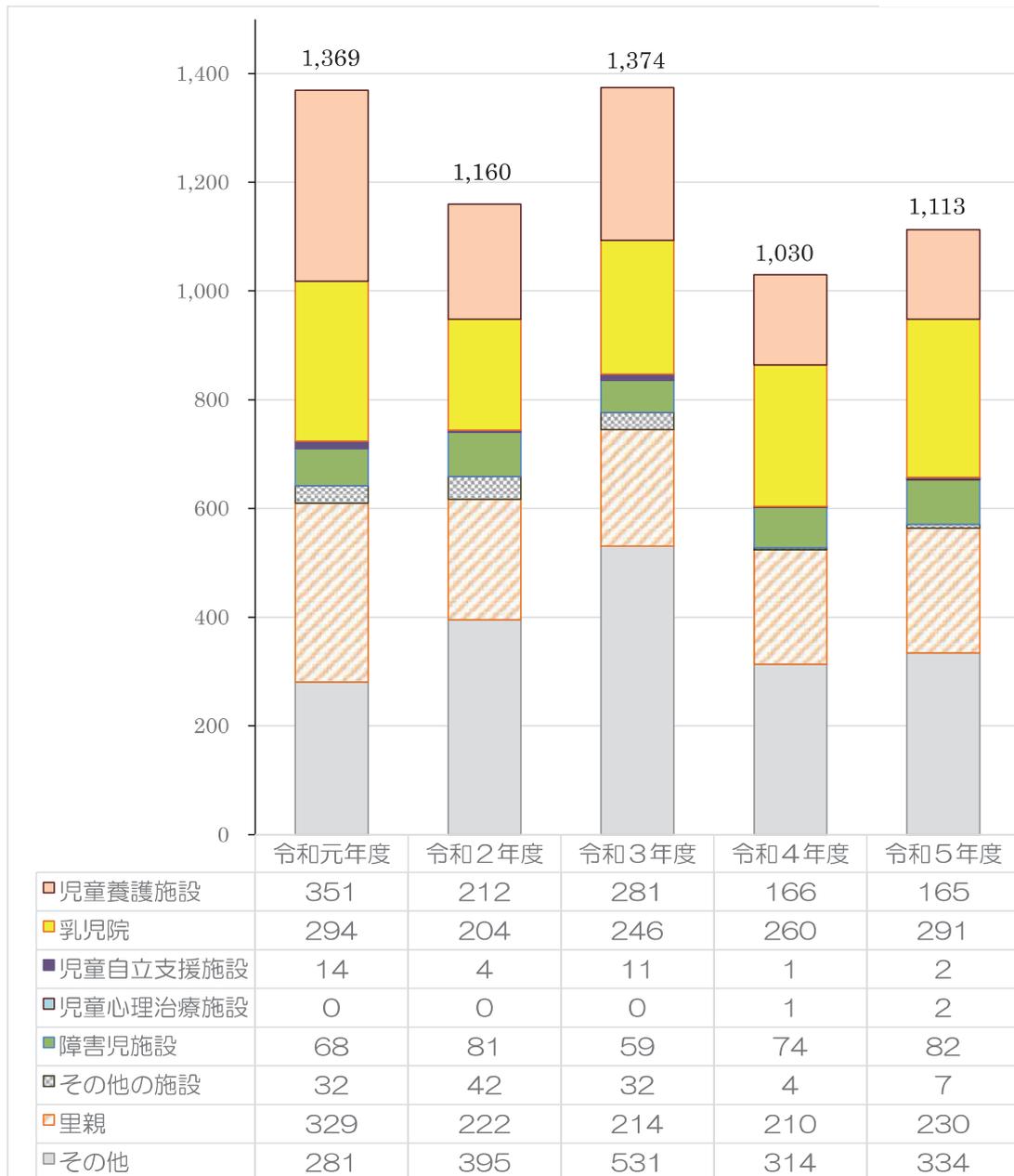
資料：福祉局

## (6) 一時保護委託解除状況（特別区児童相談所分を含まない。）

都児童相談所の一時保護委託解除状況においては、児童養護施設や乳児院、里親の割合が高くなっています。

※一時保護委託解除時、「対象の児童がどこの施設等に委託されていたか」の内訳を記載しています。

単位：人



資料：福祉局

## 【補足】統計数値について

(2)～(6)の統計数値については、特別区児童相談所分を含まない数値としています。

令和2年度	世田谷区、江戸川区、荒川区（令和2年7月1日）
令和3年度	港区
令和4年度	中野区、板橋区（令和4年7月1日）、豊島区（令和5年2月1日）
令和5年度	葛飾区（令和5年10月1日）

(1)～(6)の統計数値のうち、令和3度以前の数値は福祉行政報告例の訂正前の数値で記載をしています。令和4年度以降については、訂正後の数値で記載をしています。

## 福祉行政報告例の訂正について

福祉行政報告例においては、児童相談所が虐待と判断したもののみを「虐待相談対応件数」に計上することとしていますが、実際に児童相談所が相談対応したにも関わらず、「虐待に該当しない」と判断したものが統計に反映されないため、都はこうしたケースも対応件数に含めていました。

## 6 子育て短期支援事業（ショートステイ）の状況

### （1）ショートステイ事業を実施している自治体数

以下のとおり、ほぼすべての自治体においてショートステイ事業が実施されています。

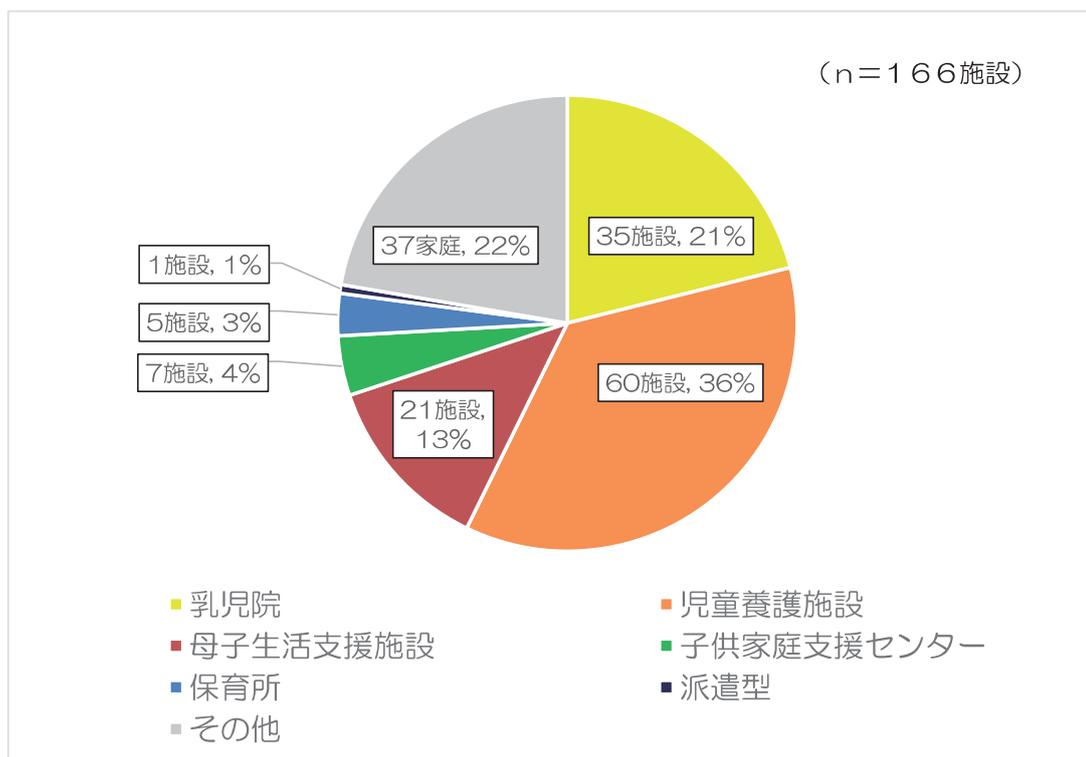
区	市	町村	合計
23	26	2	51

（令和6年4月1日現在）

資料：福祉局

### （2）施設種別

施設種別は児童養護施設が最も多く（36%）、その他協力家庭等（22%）、乳児院（21%）が続いています。



（令和6年4月1日現在）

資料：福祉局

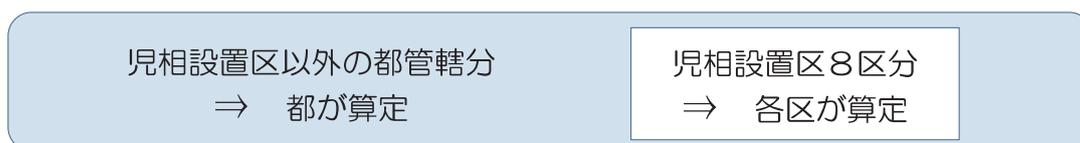
## 7 代替養育を必要とする児童数の推計

### <定義>

代替養育を必要とする児童数とは、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童であって、里親・ファミリーホームに委託し、又は児童養護施設等に入所させて養育することが必要な者の数を言います。

### <算定に当たっての基本的な考え方>

算定に当たっては、都と児相設置区それぞれが計画の策定主体として、代替養育が必要な児童数を算定することが求められますが、児童は広域に渡って入所措置されるなど、必ずしも一つの区で完結しないことから、整合を図りながら、全体の数値を算定することが必要となります。



上図のとおり、児相設置区は各区分の数値を算定、都は児相設置区以外の都管轄分の数値を算定し、合計した数値を都全体の代替養育が必要な児童数として扱います。

### <算定方法>

都と区の合計数を都全体の数値とするためには、都と区共通の方法で算定することが望ましいですが、一方で、児相設置以降の事例蓄積や区ごとの予防的支援の取組の違いなど、自治体間の違いも考慮する必要があります。

#### 【都区共通の算定方法】

上記を踏まえ、都及び児相設置区においては、共に以下の方法で算定することとします。

$$\text{前年度末の措置児童数} + (\text{新規措置児童数} - \text{退所児童数}) \\ + \text{潜在需要} - \text{予防的支援での家庭維持見込数}$$

なお、下線部については、各自治体の実情を踏まえ算定の有無、算定方法を判断することとします。

## ① 措置児童数の推計

### <推計方法>

#### ア 児童人口を推計

都政策企画局が令和6年8月に公表した「『未来の東京』戦略 附属資料 東京の将来人口」等をもとに、計画期間における児童人口（0歳～17歳）を推計（以下、児童人口推計）しています。

#### イ 児童相談所における養護相談対応件数(相談件数)を推計

児童人口に対する相談件数の割合（相談件数割合）の伸び率（直近実績の令和3年度から4年度の伸び率：1.041）を前年度の相談件数割合に乗じて、各年度の相談件数割合を推計しています。

次に、各年度の児童人口推計に相談件数割合を乗じ、相談件数を推計しました。

#### ウ 新たに代替養育が必要となる児童数(新規措置児童数)を推計

相談件数に対する新規措置児童数の割合（令和2年度から4年度の3か年平均：0.021）を相談件数に乗じて、各年度の新規措置児童数を推計しています。

#### エ 自立等により代替養育が不要となる児童数(退所児童数)を推計

前年度末の措置児童数に対する退所児童数の割合（令和3年度、4年度の2か年平均：0.198）を、前年度末の措置児童数に乗じて、当年度における退所児童数を推計しています。

<推計値 ①（都管轄分）>

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
児童人口	1,352,420人	1,344,290人	1,336,160人	1,328,030人	1,319,900人
相談件数	30,308件	31,353件	32,433件	33,549件	34,702件
新規措置 児童数	629人	651人	674人	697人	721人
退所児童数	573人	584人	597人	612人	629人
年度末 措置児童数※	2,942人	3,009人	3,086人	3,171人	3,263人

<推計値 ①（区児相分）>

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
児童人口	490,989人	485,693人	479,920人	473,965人	467,673人
相談件数	12,700件	12,993件	13,293件	13,582件	13,925件
新規措置 児童数	204人	207人	210人	211人	214人
退所児童数	202人	205人	203人	204人	207人
年度末 措置児童数※	973人	975人	982人	989人	996人

<推計値 ①（都全域（都管轄分+区児相分））>

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
児童人口	1,843,409人	1,829,983人	1,816,080人	1,801,995人	1,787,573人
相談件数	43,008件	44,346件	45,726件	47,131件	48,627件
新規措置 児童数	833人	858人	884人	908人	935人
退所児童数	775人	789人	800人	816人	836人
年度末 措置児童数※	3,915人	3,984人	4,068人	4,160人	4,259人

※前年度末措置児童数+新規措置児童数-退所児童数

## ② 潜在需要及び予防的支援での家庭維持見込数の推計

### <推計方法>

都管轄分においては、在宅指導中で施設等の利用が可能であったが、児童本人が希望しなかったことなどにより利用できなかった児童数を潜在需要として算定しました。

具体的には、当該児童の割合（施設 0.030、里親 0.069※）を、直近の相談件数に対する在宅指導中児童数の割合（0.098）から推計した各年度における在宅指導中児童数に乗じて推計しています。

※平成 30 年度及び令和元年度における児童相談所調査結果の 2 か年平均

なお、都管轄分の予防的支援での家庭維持見込数については、現時点では都全体での事例蓄積が十分でなく、予防効果の定量化が困難であることから、推計においては算定しないこととします。

一方、児相設置区においては、潜在需要及び予防的支援での家庭維持見込数について、各区の事例等に基づき、算定の有無、算定方法を決定の上、推計し反映しています。

### <推計値 ②（都管轄分）>

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
潜在需要等	112 人	116 人	119 人	123 人	128 人

### <推計値 ②（区児相分）>

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
潜在需要等	119 人	119 人	119 人	120 人	119 人

### <推計値 ②（都全域（都管轄分+区児相分））>

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
潜在需要等	231 人	235 人	238 人	243 人	247 人

### ③ 代替養育を必要とする児童数の推計結果

これまでの推計をもとに、目標年次ごとの代替養育を必要とする児童を推計した結果は、以下のとおりとなります。(①+②)

#### <推計値 ③（都管轄分）>

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
代替養育を必要とする児童数	3,054人	3,125人	3,205人	3,294人	3,391人

#### <推計値 ③（区児相分）>

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
代替養育を必要とする児童数	1,092人	1,094人	1,101人	1,109人	1,115人

#### <推計値 ③（都全域（都管轄分+区児相分））>

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
代替養育を必要とする児童数	4,146人	4,219人	4,306人	4,403人	4,506人
（前計画比）	△458人	△418人	△356人	△279人	△192人

次に、措置児童の年齢別構成比率（令和4年度）を、各年度の代替養育を必要とする児童数に乗じて、各年齢区分別の児童数を算出しています。

#### （年齢区分別）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
3歳未満	357人	363人	371人	379人	388人
3歳以上就学前	428人	435人	444人	454人	465人
学童期以降	3,361人	3,421人	3,491人	3,570人	3,653人
合計	4,146人	4,219人	4,306人	4,403人	4,506人

## 8 里親等委託児童数及び里親等登録数の推計

### （里親等委託率の考え方）

- 都内では、ケアニーズの高い児童が増加しており、児童養護施設での支援が必要な児童等の入所が今後も見込まれます。
- また、前回計画最終年度における目標値 37.4%の達成に向け、着実に実績を伸ばしているところですが、令和5年度実績で 17.5%（目標値 18.7%）と、現状、目標値を若干下回っている状況です。
- 上記を踏まえ、各種施策をさらに強力に推進し、本計画においても前回計画の目標を維持し、確実な目標達成を目指していくこととします。  
本計画期間後も、更なる向上を目指して施策を推進していきます。

### （1）里親等委託児童数の年次・年齢区分別推計

7「代替養育を必要とする児童数の推計」の推計結果及び年次別の里親等への委託率（目標）を基に、里親等委託児童数を推計しています。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
3歳未満	76人 (21.3%)	104人 (28.7%)	133人 (35.8%)	164人 (43.3%)	196人 (50.5%)
3歳以上就学前	147人 (34.3%)	166人 (38.2%)	188人 (42.3%)	211人 (46.5%)	235人 (50.5%)
学童期以降	751人 (22.3%)	870人 (25.4%)	991人 (28.4%)	1,123人 (31.5%)	1,255人 (34.4%)
合計	974人 (23.5%)	1,140人 (27.0%)	1,312人 (30.5%)	1,498人 (34.0%)	1,686人 (37.4%)

**(2) 将来に向け必要な里親登録数等**

里親等委託児童数の推計結果を基に、必要となる里親登録数及びファミリーホーム定員数を推計します。令和11年度までに、稼働率を令和5年度末の41.3%から50.0%に引き上げることで、必要となる里親登録数等は以下のとおりとなります。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
委託児童数	974人	1,140人	1,312人	1,498人	1,686人
稼働率	45.0%	47.0%	48.0%	49.0%	50.0%
ファミリーホーム定員数	192人	204人	216人	228人	240人
里親登録数	1,686家庭	1,899家庭	2,152家庭	2,418家庭	2,677家庭

$$\text{稼働率} = \frac{\text{里親・FHへの委託児童数}}{\text{里親登録数} \times \text{平均受託児童数} + \text{FHの定員数}}$$

(※平均受託児童数 1.17人)

## 9 施設で養育が必要な児童数の推計

### (1) 施設で養育が必要な児童数

7「代替養育を必要とする児童数の推計」結果から、8「里親等への委託児童数の推計」結果を差し引き、「施設で養育が必要な児童数」を推計します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
3歳未満	281人	259人	238人	215人	192人
3歳以上就学前	281人	269人	256人	243人	230人
学童期以降	2,610人	2,551人	2,500人	2,447人	2,398人
合計	3,172人	3,079人	2,994人	2,905人	2,820人

※6 (3) 代替養育を必要とする児童数の推計結果－7 (1) 年次・年齢区分別推計

### (2) 必要な施設定員数

「施設で養育が必要な児童数」を基に、施設養育として必要な定員数を推計します。

3歳未満は、乳児院の入所率（約70%）の定員規模で推計（必要数の約140%）し、3歳以上就学前と学童期以降は、児童養護施設の入所率（約90%）の定員規模で推計（必要数の約110%）しています。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
3歳未満	401人	370人	340人	307人	274人
3歳以上就学前	312人	299人	284人	270人	256人
学童期以降	2,900人	2,834人	2,778人	2,719人	2,664人
合計	3,613人	3,503人	3,402人	3,296人	3,194人

なお、代替養育を必要とする児童は、令和11年度まで毎年増加する見込みであるとともに、施設では一定数、一時保護児童も受け入れています。特に、都の一時保護所は乳児には対応していないため、一時保護における乳児院の役割は重要です。

引き続き里親等への委託を推進していきますが、十分な里親等登録数を確保するまでは、保護が必要な児童の行き場がなくなることはないよう、施設養育の定員数も十分に確保しておく必要があります。

## 10 子供へのアンケート・ヒアリング調査

- 当事者である子供の権利に関しては、令和4年改正児童福祉法において子供の権利擁護に係る環境整備が都道府県の業務として位置付けられるとともに、里親等委託、施設入所等の措置、一時保護の決定、解除、更新等の際に、意見聴取等を行うこととされました。
- こうした情勢の変化も踏まえ、計画の策定に当たっては、里親や児童養護施設等に在籍している子供の意見を反映するため、アンケート調査及びヒアリングによる意見聴取を行いました。
- 本調査等により得られた貴重な意見を基に、都としては、子供の最善の利益確保に向けて、子供自身や周囲の大人に対する子供の権利に関する啓発や子供の意見表明を支援する取組などを充実していきます。
- また、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づき、きめ細かなケースマネジメントを行うことができるよう児童相談所の体制強化を図るとともに、施設での養育が必要な子供ができる限り良好な家庭的環境で過ごせるよう、施設の小規模化・地域分散化を進めるなど環境整備に取り組んでいきます。

### 調査概要

- (1) 調査対象：都内の児童養護施設・自立援助ホーム・里親・ファミリーホームに措置または委託されている児童(小学校高学年から高等学校3年生まで)
- (2) 調査方法：対象となる子供に対して事前アンケートを実施しています。より深く子供の意見を引き出すため、アンケートで聞いた内容をベースに、複数名のワークショップ型を基本としてヒアリングを実施しました。
- (3) 実施時期：令和6年8月から11月
- (4) 回答者数：24名(内訳は下記のとおり)

#### 【施設等種別内訳】

施設等	回答者数
児童養護施設	15名
自立援助ホーム	5名
里親・ファミリーホーム	4名
合計	24名

#### 【属性別内訳】

属性	回答者数
小学生	5名
中学生	3名
高校生	12名
フリースクールに通う学生	3名
その他	1名
合計	24名

#### (5) アンケート・ヒアリングの実施内容

普段の生活や学校、友人との間での困りごとや本人の希望について、選択式及び自由記述式の設問でアンケート調査をしています。

また、子供の考えを引き出しやすいよう、アンケート調査実施後、特に自由記述式の設問への回答内容をもとにヒアリングを実施しました。

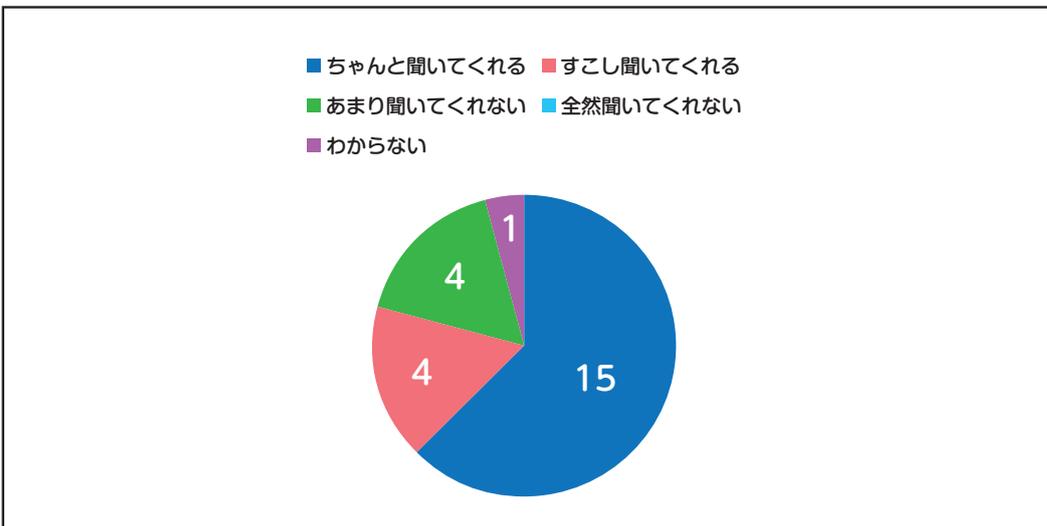
なお、ヒアリング実施時には都児童福祉審議会専門部会委員にもご参加いただきました。

主なアンケート調査結果（児童養護施設、自立援助ホーム、里親 N=24）

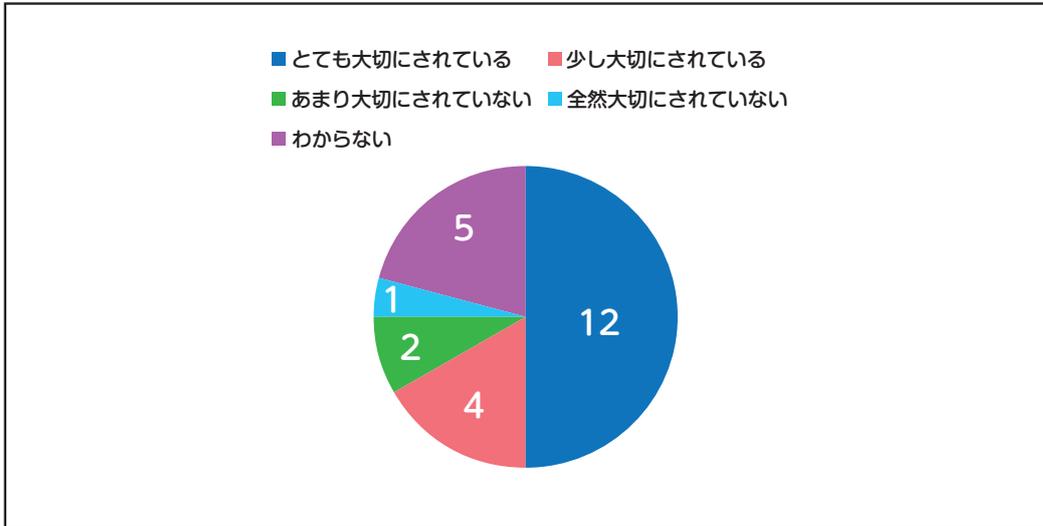
（1）周りの人にどのくらい自分の気持ちや意見を言えているか。



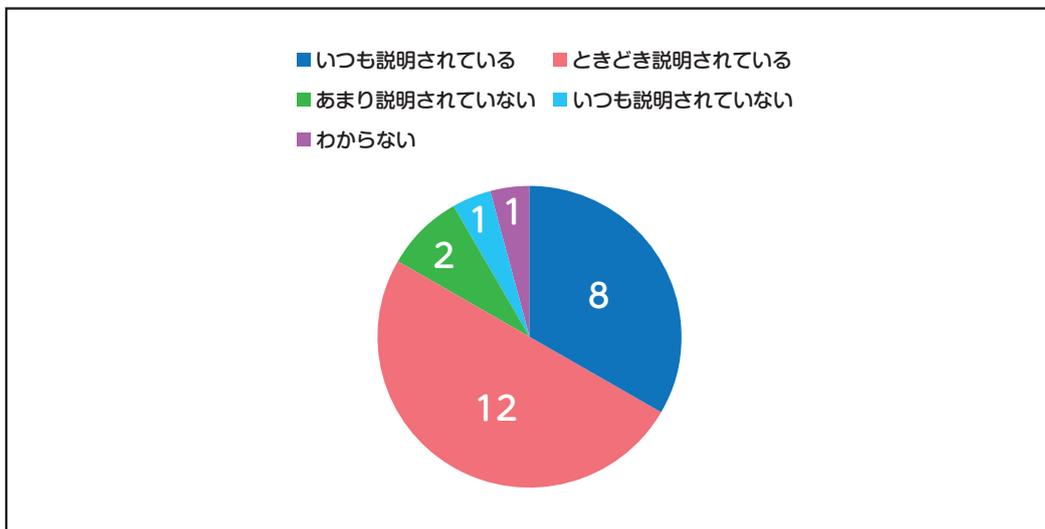
（2）周りの人に気持ちや意見を言ったとき、周りの人は話を聞いてくれるか。



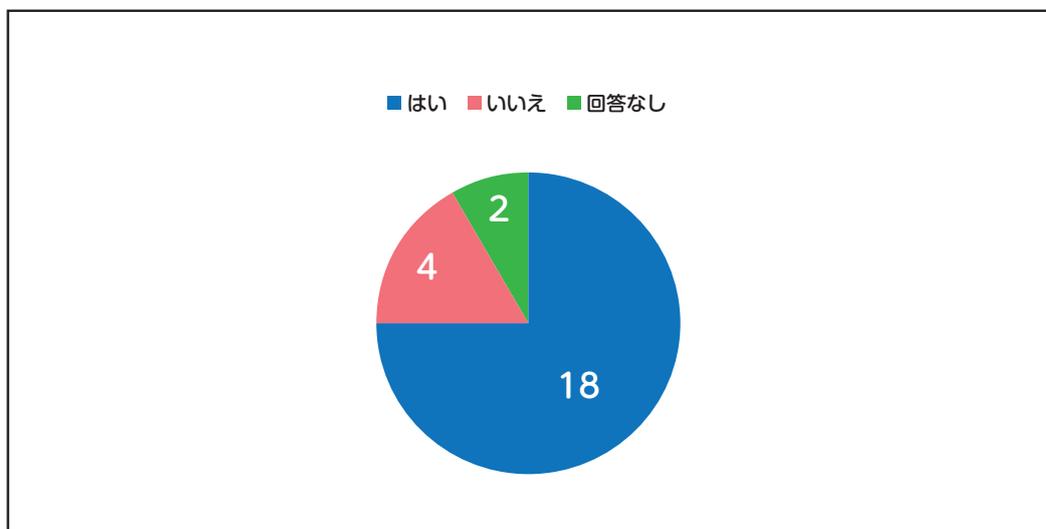
(3) あなたの気持ちや意見が、周りの人に大切にされていると感じているか。



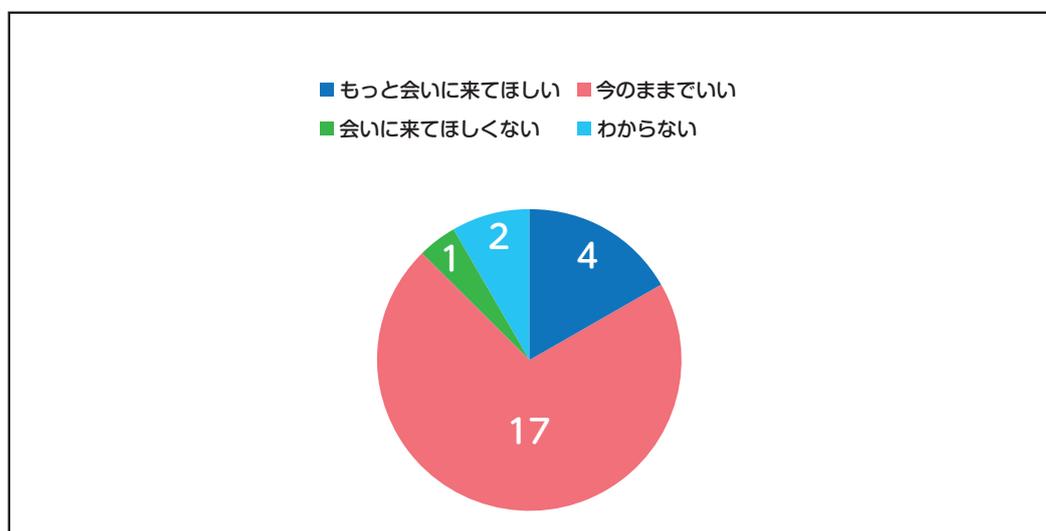
(4) 気持ちや意見を伝えたとき、気持ち等について、どのように大人が考えたり、どのように大人が対応するか説明されているか。



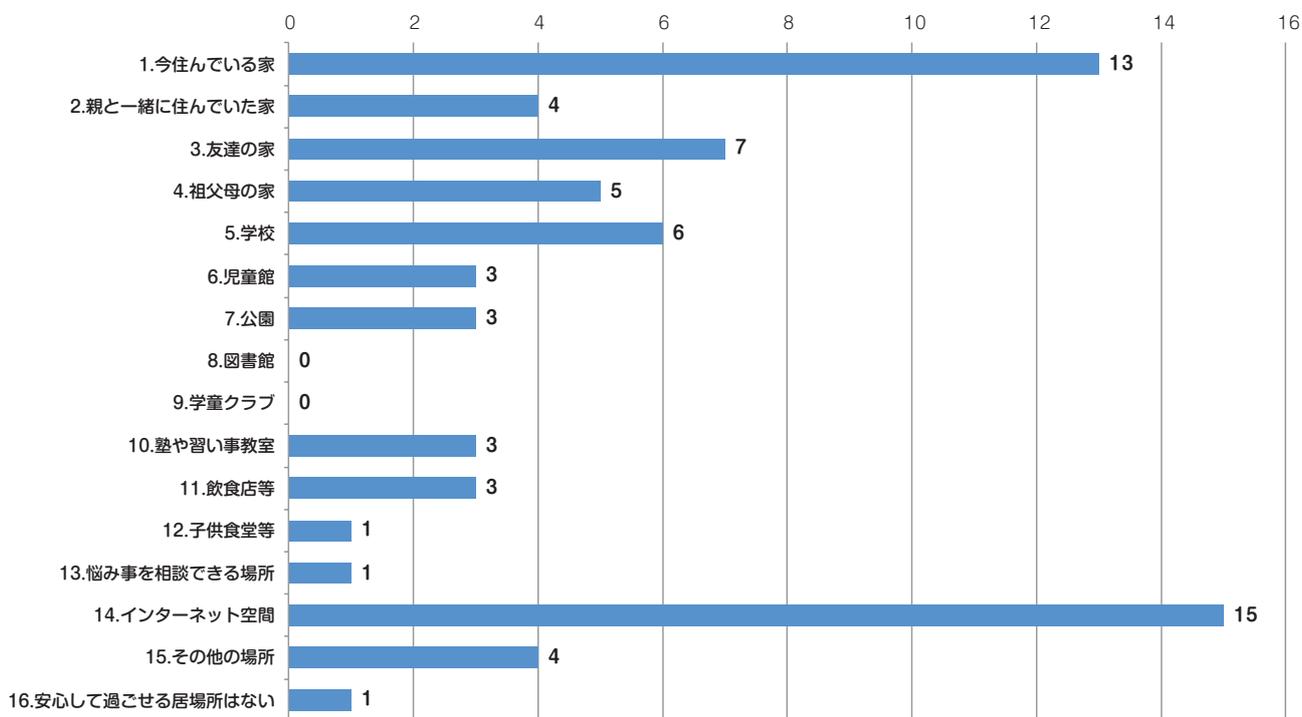
(5) 児童相談所の職員に伝えたいことを伝えることができているか。



(6) 児童相談所の職員にもっと会いに来てもらいたいのか。



## (7) 安心して過ごせる居場所があるか。(複数回答を含みます。)



## (8) その他

## ① 普段の生活で困ったことや嫌だったことはあるか。

児童養護施設と自立援助ホームへのアンケート結果では、「我慢することが多い」、「決まりやルールが多い」といった回答が多く、里子へのアンケート結果では、「困ったことや嫌だったことはない」の回答が最も多い結果となりました。

## ② 施設職員、里親にどのようなことをしてほしいか。

児童養護施設と自立援助ホームへのアンケート結果では、「一緒に遊んでほしい」、「話をしっかりきいてほしい」、「困っていることがなくなるように一緒に考えてほしい」といった回答が多く、里子へのアンケート結果でも、「話をしっかりきいてほしい」、「困っていることがなくなるように一緒に考えてほしい」の回答が多い結果となりました。

**主な子供の意見（アンケート自由記述及びヒアリング）**

※よく似た意見の統合や、誤字脱字の修文等の編集をしています。

トピック	主な子供の意見
職員等とのコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・週1回くらいは雑談できる時間が欲しい</li> <li>・一緒に話す時間がもっとほしい</li> <li>・日々のコミュニケーションに関する相談がしたい</li> <li>・第3者の聞き取り機会が欲しい</li> <li>・困っているときには意見をだしてくれたりして受けとめてもらっている</li> <li>・気持ちや意見は言えている</li> </ul>
施設等でのルール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スマートフォンを持たせてほしい</li> <li>・就寝時間を遅くしてほしい</li> <li>・友達の家泊まりたい</li> <li>・生き物を飼えるようにしてほしい</li> <li>・身だしなみを整える程度のメイクは認めてもらいたい</li> <li>・職員がルールを決める際にもっと意見を聞いてほしい</li> <li>・アルバイト代を自由に使えるようにしてほしい</li> <li>・見られるテレビ番組を増やしてほしい</li> <li>・共有スペースで電子機器を使えるようにしてほしい</li> <li>・レシートをもらわなくても買い物できるようにしてほしい</li> </ul>
施設等の設備や環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グラウンドやバスケットコートが欲しい</li> <li>・庭にプールが欲しい</li> <li>・ゲーム機が欲しい</li> <li>・洗濯機やエアコン等の設備が古すぎるので、新しくしてほしい</li> <li>・インターネット環境がない</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・祖父母の家など、以前いた場所が安心できる</li> <li>・大人数が得意ではなく、少人数が良い</li> <li>・過去に在籍した施設の人と連絡をとりたい</li> <li>・区市町村職員が何度も話を聞いてくれ、「諦めるな」といつてくれた</li> <li>・習い事をしたい</li> <li>・バイクや車に乗りたい</li> </ul>

### 1.1 子供へのアンケート・ヒアリング調査（一時保護所）

- 令和4年改正児童福祉法により、児童相談所は一時保護等の際に、児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等を行うこととされました。

具体的には、一時保護の決定、解除、更新等の際に、児童の意見を聴取しており、一時保護所の運営の中においても、その意見を尊重することが求められています。
- 都の一時保護所では、毎年度外部評価を受審し、その中で児童へのアンケート（利用者調査）を実施しており、一時保護所運営の質を向上させる取組を行っています。

一時保護児童への利用者調査においては、一時保護所の生活環境や、支援内容に関する意見を聴取し、それを基に改善策を講じています。
- さらに、法改正に伴い、意見表明等支援員の導入が進められており、令和6年度より一部の保護所において試行実施しています。

意見表明等支援員は、児童が自分の意見を表明しやすい環境を整える役割を担っており、これにより児童の意見がより一層尊重されるようになっています。
- 今回、社会的養育推進計画の策定にあたり、こうした日頃の活動から聴取した児童の意見のほか、一時保護中の児童や、一時保護所を退所した児童からもアンケート調査及びヒアリングにより意見聴取を行いました。

児童の声を施策に生かし、心身ともに健やかにして、安全な生活を送ることを保障するためのより良い社会的養育環境の実現を目指しています。

#### 調査概要

- (1) 調査対象：都の一時保護所に入所中及び退所後の児童（就学前の児童から高等学校3年生まで）
- (2) 調査方法：都の児童相談所（11か所）に対し、一時保護所に入所中の児童（未就学の児童含む）、及び退所後の児童に対し、児童福祉司などがアンケート内容に沿った調査及びヒアリングにより意見聴取を行いました。
- (3) 実施時期：令和6年7月から8月
- (4) 回答者数：93名（内訳は下記のとおり）

## 【種別内訳】

施設等	回答者数
一時保護所入所中	58名
一時保護所退所後	35名
合計	93名

## 【属性別内訳】

属性	回答者数
就学前	15名
小学生	36名
中学生	24名
高校生	18名
合計	93名

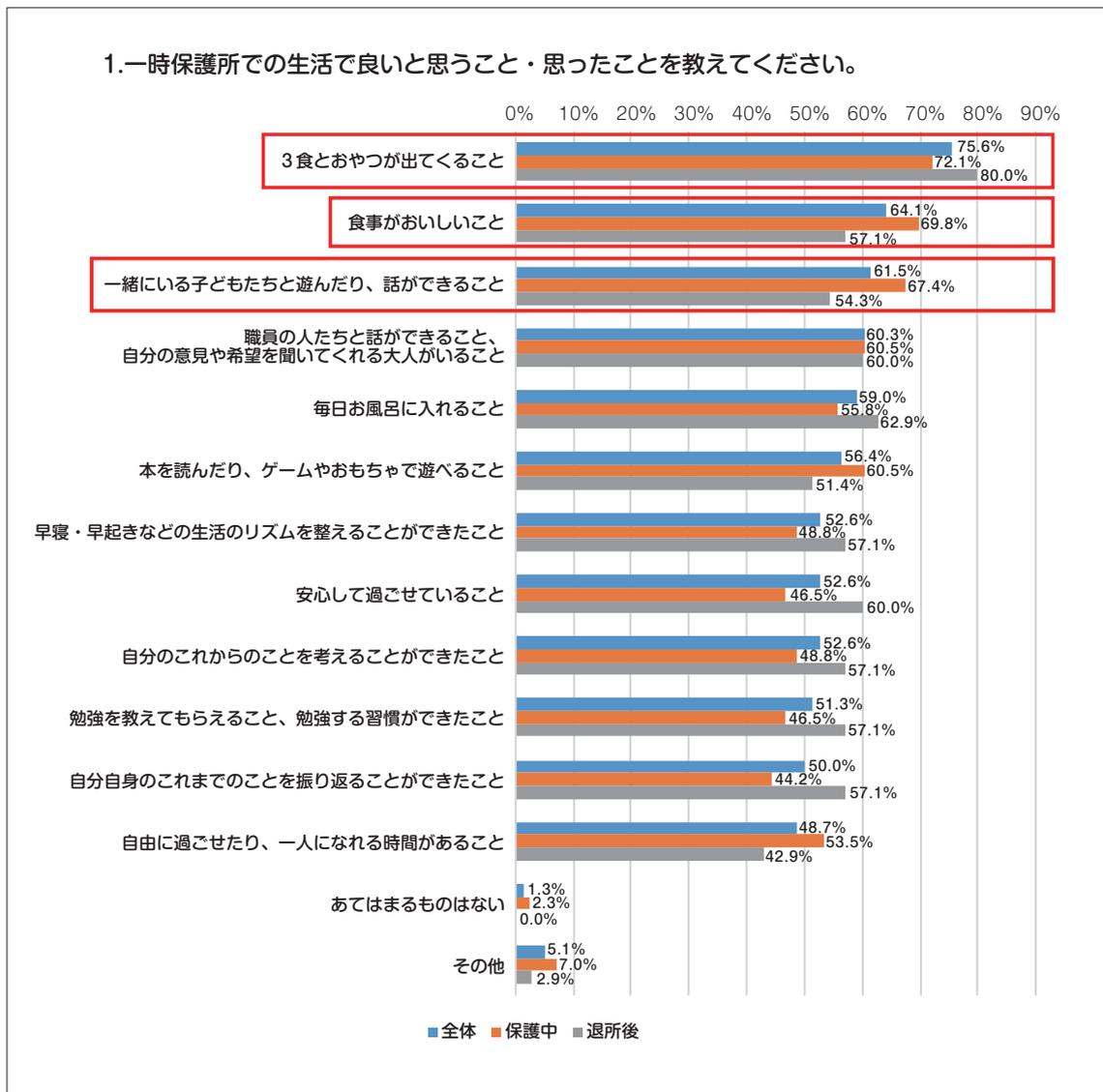
## (5) 聞き取り調査の実施内容

一時保護所での生活について、良いと思うことや嫌だと思うこと、権利擁護などについて対象児童の状況に応じて、児童福祉司等が隣でサポートしながら又は口頭による聞き取りにより調査を実施しています。

## 主なアンケート調査結果（小学生以上 N=78、保護中 N=43、退所後 N=35）

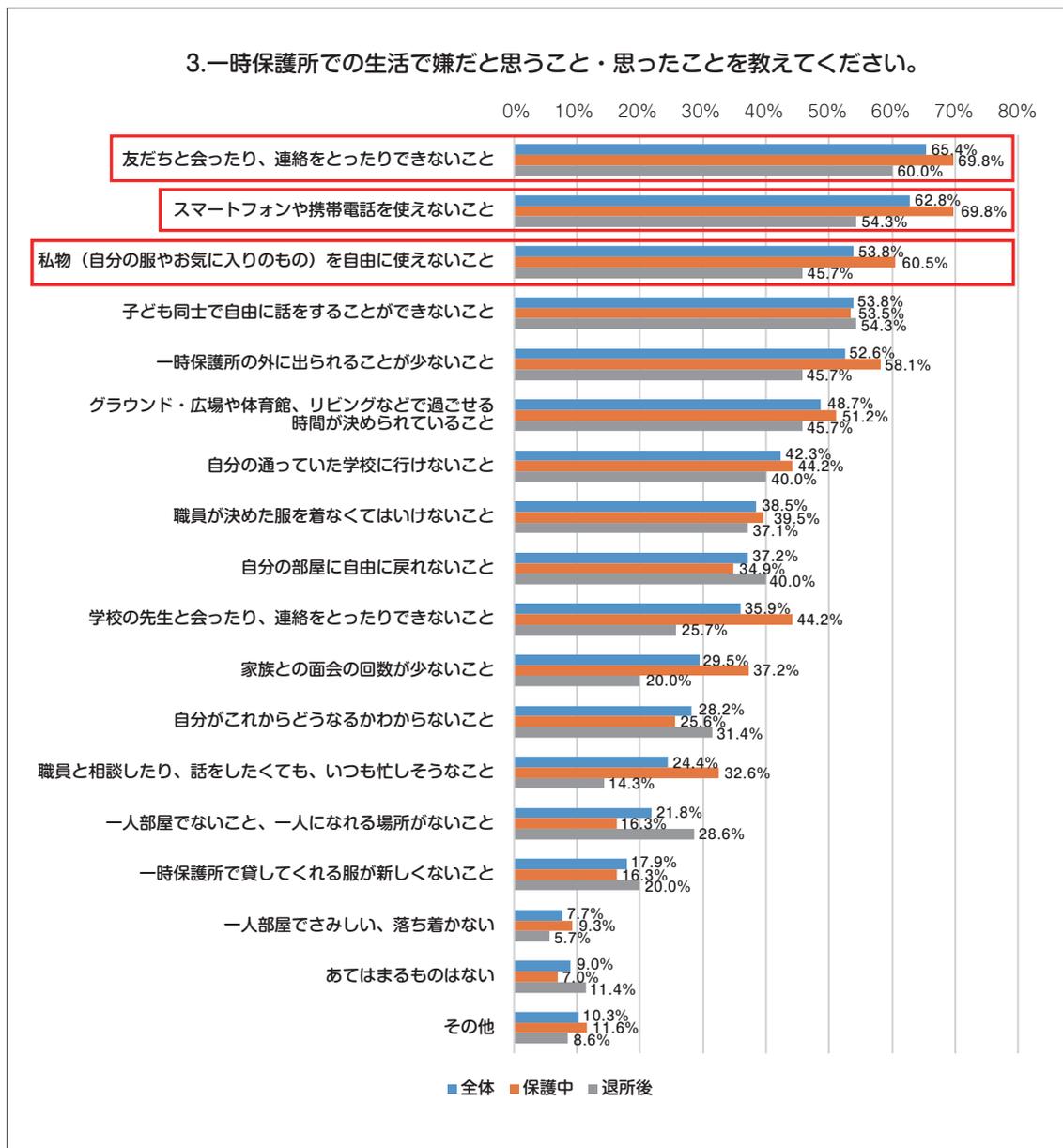
（1）一時保護所での生活で良いと思うこと・思ったこと。

一時保護所の生活について、概ね良いと感じていることがわかります。特に食事に関する事柄の満足度が高いです。次いで入浴や児童同士での遊び・会話、職員との会話・相談が可能であることについて、満足度が高くなっています。



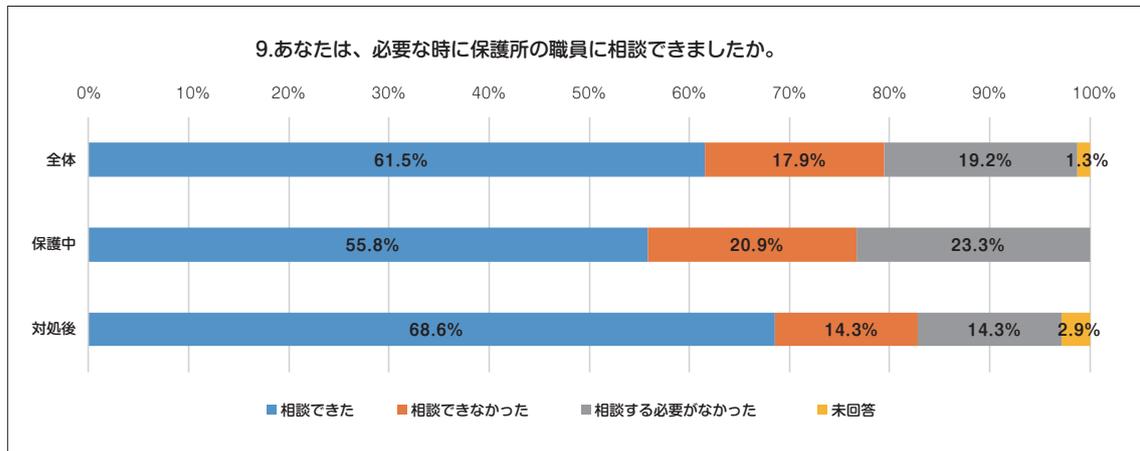
(2) 一時保護所での生活で嫌だと思うこと・思ったこと。

友人と会えない・連絡できない、スマートフォンや携帯電話を使えないことが6割以上と不満が高い結果となっています。通学できないことが4割以上、先生と会えないことなどが3割以上となっており、学校関連の不満も感じていることが分かります。



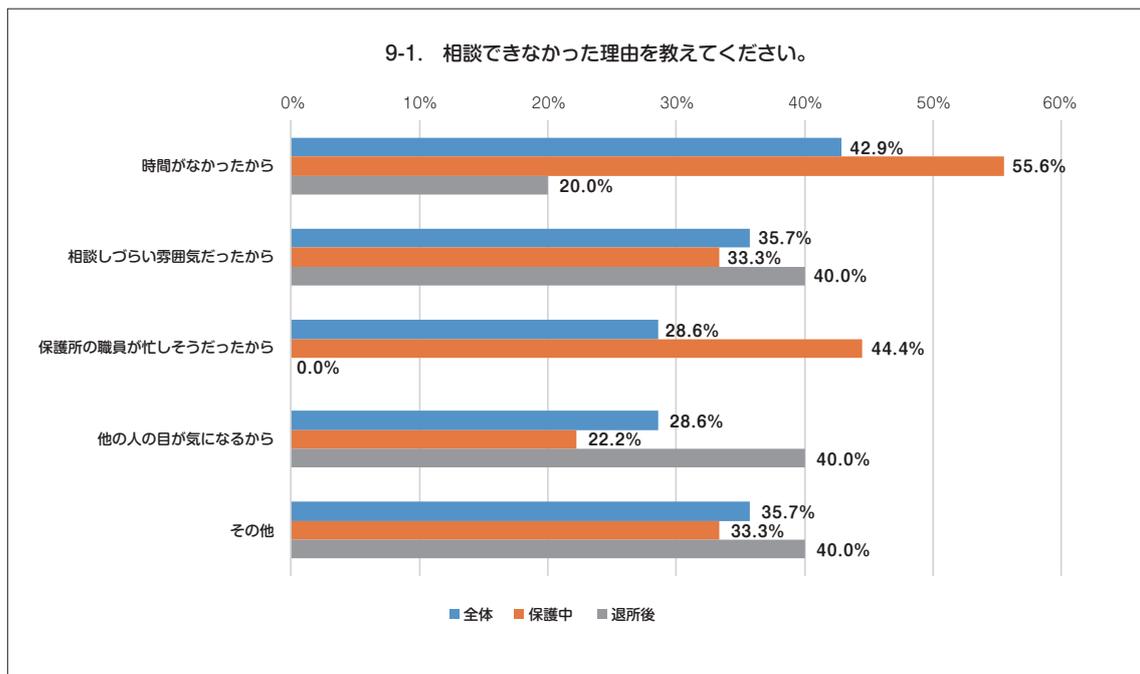
## (3) あなたは、必要な時に保護所の職員に相談できましたか。

相談できた割合は全体では6割を超えています。相談できたと回答したのは保護中よりも退所後の児童の方が約13%高い割合となりました。



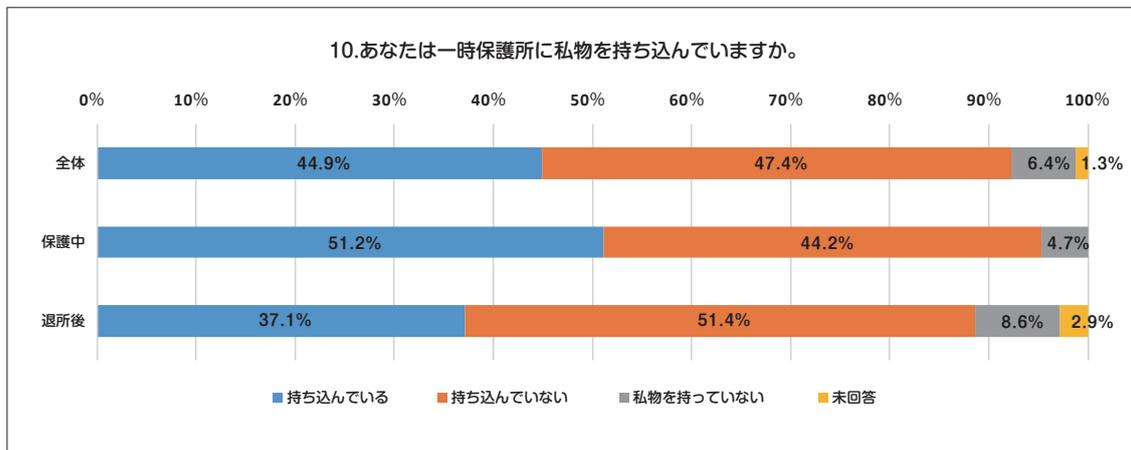
## (4) 相談できなかった理由を教えてください。

保護中の児童では、時間がなかったからが最も割合が高く、その次に職員が忙しそうだったからとなっています。退所後の児童では、他の人の目が気になるから、相談しづらい雰囲気だったから、その他が4割で同数の割合となっています。



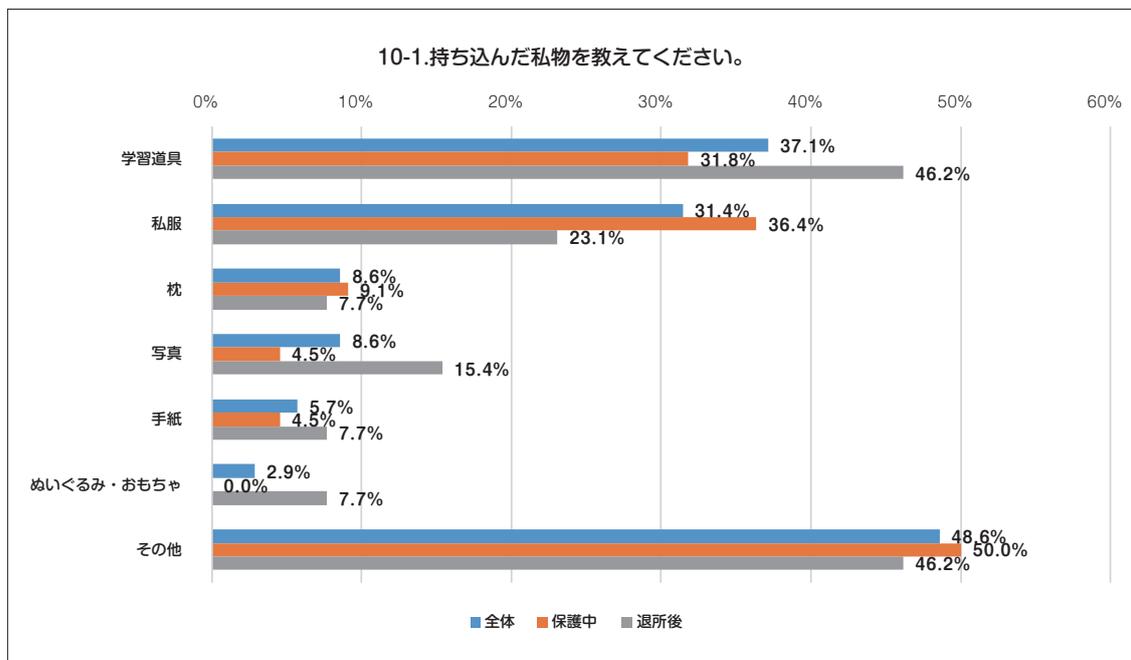
(5) あなたは一時保護所に私物を持ち込んでいますか。

私物の持ち込みに関しては、全体では半々ぐらいの割合となっていますが、保護中は持ち込んでいるが、退所後は持ち込んでいない、が高い割合となっています。



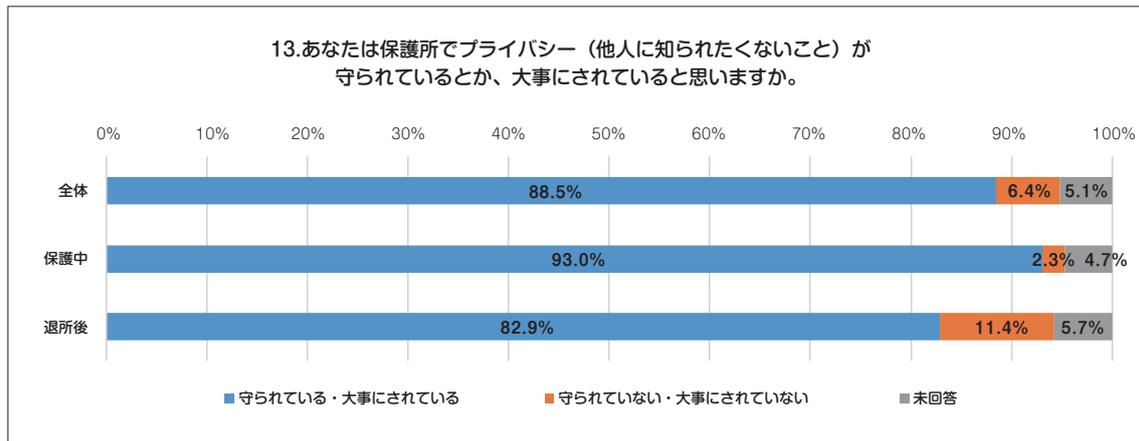
(6) 持ち込んだ私物を教えてください。

全体で見るとその他を除き、学習道具が約4割と最も高く、次いで私服が3割強でした。



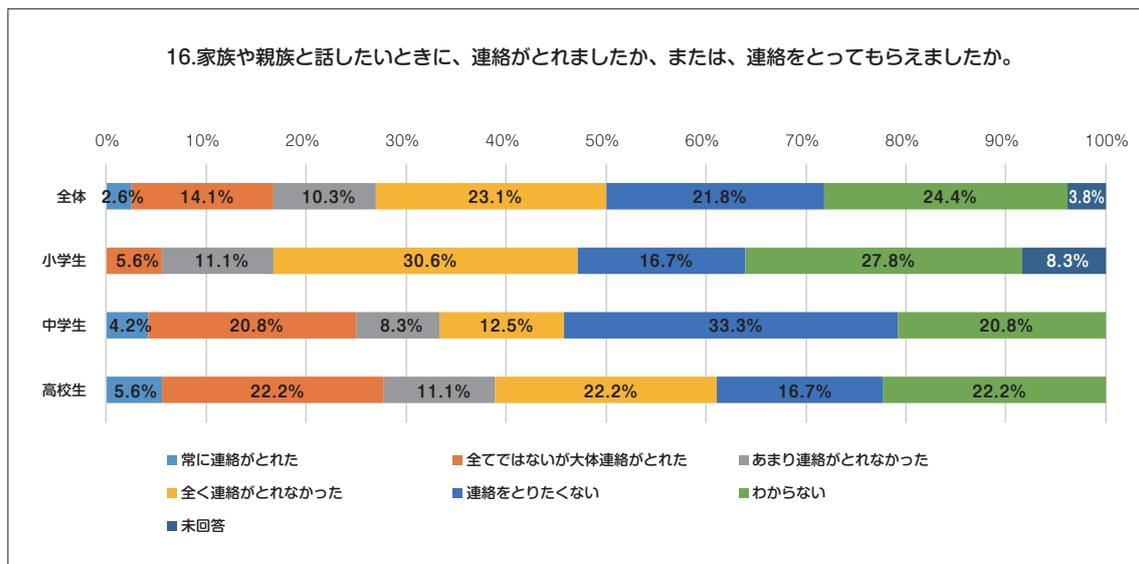
(7) あなたは保護所でプライバシー（他人に知られたくないこと）が守られているとか、大事にされていると思いますか。

プライバシーが守られていると回答した児童は全体では約9割と高い割合でしたが、退所後の児童で約1割は守られていない・大事にされていないという回答でした。



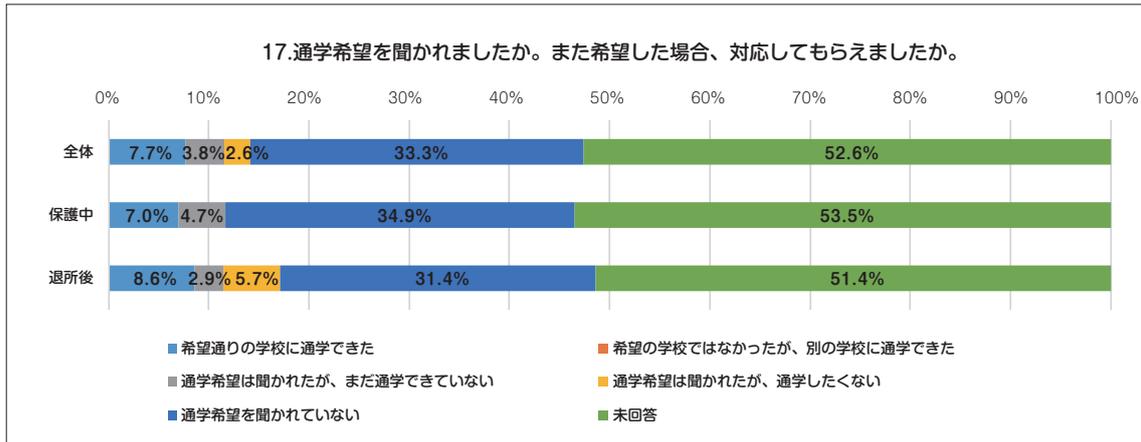
(8) 家族や親族と話したいときに、連絡がとれましたか、または、連絡をとってもらえましたか。

連絡がとれた割合は学年が上がるにつれて高くなるものの、常に連絡がとれた、全てではないが大体連絡がとれた、の割合を合わせても、3割に満たない割合でした。



(9) 通学希望を聞かれましたか。また希望した場合、対応してもらえましたか。

本質問については、全体（78名）のうち約2割（16名）の回答しか得られませんでした。その中では、半数弱の児童が希望通りの学校に通学できたものの、半数強の児童は通学希望を聞かれていない、という結果でした。



## 就学前の児童の意見（ヒアリング）

調査項目	主な子供の意見
一時保護所での生活で「よかった」「楽しい」と思うこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遊びが楽しい。おもちゃで遊べる（9件）</li> <li>・食事がおいしい。おやつがでる（4件）</li> <li>・先生が優しい（3件）</li> <li>・テレビが視聴できる（2件）</li> <li>・買い物が楽しい（2件）</li> <li>・学習が楽しい（1件）</li> <li>・入浴（1件）</li> <li>・運動（1件）</li> <li>・安心（1件）</li> </ul>
一時保護所の生活で「嫌だ」「変えてほしい」「もっとこうしたい」「もっとこういうことがしたい」と思うこと。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・嫌なことはない（7件）</li> <li>・特定の食べ物がほしい（2件）</li> <li>・叱られるのが嫌（2件）</li> <li>・他児におもちゃをとられてしまう（2件）</li> <li>・外出したい（2件）</li> <li>・家の話をすることが嫌（1件）</li> <li>・マスクが嫌（1件）</li> <li>・うるさいことが嫌（1件）</li> </ul>

## 第3章

### 東京都における 具体的な取組

## 第3章 東京都における具体的な取組

### 1 当事者である子供の権利擁護の取組の充実

(目指す方向性)

- 子供の権利の更なる啓発を実施します。
- 意見表明等支援員の導入を促進します。
- 子供の権利を守るための仕組みを適切に運用します。
- 被措置児童等虐待により速やかに対応する体制を整備します。

#### 現状・これまでの取組

##### 1 子供の意見表明等支援

子供を権利の主体として尊重し、子供の意見を踏まえた援助を行うためには、子供本人や周りの大人が意見表明の重要性を理解し、その上で子供の考えを整理して意見を形成するための支援と、形成した意見を大人に伝えるための支援が必要です。また、権利侵害に具体的に対応するための仕組みも重要です。

(1) 子供や周りの大人に対する権利の啓発

- 守られるべき権利や困ったときの相談方法を子供に周知するため、小学生以上の措置児童には子供の権利ノート、幼児・障害児の措置児童には権利の説明動画や意見表明を補助するカードを、一時保護児童にはリーフレットをそれぞれ活用して、啓発を実施しています。
- 子供の権利については、一時保護や措置の際に児童福祉司から、日々の生活の中で里親や施設職員から子供に説明するほか、児童養護施設に入所する小学生以上の措置児童を対象として、都職員による子供の権利ノートの説明訪問を定期的実施しています。
- 子供の周りにいる大人が権利擁護の重要性を理解し実践できるよう、児童相談所職員、里親、施設職員等を対象に、子供の権利擁護の意義やポイント等を解説するハンドブックを作成し、配付しています。
- ハンドブックの内容等を踏まえた「被措置児童等の権利擁護に関する説明会」を開催し、子供の権利擁護の重要性、権利の説明動画や意見表明を補助するカードを活用した子供への権利の説明及び意見表明等支援の実践、都が新たに開始した児童福祉審議会への申立てや意見表明等支援事業などの取組等について解説しています。

- 一時保護所や施設では、意見表明権の保障として第三者委員や意見箱を活用し、子供の年齢や発達状況に応じた意見聴取を実施しています。
- 児童養護施設における第三者委員や意見箱の活用例をまとめた事例集を作成して児童相談所、一時保護所、児童養護施設、児童自立支援施設、自立援助ホームに配付し、運用の底上げを図ります。

#### (2) 意見表明等支援事業の実施

- 令和6年4月施行の改正児童福祉法に、子供の意見表明等を支援する体制の整備に努めることが規定されました。
- 都は、改正児童福祉法を踏まえた意見表明等支援の新たな仕組みとして東京都児童福祉審議会が取りまとめた「児童相談所が関わる子供の意見表明を支援する仕組み（子供アドボケイト）の在り方について」を踏まえ、令和5年度に、面談等を通じて子供の意見形成や意見表明を支援する意見表明等支援員を措置決定、里子の生活、児童福祉審議会への申立ての場面に導入するための具体的な方法を検討しました。
- 令和6年9月から、一部の一時保護所入所中及び里親委託中の子供を対象として、意見表明等支援員による訪問・面談をモデル的に開始しています。
- モデル実施に当たっては、児童相談所等の関係機関からの独立性を確保するため、民間の事業者に委託して意見表明等支援員を養成するほか、意見表明等支援の経験が豊富な者等によるスーパーバイズの体制を確保しています。
- 子供、職員にアンケートを実施し、意見表明等支援員との面談、意見の伝達、伝達した意見へのフィードバック等について検証し、意見表明等支援員の導入先拡大を検討していきます。

#### (3) 子供の権利を守るための仕組み

- 子供の権利に関する専門的な相談と権利侵害に具体的に対応するため、子供から虐待、いじめ、体罰等の悩みや訴えを受け付ける「子供の権利擁護専門相談事業」を平成16年度から実施しています。
- フリーダイヤルで直接子供から相談を受けるほか、一時保護児童は相談用紙で、措置児童は相談はがきでも受け付けています。

- 深刻な相談の場合は、弁護士や学識経験者で構成する子供の権利擁護専門員が調査を行い、中立的な第三者の立場から、必要な助言や調整活動を実施しています。
- 措置内容に関する相談については、子供の権利擁護専門員による調整活動を経てもなお納得できない場合に、子供本人が児童福祉審議会に申し立てることができる制度を、令和6年度から開始しています。

## 2 被措置児童等虐待への対応

- 里親や施設職員を対象とした研修会等の機会を捉えて、「子供の権利擁護」や「被措置児童等虐待の防止」をテーマとした講義を実施しています。
- 施設等における被措置児童等虐待事案については、子供本人からの届出や周りの者からの通告を受け、児童福祉法の規定に基づいて子供の安全確保、事実関係の調査、施設等への指導等を実施しています。

### 課題と取組の方向性

#### 1 子供の意見表明等支援

##### <課題1>子供の権利に関する更なる啓発

- 子供の権利ノートは、直近の改訂から10年以上が経過しているため、この間の児童福祉法の改正内容を反映する必要があります。
- 一時保護児童に配付しているリーフレットは、子供に権利があることの説明や相談すべき困りごとの例示に留まっていることから、子供の権利に関する具体的な記載が必要です。
- 児童養護施設の入所児童を対象とした子供の権利ノートの説明訪問を実施していますが、子供の権利ノート、権利の説明動画、意見表明を補助するカード等は、委託家庭や入所施設により活用状況に差があるほか、全ての子供が意見表明の相手方となる児童福祉司、里親、施設職員等以外の第三者から定期的に説明を受けることも重要です。
- 子供の周りにいる大人が権利擁護の重要性を理解し実践するとともに、子供に権利の説明を十分にできるよう、里親や施設職員等に対して継続的に啓発を実施していくことが必要です。

（取組 1－1）子供の権利ノート等の改訂

- 子供の権利ノートを見直し、意見表明権の保障や児童福祉審議会への申立て制度など、改正児童福祉法を踏まえた内容に改訂します。
- 子供の権利ノートの改訂内容をもとに、一時保護児童に配付するリーフレットの見直しを検討します。

（取組 1－2）子供に対する権利の啓発の更なる推進

- 子供が意見表明の相手方以外の第三者から権利の説明を受ける機会を確保するため、子供の権利ノートの説明訪問先を拡大します。
- 権利の説明動画や意見表明を補助するカードを活用した、幼児・障害児への説明訪問を実施します。

（取組 1－3）里親や施設職員等に対する子供の権利の啓発の更なる推進

- 年齢、発達状況、障害特性など子供に応じた意見表明等支援の方法、子供の権利ノート、権利の説明動画、意見表明を補助するカードの効果的な活用方法等を習得できるよう、被措置児童等の権利擁護に関する説明会をより実践的な内容に見直します。
- 児童相談所職員、里親やファミリーホームの職員、乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、自立援助ホーム、障害児施設、母子生活支援施設等の入所施設の職員など、子供の周りにいる大人が幅広く説明会に参加できるよう検討します。

<課題 2> 意見表明等支援員の導入先拡大

- モデル実施の結果を踏まえ、効果的な意見表明等支援の方法や十分な担い手の確保等、導入先の拡大に向けた検討が必要です。
- 子供が意見表明をできているか、意見表明を支援するための制度を知っているか、支援に満足しているか等、意見表明等支援の実施方法や支援内容を継続的に検証することが必要です。
- 児童相談所設置区においても意見表明等支援を実施していますが、取組状況がそれぞれ異なるため、全ての子供が意見表明等支援事業を利用できる体制を整えることが必要です。

**（取組 2－1）意見表明等支援員の導入先の拡大**

- モデル実施の結果を踏まえ、保護や措置の状況に応じた効果的な訪問、面談の方法や都内全域で実施するために必要な担い手の確保等について検討します。

**（取組 2－2）意見表明等支援事業を検証する仕組みの構築**

- 子供へのアンケート調査を通じて、子供の権利の理解度、意見表明や支援体制の満足度等を把握し、子供の希望に応じた効果的な意見表明等支援の実施について検証します。

**（取組 2－3）児童相談所設置区と連携した意見表明等支援の実施**

- 児童相談所設置区と成果や課題を共有し、広域で円滑に意見表明等支援を実施できるよう連携します。

**<課題 3> 子供の権利を守るための仕組みの適切な運用**

- 児童福祉審議会に子供本人が申し立てることができる制度は、児童相談所設置区においても運用しており、それぞれ相談窓口や申立て方法等が異なるため、子供に分かりやすく周知するとともに、他自治体の子供から相談を受けた場合に、適切に該当自治体につなぐことができるよう連携していく必要があります。

**（取組 3）子供本人申立て制度のより分かりやすい周知**

- 児童福祉審議会への子供本人申立て制度について、児童相談所設置区の取組状況等も踏まえ、周知内容の見直しを検討します。
- 子供の権利擁護専門相談事業において、引き続き権利侵害事案に対する丁寧な相談、助言、調整活動を実施していきます。

**2 被措置児童等虐待への対応****<課題 4> 被措置児童等虐待へのより速やかな対応**

- 被措置児童等虐待の事案を引き続き適切に把握するとともに、被害児童の権利擁護等のため、より速やかに調査を実施する必要があります。

**（取組 4）被措置児童等虐待の過去事例の整理・分析を調査等に活用**

- 被措置児童等虐待事案に迅速に対応するため、過去事例を整理・分析し、調査や事実認定の効率化に活用していきます。

評価指標			
取組	指標名	現状	目標値
取組1-3	社会的養護に関わる関係職員（児童相談所、一時保護施設、里親・ファミリーホーム、施設、里親支援センター、児童家庭支援センター、意見表明等支援事業の委託先団体等の職員）及び子供自身に対する子供の権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の実施回数、受講者等数	<ul style="list-style-type: none"> <li>被措置児童等の権利擁護に関する説明会（全10回、参加者253名） （令和6年度）</li> <li>子供の権利ノート説明訪問（18か所、参加者531名） （令和6年度）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被措置児童等の権利擁護に関する説明会（全希望者が参加）</li> <li>子供の権利ノート説明訪問（全対象施設等を3年ごとに訪問）</li> </ul>
取組2-1 取組2-2	意見表明等支援事業を利用可能な子供の人数及び事業を利用した子供の人数、第三者への事業委託状況（子供と利益相反のない独立性を担保しているか）	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用可能な子供の人数（143名） （令和6年12月）</li> <li>利用した子供の人数（141名） （令和6年12月）</li> <li>第三者への委託は実施済み （令和6年度）</li> </ul> ※意見表明等支援員のモデル導入における実績 ※利用した人数は、面談した児童の延べ人数	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用可能な子供の割合（100%）</li> <li>引き続き適切な団体へ委託</li> </ul>
共通	措置児童等を対象とした子供の権利擁護に関する取組に係る子供本人の認知度（知っているか）・利用度（利用したことがあるか、利用しやすいか）・満足度（利用してどうだったか）	<ul style="list-style-type: none"> <li>認知度（97%） （令和6年12月）</li> <li>利用度（99%） （令和6年12月）</li> <li>満足度（90%） （令和6年12月）</li> </ul> ※意見表明等支援員のモデル導入における調査による ※利用度は、面談した児童の延べ人数を基に積算	<ul style="list-style-type: none"> <li>全ての子供が権利擁護に関する取組を認知し利用できるよう周知徹底</li> <li>引き続き高い満足度を維持できるように子供の意見を適切に把握</li> </ul>

取組	指標名	現状	目標値
取組1-1	措置児童等を対象とした子供の権利に関する理解度（子供の気持ちや意見についてどのように大人が考えたり、対応するか説明されているか）	33% （令和6年度） ※一部の措置児童を対象とした調査による	子供が権利について知る機会を適切に確保
取組1-1 取組2-1 取組2-2	措置児童等を対象とした日頃から意見表明ができる子供の割合（周りの人に気持ちや意見を言えているか、児童相談所の人に伝えたいことを伝えられているか）及び意見表明に係る満足度（周りの人は話を聞いてくれるか、気持ちや意見が大切にされていると感じるか、児童相談所の人にもっと会いに来てもらいたいかな）	<ul style="list-style-type: none"> <li>意見表明ができる子供の割合（65%） （令和6年度）</li> <li>意見表明に係る満足度（62%） （令和6年度）</li> </ul> ※一部の措置児童を対象とした調査による	全ての子供が意見表明をできるように希望に応じた支援を実施
取組3	児童福祉審議会における子供の権利擁護に関する専門部会又はその他の子供の権利擁護機関の設置状況、当該専門部会又は権利擁護機関に対して子供から意見の申立てがあった件数	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童福祉審議会子供権利擁護部会の設置 （令和6年度）</li> <li>児童福祉審議会への子供からの申立て件数（1件） （令和6年12月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き適切な審議体制を確保</li> <li>引き続き適切に申立て制度を運用</li> </ul>
共通	社会的養護施策策定の際の検討委員会への当事者である子供（社会的養護経験者を含む。）の委員としての参画の有無や措置児童等に対するヒアリングやアンケートの実施の有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童福祉審議会専門部会等における社会的養護経験者の委員任用及び子供へのアンケート実施 （令和6年度）</li> </ul>	引き続き実施

**主な施策**• **子供の権利擁護専門相談事業**

子供たちから虐待、いじめ、体罰等の権利侵害に関する相談を受け、深刻な権利侵害事例について、子供の権利擁護専門員が事実関係の調査や関係機関との調整などを実施しています。フリーダイヤルで直接子供から相談を受けるほか、一時保護児童は相談用紙で、措置児童は相談はがきでも受け付けています。

• **【拡充】被措置児童に対する子供の権利の啓発**

児童養護施設等を訪問し、子供の権利ノートや幼児、障害児向け動画等を活用した子供の権利の啓発を実施します。また、施設職員等を対象とした被措置児童等の権利擁護に関する説明会を開催し、権利擁護の重要性や啓発物の活用方法等を説明します。

• **【拡充】意見表明等支援事業**

子供の考えを整理し周りの大人に伝えることを支援する意見表明等支援員が、措置内容や里子の生活に関することについて、面談等を通じて子供の意見形成を支援したり、子供の希望に応じて意見表明の支援や意見の代弁を行います。

## コラム

## 被措置児童等の権利擁護に関する説明会の実施 ～子供の最善の利益は、子供の意見表明の先にある～

- 令和6年4月施行の改正児童福祉法を踏まえた、権利擁護のための環境整備や意見表明等支援の体制整備の取組として、児童相談所職員、里親、施設職員等を対象とした「被措置児童等の権利擁護に関する説明会」を開催しています。
- 子供の周りにいる大人が権利擁護の重要性を理解し実践するとともに、子供に十分な権利の説明ができるよう、継続的な啓発を実施していきます。

### 「子供の最善の利益は、子供の意見表明の先にある」をスローガンに掲げ実施

- 説明会は、施設種別等に応じて実施回を分け、それぞれの養育環境に合わせた内容を盛り込みましたが、共通するスローガンとして「子供の最善の利益は、子供の意見表明の先にある」という考え方を掲げました。参加者からは、スローガンがあることで、目的が印象付けられて良かったという声がありました。



▲令和6年度の説明会の様子

- また、日々の生活の中で職員等が子供に、守られるべき権利や意見表明の重要性を説明し、子供が十分に理解できるよう、都が新たに作成した幼児・障害児に対する権利の説明動画や意見表明ツールの使い方等も解説しました。



▲幼児向け説明動画の画面の一部



▲話したいことに○を書いて伝えられる意見表明ツール

- さらに、参加者同士のディスカッションとして、身近な言葉遣いの振返り、意見表明等支援の方法、権利の説明動画や意見表明ツールを活用したコミュニケーションをテーマに意見交換を行いました。参加者からは、ディスカッションをすることで理解度が上がった、もっとディスカッションの回数や時間を増やして他の施設の方と情報共有をしたい、などの意見がありました。

## 2 パーマネンシー保障の考え方に基づく支援体制の構築

(目指す方向性)

- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の実施・充実を図ります。
- 家庭養育優先原則とパーマネンシー保障に基づくケースマネジメントを徹底します。
- 移行期の連携体制の構築をします。

### 現状・これまでの取組

- 1 困難を抱える妊産婦を含む子供や家庭に対する支援体制の構築及び予防的支援の充実
  - 児童福祉法・母子保健法の改正により、児童福祉部門と母子保健部門が一体となり妊娠期から包括的な相談支援を実施するこども家庭センターの設置が各区市町村へ努力義務化されました。都は、こども家庭センター体制強化事業の実施により、こども家庭センターの設置を促進しています。
  - とうきょうママパパ応援事業を通じて、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備する区市町村への支援を強化しています。
  - 妊娠・出産・子育ての不安に対応する相談支援、研修等を実施しています。
  - 虐待の未然予防や特定妊婦<sup>1</sup>等に対するサポートを関係機関と連携して実施する区市町村を支援しています。
- 2 児童相談所のケースマネジメント体制の充実強化
 

児童相談所は、児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号に基づき、里親等への委託又は児童福祉施設等への措置を必要とする場合においては、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づき、まずは親族里親、養子縁組里親、養育里親若しくは専門里親又はファミリーホームの中から、こどもの意見又は意向や状況等を踏まえつつ、こどもにとって最良の養育先とする観点から、代替養育先を検討する必要があります。

【児童相談所運営指針より抜粋】

<sup>1</sup>出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

#### (1) ケースマネジメントの徹底

- 児童相談所内の定期的なケースの進行管理会議では、子供や保護者の状況、家族関係、家庭状況などを調査し、それらを総合的に評価しながら、援助方針の決定や見直しを行っています。
- 施設入所児童等の家庭復帰に向けては、児童とその保護者に対して、家族合同でのグループ心理療法や、親のグループカウンセリング、家族カウンセリングなど、家族再統合のための様々な援助を行っています。
- 各児童相談所に設置している里親委託等推進委員会に乳児院や児童養護施設の職員等の参加を求め、入所児童の生活状況等を踏まえ、きめ細かに委託の可否を検討しています。

#### (2) 里親委託、家庭復帰促進に向けた児童相談所の体制

- 里親養育支援児童福祉司（常勤）及び養育家庭専門員（会計年度任用職員）が、地域の養育家庭への支援等を担当しています。
- 家庭復帰担当司（常勤）及び家庭復帰支援員（会計年度任用職員）が、措置中児童の家庭復帰に向けた取組を担当しています。

### 3 移行期の連携体制の構築

- 支援を要する児童への切れ目のない支援に向けて、要保護児童対策地域協議会<sup>2</sup>の個別ケース検討会議や実務者会議等において、関係機関同士で役割分担を明確にした上で、連携しながらケースに対応しています。
- 関係機関向け研修教材・研修プログラムを作成し区市町村へ提供しています。

<sup>2</sup> 要保護児童の適切な保護、支援等を行うため、子供に関係する機関等により構成される機関であり、児童福祉法により、地方公共団体はその設置に努めることとされている。

### 課題と取組の方向性

#### <課題1> 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の実施・充実が必要

- 母子保健部門と児童福祉部門が連携しながら、サポートが必要な妊婦や子育て家庭を把握し、適切な支援につなげる体制整備を促進するため、区市町村への支援を一層充実することが必要です。
- 子育て家庭等に対し、妊娠期から伴走型の寄り添い支援を実施するほか、母子保健サービスや家庭支援事業など必要な支援を提供することで、虐待等に至る前の予防的支援を充実することが必要です。
- 要支援家庭に対し、親子を分離することなく、在宅での生活を継続できるよう、親の養育支援を支える取組が必要です。
- 特に支援が必要な妊産婦等への取組の充実が重要なため、地域で関係機関が連携しながら妊産婦等をサポートする新たな仕組みや、特定妊婦等が安心して生活できる環境整備が必要です。

#### (取組1-1) こども家庭センターの体制強化

- こども家庭センターにおいて、妊婦や子育て家庭の悩みやニーズを適切に把握し、寄り添い支援を行うことで虐待の未然防止へ積極的に取り組む区市町村に対し、母子保健部門及び児童福祉部門に連携の窓口となりマネジメントを実施する職員を配置するとともに、支援効果を測る仕組みを構築・提供し、体制整備を促進します。

#### (取組1-2) 地域での切れ目のない支援体制の充実

- 面談等の伴走型相談支援や母子等への産後ケア、妊婦や子育て家庭への家事育児サポーター派遣など、産後うつや乳幼児の虐待予防に資する取組を行う区市町村への支援を充実します。
- 子育て世帯訪問支援事業や子育て短期支援事業等、家庭支援事業に取り組む区市町村の人材確保や実施促進に向けた支援を充実します。
- 母子生活支援施設などの地域の資源を活用した母子一体型ショートステイの立ち上げ支援や、ショートステイの協力家庭の拡大を推進します。

**（取組 1－3）特に支援が必要な妊産婦への支援の充実**

- 妊産婦のメンタルヘルス対策を推進するため、地域の関係機関が連携するためのネットワーク体制を構築します。
- 都及び区市町村と民間事業者が連携し、家庭生活に困難を抱える特定妊婦と出産後の母子等への支援を充実させます。

**<課題 2> 児童相談所のケースマネジメントの徹底に向けた体制強化**

- 区市町村の子供家庭支援センターには、心理職員が配置されており、心理的側面から子供や保護者への専門的な支援を行うことが期待されるものの、多くの心理職がケースワークを担っており、専門職としての専門性を十分に発揮できていない実態もみられます。
- 家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づき、児童や保護者の状況を丁寧に把握し、きめ細かなアセスメントにより子供の最善の利益を実現するケースマネジメントの実践に向け、児童相談所の体制を一層強化する必要があります。
- 虐待により、一時保護や入所措置等を行った子供が家庭に復帰し、地域で安心して暮らせるための援助には関係機関の理解や在宅支援サービスが不可欠ですが、調整に時間を要する場合があります。また、里親委託については、子供に家庭養育を保障するために、実親の理解や委託後のきめ細かなフォロー等が必要です。

**（取組 2－1）子供家庭支援センターにおける親子支援の充実**

- 子供家庭支援センターの心理職が児童相談所と連携し、専門的な支援が行えるよう都のガイドラインを作成する等、専門性向上に向けた取組を進めていきます。

**（取組 2－2）児童相談所の体制の一層の強化**

- 児童相談所における専門職の計画的な増員を図ることにより、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障を徹底するマネジメント体制を強化します。

(取組 2-3) 進行管理の徹底とフォスタリング機関との連携強化

- まずは、児童が家庭において健やかに養育されるよう保護者を支援します。保護者による養育が困難な児童については、親族による養育や里親等への委託に向けて支援を行います。
- 里親等への委託を推進するため、各児童相談所における里親等委託率や課題を定期的に共有し、進捗状況の確認を徹底します。
- フォスタリング機関と連携した里親へのきめ細かな支援体制を充実強化します。
- 里親家庭については、里親自らが研修講師やファシリテーターとなれる講師養成を行い、社会的養育に関する演習方式の研修を実施するなど、里親自らが社会的養育の担い手であることの理解を深めていきます。

<課題 3> 切れ目のない支援に向けた連携体制の構築

- 児童相談所が一時保護や入所措置等を行った子供が家庭に復帰する際など、中心となる支援者が変わる移行期においても、支援が途切れることなく関係機関同士で連携しながら支援の連続性を保障する仕組みを構築する必要があります。

(取組 3) 移行期の連携体制の構築

- 社会的養育にかかわる支援者や措置機関等が相互の理解を深めつつ途切れずに支援していくための、きめ細やかな情報共有体制や取組を検討します。
- 子供が自分の措置記録や社会的養育の記録を知ることができるように、国における児童記録票の保存期間等に関する検討の動向を注視しながら、都として保存年限や開示方法の課題等の整理を進めていきます。  
また、子供の知る権利の保障の観点から、子供が生い立ちの整理などをするための支援を行います。

評価指標			
取組	指標名	現状	目標値
取組1-1	こども家庭センター体制強化事業実施自治体数（都独自）	14自治体 （令和6年度）	全自治体
取組1-1	こども家庭センター設置に向けた区市町村研修受講自治体数（都独自）	47自治体 （令和6年度）	全自治体
取組1-2	産後ケア事業の利用率（都独自）	23.1% （令和4年度）	増やす
取組1-2	都道府県と市区町村との人材交流の実施状況	子供家庭支援センターから児童相談所への研修派遣を受け入れている	増やす
取組1-2	こども家庭センターにおけるサポートプランの策定状況	36自治体 （令和6年度）	増やす
取組1-2	市区町村における子育て短期支援事業を委託できる里親・ファミリーホーム	232か所 （令和6年度）	増やす
取組1-3	特定妊婦等への支援に関係する職員等に対する研修の実施回数、受講者数	母子保健研修等 11回、受講者 9,045名 （令和5年度）	研修の着実な実施
取組1-3	助産施設の設置数	38施設 （令和5年度）	助産施設を引き続き確保する

**主な施策**

## •【拡充】こども家庭センター体制強化事業

妊婦及び家庭に対し、児童福祉部門と母子保健部門が一体となって妊娠期から就学前まで包括的な相談支援が行えるよう、支援体制を整え、児童虐待の未然防止に取り組む区市町村を支援します。

## •【拡充】とうきょうママパパ応援事業

妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援を提供するため、こども家庭センターの設置促進を図るとともに、妊婦全数面接や産後ケア事業、家事・育児支援等を行う区市町村の取組を支援します。

## •【拡充】子育て短期支援事業

保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合及び経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設その他の保護を適切に行うことのできる施設において一定期間、養育・保護を行います。

## •【拡充】子育て世帯訪問支援事業

虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的に、家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施します。

## •養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により区市町村長が訪問による養育支援が必要であると認めた、一般の子育て支援サービスを利用することが難しい家庭を対象とし、育児不安の解消や養育技術の提供等のための相談・支援を実施します。

## •一時預かり事業

保護者の疾病や災害等に伴い、また、育児疲れによる保護者の心理的・肉体的負担を軽減するため、保育所等において児童を一時的に預かる取組を実施します。

## •親子関係形成支援事業

児童との関わり方等に悩みを抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけることが出来るよう、ペアレント・トレーニング等を実施するとともに、保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報交換できる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行います。

- **児童育成支援拠点事業**

家庭や学校に居場所のない子供に対して、子供とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供を行うとともに、子供・家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の支援を包括的に提供します。

- **【新規】妊産婦メンタルヘルス対策事業**

妊産婦メンタルヘルスの課題等の共有・必要な支援策を推進するため、都が主体となり、区市町村・産科医療機関・精神科医療機関等へのヒアリングを実施の上、関係機関合同での検討会を実施する。また、都内の精神科医療機関へ妊産婦の受入れ可否等の調査を行い、検索システムを構築します。

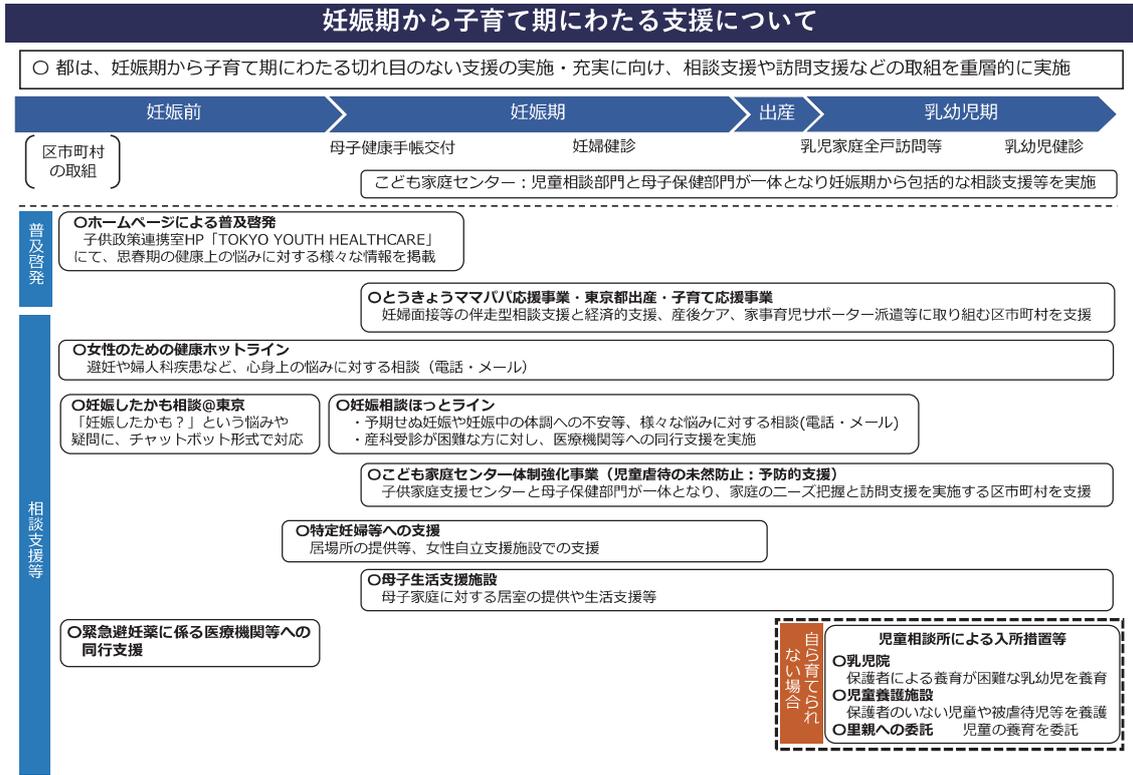
- **妊産婦等生活援助事業**

家庭生活に困難を抱える特定妊婦と出産後の母子等に対する支援を行うため、一時的な住まいや食事の提供、その後の養育等に係る情報提供や、医療機関等の関係機関との連携を行う団体を補助します。

コラム

妊娠期から子育て期にわたる支援について

○ 都は、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の実施・充実に向け、相談支援や訪問支援などの取組を重層的に実施しています。



※各相談事業で把握した当事者について継続的な支援が必要な場合は、区市町村の母子保健部門や子供家庭支援センター、児童相談所等につなげています。

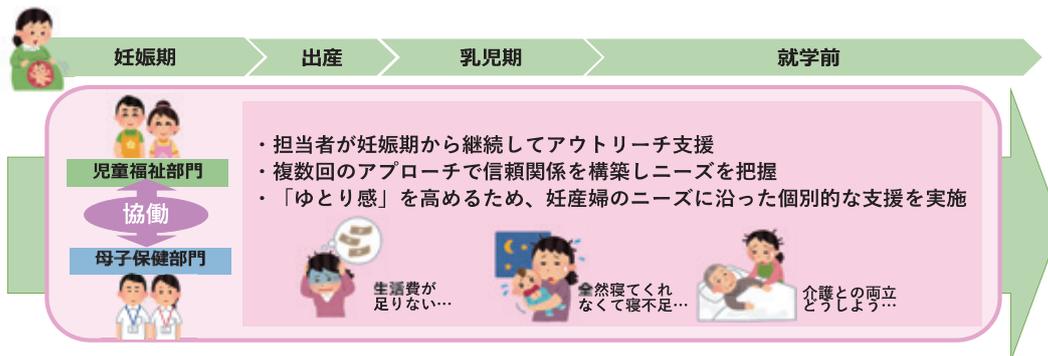
## コラム

## こども家庭センター体制強化事業

## ～妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の実現に向けて～

- 令和6年4月施行の改正児童福祉法及び改正母子保健法により、区市町村ではこども家庭センターの設置が努力義務となりました。  
こども家庭センターでは、区市町村の児童福祉部門と母子保健部門が、全ての妊産婦、子育て世帯、子供へ一体的に相談支援を行い、適切なサービスへつなぐためのマネジメント等を担っています。
- 東京都では、妊娠期から信頼関係を築き、当事者の背景を踏まえ、困りごとやニーズに沿った支援を実施することで、ゆとりを持って子育てできるよう、令和6年度から「こども家庭センター体制強化事業」を開始しました。
- 児童福祉部門と母子保健部門の専門職等が、状況に応じて訪問支援や面接等を丁寧に行い、当事者の抱えている困難を理解して寄り添いながら、健やかに子育てができる環境を整えていきます。  
児童虐待の未然防止等に着実な効果が期待できるこの事業では、支援ノウハウの提供や人材育成研修、支援チームを配置するための人件費補助を通じて、両部門が協働して支援に取り組む区市町村を支援しています。  
また、妊産婦の主観的なゆとり感に着目した「ゆとり尺度」という新たな指標を用いることで、当事者が負い目を感じずニーズを表出できるとともに、継続的なモニタリングにより、支援効果を測ることができる仕組みを構築しています。

## ▼支援イメージ

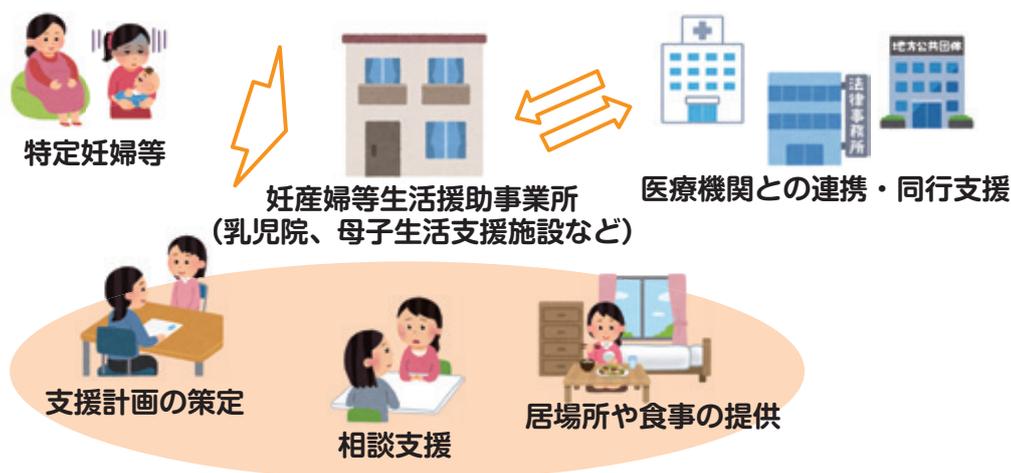


- 先行して実施したモデル事業では、一人ひとりの妊産婦と丁寧に関わることで、これまで見えてこなかった背景や困りごとに気付き、早期に適切な支援につなぐことができたこと、支援者は手応えを感じていました。
- 今後もより良い支援を届けられるよう、本事業を推進していきます。

コラム

妊産婦等生活援助事業の実施

- 令和6年4月施行の改正児童福祉法を踏まえ、都は、特定妊婦や出産後の母子等が安心した生活を送ることができるよう、一時的な住まいや食事の提供等を行う団体の取組を支援しています。
- 支援の内容は、①利用者の状態に応じた支援計画の策定、②妊娠葛藤相談や子供の養育相談、自立に向けた相談等の相談支援、③入居又は通いによる居場所や食事の提供等の生活支援、④児童相談所や区市町村、児童福祉施設、医療機関等の関係機関との連携、⑤医療機関受診、就労支援機関の利用、行政手続等の同行支援等です。



- 妊産婦等生活援助事業所では、保健師、助産師又は看護師の資格を有する者が、専門性を活かした心身のケアや体調管理等を行っているほか、母子支援員等が、妊婦・母子に寄り添いながら、家事・育児等の日常生活上の援助等を実施しています。
- また、都は、利用者に心理療法が必要な場合に適切に支援できるよう、公認心理士等を配置する取組や、利用者が配偶者からの暴力を訴えている場合や養育費に関する相談、金銭トラブルや契約トラブル等を抱えている場合等、法律相談が必要な場合に適切に対応できるよう、弁護士等を嘱託契約等により配置する取組も支援しています。
- 都は今後とも、民間事業者と連携し、特定妊婦等への支援を充実していきます。

### 3 家庭と同様の環境における養育の推進

#### (目指す方向性)

- 里親制度の普及と登録家庭数の拡大、社会的養護を必要とする児童の里親等への委託を促進します。
- 里親の養育を支えるための、里親に対する支援を充実します。
- 特別養子縁組に関する取組を推進します。

#### 現状・これまでの取組

##### 1 里親制度の普及、登録家庭数の拡大、委託の促進

- 里親制度の認知度の向上を図るため、ウェブサイトの運営等の広域的な広報や、フォスタリング機関による地域でのイベント参加や住民向け広報の実施、里親体験発表会の開催、学校や医療機関への出前講座等の取組を実施しています。
- フォスタリング機関に区市町村連携コーディネーターを配置し、区市町村と連携した里親の新規開拓及び普及啓発等に関する取組を実施しています。
- 都における、代替養育を必要とする児童全体に占める里親、ファミリーホームへの委託率（里親等委託率）は、17.5%（令和5年度末）となっています。養育家庭の登録数及び里親等委託率は増加傾向にありますが、計画の目標値からは若干下回っている状況にあります。
- 養子縁組里親<sup>3</sup>は、登録家庭数に対して養子縁組の候補となる児童が少ないことなどから、マッチングに至らない家庭が多く存在しています。マッチングを待っている養子縁組里親は、研修により一定の知識・スキルを習得しており、また養子縁組にはこだわらず、児童を長期的に養育することを希望する家庭もあることから、養子縁組里親に対して養育家庭<sup>4</sup>としての委託ができるよう、養子縁組里親と養育家庭の両方に里親として登録をする、二重登録の運用を開始しました。

<sup>3</sup> 要保護児童を、養子縁組を目的として養育する里親として、登録された家庭

<sup>4</sup> 要保護児童を、養子縁組を目的とせず、一定期間養育する里親として、登録された家庭

## 2 里親に対する支援

- 里親のリクルートや里親に対する研修、委託中の養育への支援並びに里親委託措置解除後における支援に至るまでの一貫した里親支援を行うフォスタリング機関事業を、令和2年度から開始しました。令和6年度末には、東京都の所管する全域において、フォスタリング機関を導入しました。
- 令和6年4月に施行された改正児童福祉法において、里親支援事業や、里親や委託児童等に対する相談支援等を行う「里親支援センター」が、「児童福祉施設」として位置づけられました。
- 里親が抱える課題への対応力向上を目的とした里親フォローアップ研修や、未委託家庭を対象とした里親スキルアップ研修等の研修機会の提供、未委託家庭に対する家庭訪問の実施など、里親のスキルアップに向けた取組を実施しています。
- 児童の処遇等に関して、チーム養育の中で調整ができないケースについて、児童の利益を守り、権利擁護を図る観点から、第三者の立場で意見を聴取し、調整を行う里親養育専門相談事業（里親子のサポートネット）を、令和3年度から実施しています。
- 一方で、ケアニーズの高い児童の増加、児童の特性への対応の困難さなどから、委託後に不調となるケースが存在しています。

## 3 特別養子縁組に関する取組の推進

- 民法等の改正により、令和2年度から、特別養子縁組の養子候補者の上限年齢が6歳未満から15歳未満に引き上げられるとともに、特別養子縁組成立の審判について、二段階手続が導入されました。
- 家庭で適切な養育を受けられない新生児を対象として、特別養子縁組が最善と判断した場合に、できるだけ早期に委託に結びつけることを目的とした、新生児委託推進事業を実施しています。
- 養子縁組成立後の里親を対象とした、児童の生い立ちの整理のための、個別支援プログラム事業を、令和4年度から実施しています。

**課題と取組の方向性****<課題1> 里親の普及、登録家庭数の拡大、委託の促進**

- 乳幼児や高齢児等、様々なニーズに適うマッチングが可能となるよう、多様な里親の登録が必要です。
- 里親登録数の拡大には、里親制度の社会的な理解の促進や、認知度の更なる向上が必要です。
- 施設に措置をされている児童の中には、里親への委託が望ましい児童もいることから、パーマネンシー保障の考えのもと、児童の成長や背景に合わせた、措置先の検討を行うことが必要です。
- 実親の同意取得が困難であることを理由に委託に至らないケースが存在することから、実親に対し里親制度への理解を促すための取組が必要です。

**(取組1-1) 効果的なリクルート方法の検討**

- 里親委託児童は年齢や委託期間等、様々なニーズがあることを周知するとともに、多様な里親の登録に繋がる効果的なリクルート方法を検討します。

**(取組1-2) 里親制度の普及啓発**

- 民間企業に対する説明会の実施等、対象を明確にした効果的な広報を実施します。

**(取組1-3) 里親のリクルートに係る区市町村との連携強化**

- フォスタリング機関事業の都内全域での実施により、区市町村と連携をした地域に根差したリクルート活動の強化に取り組みます。

**(取組1-4) 里親委託促進に向けた取組**

- 児童相談所における専門職の計画的な増員と、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障を徹底するマネジメント体制を強化します。
- 各児童相談所における里親等委託率や課題を定期的に共有し、進捗状況の確認を徹底します。
- 実親の里親制度への理解を促し、委託を促進するため、実親への説明や委託中の交流を支援する仕組みを検討します。
- 里親の登録数の増加に向け、更新期間を2年から5年に変更します。更新期間の見直しに伴い、里親それぞれの状況に合わせた研修の受講を推奨するなど研修の充実を図り、里親の資質を確保していきます。

＜課題2＞里親に対する支援

- ケアニーズが高く対応が困難な児童への対応等、里親家庭の抱える養育の不安や悩み等に対して、里親の養育力向上に資する取組の実施とともに、気軽に相談ができる体制の構築など、里親に寄り添った支援が必要です。
- 里親の子育てを支えるために、地域や企業の理解を促進し、育てやすく働きやすい環境の醸成が必要です。
- 委託後の不調を未然に防ぐため、マッチングからの丁寧なアセスメントの実施や、里親の負担に対する支援、里親自身の養育力の向上が必要です。

（取組2-1）包括的、一貫した里親支援体制の構築

- フォスタリング機関事業を着実に実施するとともに、実績の評価を行い、里親支援センターへの移行に向けて、里親への支援の充実のために必要な機能等について検討します。
- レスパイト機能の強化や、ショートステイなどの地域事業の活用による、予防的視点の支援を強化します。

（取組2-2）理解の醸成と、里親を支える体制の強化

- 関係機関の連携により里親を支援する体制（チーム養育）の強化を図ります。
- 民間企業に対する説明会の実施等、対象を明確にした効果的な広報を実施します。（再掲）

（取組2-3）里親の養育力向上に資する取り組みの強化

- ケアニーズの高い児童の養育に資する研修や、養育家庭の経験に合わせた支援の実施等により、里親の養育力向上に向けた取組を強化します。

＜課題3＞特別養子縁組に関する取組の推進

- 養子縁組里親の登録数は増加傾向にありますが、養子縁組候補となる児童が少なく、マッチングに至らない家庭が多く存在します。
- 児童の心身の成長や発達にとって、特定の大人との愛着形成が重要であり、実親の養育が望めない場合にはなるべく早期の委託が望ましいものの、アセスメントやマッチング・交流に時間を要することがあります。
- 養子縁組成立後の養子、養親、実親への支援について十分なノウハウが蓄積されていない状況があります。

**(取組3-1) 特別養子縁組委託候補児童の検討**

- 実親による養育が望めず、他に養育できる親族等がない児童については、特別養子縁組を検討します。
- 児童相談所長による特別養子適格の確認の申立等について、積極的に検討します。

**(取組3-2) 早期の委託に向けた支援体制の強化**

- 乳児院や民間あっせん機関等の関係機関との連携を強化し、養親希望者と養子候補者となる児童の交流、マッチングが円滑に行われる体制を整備します。
- 特に、新生児が養子候補者となった場合については、できる限り新生児のうちに養子縁組里親への委託を進められるよう、体制を強化します。

**(取組3-3) 縁組成立後の支援の検討**

- 養子縁組里親に対して縁組成立後も継続した支援を行い、児童の家庭を取り巻く個々の状況に応じた児童の生い立ちの整理のための個別支援プログラムを実施します。
- 養子の出自を知る権利を保障し、出自を知る権利に関する支援を望む者への支援方針等の検討を行います。

評価指標			
取組	指標名	現状	目標値
共通	3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降の里親等委託率	<b>【里親等委託率】</b> 3歳未満 14.4% 3歳～就学前 23.7% 学童以降 16.9% 合計 17.5% (令和5年度)	<b>【里親等委託率】</b> 3歳未満 50.5% 3～就学前 50.5% 学童以降 33.6% 合計 37.4%
共通	3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降の登録率 <sup>5</sup> 、稼働率	<b>【登録率】</b> 42.5% <b>【稼働率】</b> 41.3% (令和5年度)	<b>【登録率】</b> 74.6% <b>【稼働率】</b> 50.0%
共通	養育里親、専門里親、養子縁組里親それぞれの里親登録(認定)数	養育里親 801 家庭 専門里親 19 家庭 養子縁組 448 家庭 (令和5年度)	養育里親 1,669 家庭 専門里親 40 家庭 養子縁組 933 家庭
共通	ファミリーホーム数	30 ホーム (令和5年度)	40 ホーム (定員 240 人)
共通	里親登録(認定)に係る都道府県児童福祉審議会の開催件数	年6回 (令和5年度)	年6回で継続
共通	養育里親、専門里親、養子縁組里親それぞれの委託里親数、委託児童数	<b>【養育里親】</b> ・委託里親数 383 家庭 ・委託児童数 445 人 <b>【専門里親】</b> ・委託里親数 5 家庭 ・委託児童数 5 人 <b>【養子縁組里親】</b> ・委託里親数 49 家庭 ・委託児童数 52 人 (令和5年度)	増やす

<sup>5</sup> 登録率

$$\frac{\text{里親登録数} \times \text{平均受託児童数} + \text{ファミリーホームの定員数}}{\text{乳児院・児童養護施設の入所児童数} + \text{里親・ファミリーホームへの委託児童数}}$$

取組	指標名	現状	目標値
共通	新規ファミリーホーム数、委託児童数	新規 2ホーム (令和5年度) 委託児童数 120人 (令和5年度)	増やす
共通	里親登録(認定)に対する委託里親の割合	38.0% (令和5年度)	増やす
取組2-1	里親支援センターの設置数	—	フォスタリング機関の実施状況を評価の上で検討
取組2-1	民間フォスタリング機関の設置数	8児童相談所 (令和7年1月)	都児相管轄内すべてに設置
取組2-1	児童相談所における里親等支援体制の整備	フォスタリング機関事業の実施8か所 (令和7年1月)	都内全域
取組2-2	基礎研修、登録前研修、更新研修などの必須研修以外の研修の実施回数、受講者数	96回 延べ1,014人 (都実施分) (令和5年度)	増やす
取組3-1	児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数	36件 (令和5年度)	必要に応じた対応の着実な実施
取組3-2	民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数	0件 (都児相所管分) (令和5年度)	—
取組3-1	親との交流の途絶えたケース、親の行方不明、特別養子縁組不同意ケース等に係る児童相談所長による特別養子適格の確認の審判の申立件数	2件 (都児相所管分) (令和5年度)	申立の積極的な検討と、必要に応じた対応の着実な実施
取組3-2	里親支援センターやフォスタリング機関(児童相談所を含む)、乳児院、民間団体等による特別養子縁組等の相談支援体制の整備	フォスタリング機関8か所 (令和7年1月) 民間あっせん機関(都内)5機関 (令和6年度)	連携強化

**主な施策**• **養育家庭等**

里親委託期間中の児童にかかる経費について、児童福祉法に基づき、措置費を支弁します。

• **【拡充】養育家庭（措置費の拡充（認証保育所等費））**

里親委託児童の保育所入所及び学童クラブの利用に係る経費について、措置費を支弁することにより、共働き家庭への支援を強化し、更なる里親制度の普及促進、積極的活用及び里親委託率の促進を図ります。

• **【拡充】広報・啓発事業**

都の里親制度について広く周知し、登録家庭数の拡大や制度理解の促進等を図ることにより、里親等委託率の向上を図ります。

• **里親養育力向上総合プログラム**

里親の養育力向上のためのフォローアップ研修及び縁組成立後の支援等を実施します。

• **養育家庭制度**

養育に係る負担を軽減するためのレスパイト・ケア<sup>6</sup>の提供を行うほか、措置解除となった元里子に対し、養育家庭等を通じて居住費を支援する等、養育家庭等に対する支援活動を行い児童の処遇向上を図ります。

• **里親委託交流経費補助事業**

交流中の養育家庭、養子縁組里親及びファミリーホーム（法人型を除く）の負担を軽減するために、里親が委託候補児童と交流を行った場合に補助を行います。

• **【拡充】フォスタリング機関（里親養育包括支援機関）事業**

里親への委託をより一層推進するため、里親のリクルート及びアセスメント、里親に対する研修、児童と里親のマッチング、児童の里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一貫した里親支援及び養子縁組に関する相談・支援を総合的に実施します。

• **【拡充】新生児委託推進事業**

家庭で適切な養育を受けられない新生児を対象として、特別養子縁組が最善と判断した場合に、できる限り早期に里親子を結びつけられるよう、養子縁組里親の養育力向上のための研修実施や新生児と養子縁組里親の交流支援等を行い、新生児委託を推進します。

<sup>6</sup> 委託児童を養育している里親及びファミリーホーム養育者の、一時的な休息のための援助

**・【拡充】乳児院の家庭養育推進事業**

乳児院に治療的・専門的ケアが実施できる養育体制を整備することにより、被虐待児、病虚弱児、障害児等の支援を充実させるとともに、保護者等に対する育児相談等の支援体制を強化し、入所児童の家庭復帰や里親委託を促進します。

コラム

## 養子縁組成立後の里親等に対する個別支援事業 (ライフストーリーワーク)

- 平成28年度の児童福祉法改正において、縁組成立後の支援も含めた養子縁組に関する相談・支援が都道府県の役割として位置づけられました。
- 東京都では令和4年度より、養子縁組成立後の里親等に対する個別支援事業を実施しています。
- ライフストーリーワーク（生き立ちの整理）は、児童が自分の過去に起こった出来事や、その時の家族のことを理解し、自身の生き立ちやそれに対する感情を信頼できる大人の支えと共に整理していく取組です。児童が自身の生き立ちに関する事実を肯定的に捕らえ、自分を大切に、誇りをもって成長するために大切な取組です。
- この事業では、ライフストーリーワークについての一般的な講義に加えて、養子縁組家庭の個別の事情に応じた支援を行うことを目的としており、真実告知や児童の生き立ちの整理をどのように行えばいいかなどを、個々の状況に応じて、専門家に相談できる体制を構築しています。
- 養親への支援は3ステップで行なっており、ステップ1では講義形式で真実告知の必要性や意義などを取り扱い、ステップ2では各家庭の状況に合わせて個別相談を行い、ステップ3ではグループワークにより、当事者同士の悩みの共有等を行なっています。
- また、児童相談所職員や民間フォスタリング機関職員、各施設の里親支援専門相談員などの支援者向けにも専門家による講義や事例検討を実施し、養子縁組成立後の里親への支援力向上を図っています。
- 真実告知等の支援に関しては、養子縁組成立直後よりも、ある程度年数を重ねた家庭にこそ支援の必要性があるといえます。今後も、養子縁組家庭に必要な支援が届けられるよう、取り組んでいきます。

**令和6年度ワークショップ・連続講座**  
**養子縁組成立後の里親等に対する個別支援事業**

子どもに贈る  
**ライフストーリーワーク**

生まれてからこれまでの子どもの成長と、家族となっていくプロセスは、家族にとっても子どもにとってかけがえのないものです。ライフストーリーワークは、家族の物語を子どもと一緒につむぎだすための取り組みです。

本講座では、ご家族の「どうやればいいの?」「どんな準備すればよいの?」という疑問を取り上げ、一緒に考えていきます。講義と個別相談、グループワークという3回の連続講座で、家庭での実践を振り返りながら進めていきます。不安でまだできないという方も一緒に考える機会となればと思います。ぜひ、STEP1の講義だけでもご参加ください!

## 4 施設におけるできる限り良好な家庭的環境の整備

### （目指す方向性）

- 施設における家庭的な環境での養育を更に進めるため、引き続き、小規模化・地域分散化を推進します。
- 施設が地域の子育て家庭や里親子の支援を行うなどの多機能化を推進します。
- 障害児入所施設に入所している児童が、できる限り良好な家庭的環境の下で支援が受けられる体制の整備に向けて努めます。

### 現状・これまでの取組

- 1 施設の小規模化・地域分散化の促進・家庭的な養育環境（グループホーム等）での養育を推進
  - 児童養護施設において、令和6年3月1日時点で、グループホームは191か所、施設の定員に占める定員6名以下のユニットケアは、約6割を占めており、小規模化、地域分散化が進んでいます。
  - 乳児院においても、家庭的な養育環境を目指しており、ユニットの小規模化を進めています。定員6名以下の小規模ユニットの割合は、令和6年3月1日時点で約6割となっています。
  - 週末や夏休みなどの期間に、一定の要件を満たし登録をされた「フレンドホーム」との交流を行うことにより、児童養護施設や乳児院で暮らす児童が家庭生活を体験する場を提供しています。
- 2 施設の多機能化（里親家庭の支援、一時保護児童の受入等）
  - 児童養護施設、乳児院及び母子生活支援施設において、ショートステイやトワイライトステイ等の地域の子育て家庭への支援を実施しています。
  - 児童養護施設及び乳児院では、フォスタリング機関事業の受託や里親支援専門相談員<sup>7</sup>、里親交流支援員<sup>8</sup>の配置等により、里親子に対する支援を行っています。
  - 児童養護施設や乳児院において、一時保護委託児童を受け入れる専用ユニットを設置し、一時保護委託の受入れを行っています。

<sup>7</sup> 児童相談所等と連携して、里親委託の推進及び里親支援の充実を図ることを目的に配置される

<sup>8</sup> 愛着関係移行の援助等きめ細かい里親子の交流支援を実施し、児童の里親委託に向けた支援を行うことを目的に配置される

### 3 障害児入所施設における支援

#### (1) 国の動向

- 国の策定要領<sup>9</sup>において、「障害児入所施設においても、被虐待児童が一定割合生活していることを踏まえ、障害児入所施設においては、障害に対する正確な理解と障害特性に応じた環境の提供に加え、できる限り良好な家庭的環境の下で支援を行うことが必要」と新たに明記されました。
- また、令和6年度から、運営基準<sup>10</sup>に「指定福祉型障害児入所施設は、障害児ができる限り良好な家庭的環境において指定入所支援を受けることができるよう努めなければならない。」ことが新たに明記されました。
- さらに、障害福祉サービス等報酬改定において、より家庭的な環境による支援を促進する観点から、小規模グループケア加算<sup>11</sup>も、より小規模なケアへの評価へ見直しが行われました。

#### (2) 都の取り組み

- 福祉型障害児入所施設は、令和6年4月1日現在、都内8施設、都外9施設であり、そのうち、小規模グループケア加算を算定している施設は、都内1施設、都外3施設で、児童数は108名となっています。
- 現在は、障害児入所施設から建替えや改修の相談があった際に、ユニット化についても助言を実施しています。

### 課題と取組の方向性

#### <課題1>施設の小規模化・地域分散化の促進・家庭的な養育環境(グループホーム等)での養育

- 国は、「できる限り良好な家庭的環境」の確保に取組み、概ね5年程度を目標に小規模化かつ地域分散化することを求めています。
- 児童養護施設における、小規模グループケア(定員6名)は、令和元年10月31日以前に、7~8名で指定されていた施設においては国の経過措置が認められていましたが、経過措置は令和6年度末で終了することとなっています。しかし、都内の現状では、一時保護所のひっ迫状況等から定員を即時に減少させることは困難となっています。
- 地域分散化により、グループホームが増えたことに伴い、若手職員がグループ

<sup>9</sup> 「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」(令和6年3月12日付こ支家第125号子ども家庭庁支援局長通知)

<sup>10</sup> 第20条第2項(児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準・平成24年厚生労働省令第16号)

<sup>11</sup> 施設のユニット化など、定員10名までの小規模グループでケア(設備・人員配置の条件有)を実施した場合の評価(例:定員4~6名の場合、320単位/日を加算)

ホームに配置され、運営の中心となることも増えており、若手職員の育成、フォロー体制の構築が課題となっています。

- これまで、本体施設はスケールメリットを生かしてケアニーズの高い児童を受け入れてきました。一方で、グループホームの増設に伴い、本体施設の定員を減少させてきたこと、本体施設の各ユニットの小規模グループケア化を進めたことに伴い、本体施設においても複数職員による勤務ローテーションを組むことが困難になっています。
- 都立児童養護施設においては、公的な役割を果たす中でケアニーズが高い児童の割合が増加しており、現行の職員配置及び1ユニット定員（8名）では児童の特性に応じた支援が困難になってきています。
- 乳児院においては、特に職員配置の少ない夜間を中心に、授乳や呼吸確認などの業務や、緊急を要する乳児の一時保護委託の受入を行う必要があることから、小規模での養育を引き続き実施するためには、職員の増配置とともに、職員一人ひとりが高いスキルを習得することが必要です。

#### （取組1）小規模化及び地域分散化の促進

- 施設における家庭的な環境での養育を更に進めるため、引き続き、小規模化・地域分散化に対応するグループホームの設置を支援します。
- 小規模化や地域分散化を進めるにあたっては、代替養育の必要な児童の見込数を踏まえ、保護が必要な児童の行き場がなくなることはないよう、必要な定員数を確保します。
- グループホームに勤務する職員が孤立することのないよう、グループホームの特性を踏まえた、職員の負担軽減のための体制構築を引き続き支援してまいります。
- 児童養護施設の本体施設の小規模化に伴い、職員体制の充実に向けた支援を実施するとともに、個室化などハード・ソフト両面からケアニーズの高い児童の受け入れを促進するための支援を検討してまいります。
- 都立児童養護施設においても、将来の代替養育を必要とする児童数を踏まえながら、引き続き小規模化・地域分散化の整備を計画的・段階的に進めていくとともに、職員の体制強化や定員の見直しを図ってまいります。
- 一人ひとりが高いスキルを習得し、小規模での養育を行うため、乳児院等の職員を対象とした研修を引き続き実施してまいります。

- 児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設には、入所機能のみならず、在宅子育て家庭や里親子のニーズを踏まえた機能や役割の強化が期待されています。
- 一時保護所の入所のひっ迫状況から、児童養護施設や乳児院における一時保護委託の需要が高まっており、受入れ体制の強化が必要です。

**(取組2-1) 施設の多機能化の取組の推進**

- 乳幼児期における家庭養育推進のため、乳児院における里親等委託推進に向けた体制の強化をしていきます。
- 乳幼児を持つ家庭の支えとしても、重要な役割を担っている乳児院では、里親交流支援員の配置を継続するとともに、特別養子縁組推進員を配置し、今後、地域や里親家庭のニーズを捉えた取組を展開していきます。
- 地域の子育て支援の場として、児童養護施設や乳児院、母子生活支援施設の更なる活用を検討していきます。

**(取組2-2) 一時保護委託の受入れ促進**

- 引き続き、乳児院や児童養護施設における一時保護委託の受入れを実施していきます。
- 乳児院における三才以上の一時保護委託の受入促進に向けた支援を継続します。児童養護施設においては、一時保護委託専用ユニットへの支援を継続するとともに、受入体制構築に向け、環境整備の経費を支援していきます。

**<課題3> 障害児入所施設のユニット化**

- 障害児入所施設のユニット化に当たっては、居室、居間、食堂、入所している障害児が相互に交流できる場所などが必要となるため、施設の建て替えや改修等のハード面の整備が必要です。
- また、小規模グループケア加算を算定するためには、ハード面の整備のほか、ソフト面（専任の児童指導員又は保育士の配置）の対応も必要です。

**(取組3) 障害児入所施設におけるできる限り良好な家庭的環境の整備**

- 引き続き、障害児入所施設に対し、運営費や施設整備費補助等を行うとともに、ユニット化への助言や財政支援の適切な周知を行い、できる限り良好な家庭的環境の整備に向けて努めていきます。

評価指標			
取組	指標名	現状	目標値
取組1-1	児童養護施設定員に占める定員6名以下のユニットの割合	60.4% (令和6年度)	100% ※ただし、代替養育の状況による
取組1-1	乳児院定員に占める定員6名以下のユニットの割合	59.8% (令和6年度)	上げる
取組1-1	グループホームの定員数	1,141名 (令和6年度)	増やす
取組1-2	一時保護専用施設の整備施設数 (一時保護委託専用ユニット)	乳児院4箇所 児童養護施設1箇所 (令和6年度)	増やす
取組1-2	里親養育包括支援(フォスタリング)事業の実施施設数	6施設(都内8箇所に設置済) (令和7年1月)	全児相ごとに設置
取組1-2	区市町村の家庭支援事業を委託されている施設数(事業ごと)	1,533箇所 (令和6年度)	増やす

### 主な施策

#### ・グループホーム事業

児童養護施設本体から独立した地域社会の民間住宅等を活用して、より家庭的な環境の中で養護を実施するグループホームを運営する場合に運営経費を補助します。

#### ・グループホーム・ファミリーホーム設置促進事業

本園から支援する常勤職員の配置経費を補助するなど、グループホーム・ファミリーホームの職員への支援体制を強化することにより、質の高いグループホーム等の運営を促進するとともに、家庭的養護の推進を図ります。

#### ・【拡充】専門機能強化型児童養護施設制度

治療的・専門的ケアが実施出来る体制を整備し問題を有する児童の自立を促進する「専門機能強化型児童養護施設」を設置し、問題を抱えた児童の入所が増加に対応するとともに、児童の自立促進を図ります。

#### ・【拡充】新生児委託推進事業(再掲)

家庭で適切な養育を受けられない新生児を対象として、できる限り早期に特別養子縁組ができるよう、養子縁組里親の養育力向上のための研修実施や新生児と養子縁組里親の交流支援を行い、新生児委託を推進します。

**・【拡充】乳児院の家庭養育推進事業**

乳児院に治療的・専門的ケアが実施できる養育体制を整備することにより、被虐待児、病虚弱児、障害児等の支援を充実させるとともに、保護者等に対する育児相談等の支援体制を強化し、入所児童の家庭復帰や里親委託を促進します。

**・【拡充】子育て短期支援事業（再掲）**

保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合及び経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設その他の保護を適切に行うことのできる施設において一定期間、養育・保護を行います。

**・母子一体型ショートケア事業**

見守りが必要な母子等に対し、母子生活支援施設において、母子ともに滞在型のショートステイを実施し、育児・家事指導等を行うことにより、その後の生活支援につなげます。

**・【拡充】乳児院の一時保護委託受入促進事業**

乳児院において、三歳以上の幼児の一時保護委託を受け入れるための専用ユニットを設置し受入体制の充実を図ることで、一時保護委託の実施を促進します。

**・【新規】一時保護体制強化事業（再掲）**

一時保護委託児童受入促進のため、児童養護施設の空きスペースを活用して一時保護児童を受け入れる際の準備経費を支援するほか、一時保護所のユニット化に向けた改修計画の策定、通学支援、円滑な施設等への入所調整に資するシステムの構築等、一時保護体制強化に係る取組を実施します。

**・養育家庭制度（再掲）**

養育に係る負担を軽減するためのレスパイト・ケアの提供を行うほか、措置解除となった元里子に対し、養育家庭等を通じて居住費を支援する等、養育家庭等に対する支援活動を行い児童の処遇向上を図ります。



## 5 心理的・治療的ケアが必要な子供への専門的な支援の充実

(目指す方向性)

- 施設におけるケアニーズが高い児童への専門的な支援体制の更なる充実を図ります。
- 児童相談所における児童、施設等関係機関への支援の更なる充実を図ります。

### 現状・これまでの取組

#### 1 施設における専門的なケア

##### (1) 児童養護施設

- 児童養護施設において、情緒面・行動面で重い課題を抱える児童や、医療が必要な児童などケアニーズが高い児童が増加しています。
- 都は、民間児童養護施設において、児童への専門的ケアを充実するため、精神科医と心理職員を配置する専門機能強化型児童養護施設に対する支援を行っています。
- 東京都石神井学園において、平成 27 年度から虐待等による重篤な症状を持つ児童に対して、生活支援・医療・教育を一体的に提供する連携型専門ケア機能モデル事業を実施しています。

##### (2) 児童自立支援施設

- 児童自立支援施設は、主に、非行を主訴とする児童が入所する施設であり、日課や学習など枠組みのある規則正しい生活の中で、児童に心身ともに安定した安心できる生活環境を提供することにより、児童が生活習慣を身に付け、将来、社会で自立した生活ができるよう支援してきました。しかし近年は、虐待によるトラウマ症状やアタッチメントの問題、神経発達症による様々な特性を抱えているためにケアニーズが高く、個別的・専門的な支援を必要とする児童が増加しています。

##### (3) 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）

- 自立援助ホームは、従来は児童養護施設など他の児童福祉施設を経由してからの入居が一般的でしたが、近年は、家庭から入居する児童が増加しています。

##### (4) 乳児院

- 児童への専門的ケアを充実するため、精神科医や心理職などの専門職員を配置する支援を実施しています。

- 常時医療及び看護が必要な病虚弱児等の養育の向上を図るため、看護師を増配置して受入体制を整備する事業を実施しています。

## 2 児童相談所における専門的なケア

### (1) ケアニーズが高い児童への専門的な支援

- 児童相談センターにおいて、問題行動が見られる在宅指導児童や施設入所児童等に対する治療指導、措置中に不適応を起こした児童への一時保護による緊急宿泊治療を実施しています。
- 虐待が発生した家族には、保護者が適切な養育行動を身に付けられるよう支援するとともに、親子の愛着関係を修復する治療的・教育的援助を実施しています。
- 加えて、心理治療的なケアや入院等を必要とする児童を適切に医療につなげる取り組みも実施しています。

### (2) 児童養護施設等の関係機関への支援

- 児童養護施設等においては、虐待によるトラウマや、愛着障害等の課題をもつ児童が問題行動を起こし、施設から一時保護所に生活の場を移すなど施設不調に至るケースが増加しています。
- 児童相談センターでは、児童養護施設、子供家庭支援センター等を対象とした研修、事例検討会等を定期的に行い、各施設における援助者の技術向上を支援しています。
- 子供家庭支援センターにおいても、心理職の配置が進んでいますが、多くの心理職がケースワークを担っており、十分に専門職としての専門性を発揮できていない実態も見られます。

## 課題と取組の方向性

### <課題1>ケアニーズの高い児童の受け皿の確保

- 施設で養育が必要な児童を確実に受け入れられるよう、年々、増加しているケアニーズの高い児童の受け入れ体制の確保が必要です。
- 都立児童養護施設においては、情緒面・行動面の問題を抱える中高生などケアニーズが高い児童を確実に受け入れるという公的な役割（セーフティネット）が求められます。また、都立児童養護施設の児童居室は個室化が完了しておらず、ケアニーズが高い児童やプライバシーへの配慮を要する中高生の増加への対応が必要です。

- 都立児童養護施設の公的な役割（セーフティネット）を踏まえ、連携型専門ケア機能モデル事業の充実が必要です。
- 児童自立支援施設の入所児童の多くは、近年、虐待によるトラウマ症状やアタッチメントの問題、神経発達症による様々な特性を抱えているなどケアニーズが高く、規則正しい枠組みのある生活に馴染みにくくなっています。しかしながら、児童への心理ケアやケアワーカー等への心理教育を十分に行える職員体制になっていません。また、心理職の専門性を発揮するためのスーパーバイズ体制が不十分です。さらには、児童の特性変化を踏まえた寮運営と施設環境の整備が求められています。
- 乳児院でもケアニーズの高い児童が増加しており、心身の発達とともに行動面に問題が現れる児童も存在します。現行の体制では、児童への対応が困難な状況にあり、受入体制の確保が必要です。

#### （取組1-1）児童養護施設における支援体制の強化

- 施設で養育が必要な児童を確実に受け入れられるよう定員数を確保するとともに、ケアニーズの高い児童を受け入れるための専門機能強化型児童養護施設の体制強化を検討し、全ての児童養護施設が「専門機能強化型児童養護施設」の指定要件を備えるよう、施設に働きかけていきます。
- 本体施設を少人数（将来的には4人まで）の生活単位で運営することについて、代替養育のニーズや職員配置など施設運営における課題を踏まえながら、対応を検討していきます。
- 都立児童養護施設は、引き続き公的な役割（セーフティネット）を担うため、それぞれの地理的な条件等を活かしながら、職員の増配置などにより支援体制の強化を検討します。また、老朽化した施設の改築・改修等に併せて、居室の個室化やクールダウンスペースの設置など、ケアニーズの高い児童や中高生へのケアを充実するための環境を整備します。
- 連携型専門ケア機能事業において、ケアニーズが高く施設ケアの必要な一時保護児童や里親委託ケースの受入れを検討するとともに、これまでの支援のノウハウを都内の児童養護施設や学校等に還元していきます。

**(取組1-2) 児童自立支援施設における支援体制の強化**

- 寮の児童定員の見直しにより、児童の個別的・専門的な支援をきめ細かく行うとともに、児童の安定した環境を確保するための個室化を進めていきます。また、ケアニーズの高い児童への個別的ケアの充実を図るため、寮職員の増員を図っていきます。将来的な増員も見据え、若手職員の育成や寮における支援のマネジメント体制を含めた職員体制を強化していきます。
- 特別な支援を必要とする児童への対応を行うため、心理職の増員及び心理担当部署の設置を図るとともに、心理ケアの専門性を向上させるためにスーパーバイズ体制を構築します。
- 医療機関とのネットワーク構築及び施設コンサルを進める児童相談センターとの連携強化を進め、心理的・治療的なケア等が必要な児童を円滑に医療につなげていきます。

**(取組1-3) 自立援助ホームにおける支援体制の強化**

- 児童養護施設と同様に課題を抱える児童が増えていることから、個別ケアや心理担当など専門的な支援体制の強化を検討していきます。

**(取組1-4) 乳児院における支援体制の強化**

- 虐待や疾病・障害等を理由に入所する児童やその保護者等に対して、医師や心理士などの専門的な知識や技術を有する者による、一人ひとりの状態に応じたケアを引き続き実施していきます。  
また、措置した児童の家庭復帰、里親や児童養護施設等への措置変更を見据え、児童のアセスメントや関係機関との調整を推進します。
- 看護師の増配置による病虚弱児等の受け入れ体制の整備を継続するとともに、重篤な児童を受け入れる場合は、さらに看護師を増配置することにより、受け入れ体制の強化を引き続き実施していきます。

**<課題2> 児童相談所における児童、施設等関係機関への支援の充実**

- 児童相談センターにおける治療指導機能の更なる充実に加え、心理治療的なケアや入院等が必要な児童を円滑に医療につなげる体制づくりが必要です。
- 児童相談センターによる、児童養護施設や子供家庭支援センター等の関係機関への更なる支援が必要です。

(取組2-1) ケアニーズが高い児童への専門的な支援の充実

- 児童相談センターにおける緊急宿泊治療の枠を拡大します。
- 心理治療的なケアや入院等が必要な児童が円滑に医療につながるよう児童精神科病床を有する医療機関とのネットワークを構築します。

(取組2-2) 児童養護施設等の関係機関への支援の充実

- 児童相談センターによる児童養護施設等へのコンサルティングを実施し、施設のケアニーズが高い児童への対応力を強化します。
- 子供家庭支援センターの心理職が児童相談所と連携し、専門的な支援が行えるよう都のガイドラインを策定する等、専門性向上に向けた取組を検討します。

**評価指標**

取組	指標名	現状	目標値
取組1-1	専門機能強化型児童養護施設の実施施設数	40施設 (令和6年6月)	全施設
取組1-2	乳児院の家庭養育推進事業	9施設 (令和6年6月)	全施設
取組1-3	乳児院の医療体制整備事業	2施設 (令和6年6月)	継続

**主な施策**

・【拡充】専門機能強化型児童養護施設制度（再掲）

治療的・専門的ケアが実施出来る体制を整備し問題を有する児童の自立を促進する「専門機能強化型児童養護施設」を設置し、問題を抱えた児童の入所が増加に対応するとともに、児童の自立促進を図ります。

・連携型専門ケア機能事業

虐待に起因する愛着障害や発達の偏りにより様々な問題行動を起こす等、重篤な症状を抱える児童に対し、生活支援・医療・教育を一体的に提供することで、問題行動の早期改善を図ります。

(モデル事業から本格実施への移行)

- ・【拡充】乳児院の家庭養育推進事業（再掲）

乳児院に治療的・専門的ケアが実施できる養育体制を整備することにより、被虐待児、病虚弱児、障害児等の支援を充実させるとともに、保護者等に対する育児相談等の支援体制を強化し、入所児童の家庭復帰や里親委託を促進します。

- ・乳児院の医療体制整備事業

乳児院において、気管切開により経管栄養が必要な乳幼児など、看護師が24時間ケアする必要がある乳幼児の受入体制を整備します。

- ・【新規】区市町村の保護者支援に関するガイドライン作成事業

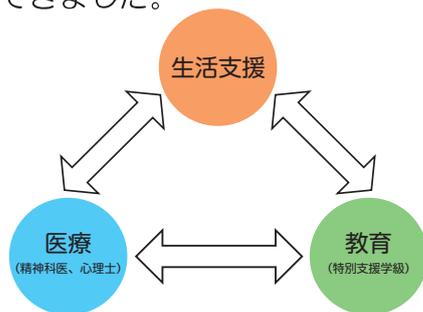
虐待の未然防止に向け、区市町村の親子支援に関する取り組みを後押しするために東京都版ガイドラインを作成します。

コラム

連携型専門ケア機能事業

■事業の概要

虐待に起因する愛着障害や発達の違いにより様々な問題行動を起こす等、重篤な症状を持つ児童の早期改善を図るため、東京都石神井学園において、生活支援・医療・教育を一体的に提供する「連携型専門ケア機能（通称：すてっぷ）」を平成 27 年度から試行してきました。



※教育部門については、都と練馬区との協定に基づき、練馬区が自閉症・情緒障害特別支援学級（通称：くりのみ学級）を設置

本事業は、児童養護施設等での集団生活に不適應となっている児童などを対象とし、原則2年間という期間の中で、生活支援・医療・教育の三部門が相互に連携し、一体的・総合的にアセスメントやケアを行うところに特徴があります。

■これまでの取組

・部門間の相互連携

学校での授業中に生活部門の職員が常駐待機し、児童が不穏となった場合等に速やかにクールダウンの対応を取っています。また、定期的な意見交換により児童への対応を統一化しています。さらに、医師が職員・教員に対して、児童との面接内容のフィードバックや助言・指導を行うことで、支援の質の向上につなげています。

・ノウハウのマニュアル化

三部門共通の「支援プログラム」や教育部門で作成した「くりのみスタンダード」など、本事業の具体的な支援方法についてまとめており、これらを基に事業を運営しています。



▲生活寮



▲教室（くりのみ学級）



▲クールダウン室

■今後の取組

これまでモデル事業として培った実績をふまえ、令和7年度から本格実施し、今後も事業を継続していきます。

ケアニーズが高く施設ケアの必要な一時保護児童や里親委託ケースの受入れも行っていくとともに、これまでの支援のノウハウを都内の児童養護施設や学校等に還元していきます。

## 6 社会的養護のもとで育つ子供たちの自立支援

### （目指す方向性）

- 施設等で生活する児童の退所後の生活や進学、就労に向けた自立支援を推進します。
- 社会的養護経験者の実情を把握し、その自立のために必要な援助を促進します。

### 現状・これまでの取組

#### 1 社会的養護のもとで育つ子供たちの自立支援

- 都は、児童養護施設及び自立援助ホームに、自立支援担当職員（自立支援コーディネーター、ジョブ・トレーナー）を配置し、入所中から退所後の児童の自立に向けた支援を実施してきました。
- 高等学校に在学中の児童の生活にかかる経費の実態を踏まえ、独自に学習支援に係る経費を支援しています。
- 児童自立支援施設では、入所中に構築した職員と児童との間の信頼関係を生かして、退所後の生活の安定や自立を支援しています。
- 社会的養護経験者等を対象に、就労や生活の悩みなどを相談でき、同じ悩みを抱える者同士が集える場所として、ふらっとホーム（社会的養護自立支援拠点事業）を都内3か所で実施しています。
- 改正児童福祉法において、児童自立生活援助事業（児童養護施設の退所児童等に生活指導等を行うことで社会的に自立するよう援助する事業）の年齢制限の撤廃及び実施場所の拡充、社会的養護経験者等の実状把握及びその自立のために必要な援助を行うことが都道府県に対し義務化されました。
- 都は施設退所（措置解除）時の支援や、退所後（措置解除後）の生活・就労に関する課題、退所者のニーズを把握し、施策に活用することを目的として、「東京都における児童養護施設等退所者の実態調査」を令和2年度に実施しています。この結果から、社会的養護経験者等に対するアフターケアの充実の必要性が高いことがわかります。  
施設退所に関する主な調査結果は以下のとおりです。

退所の際に退所を希望していたか	希望をしていた	希望していなかった	その他
	70.3%	18.6%	11.2%

退所に向けたサポート	よかった	まあよかった	どちらともいえない	その他
	51.8%	18.2%	11.0%	19.0%

施設退所者の相談機関の認知・利用状況	ある	ない	相談支援機関があることを知らなかった
	13.4%	61.6%	25.0%

### 課題と取組の方向性

#### <課題1> 社会的養護経験者等に対するアフターケアの充実

- 社会的養護経験者等がどのような支援を必要としているかなど、その実状やニーズを把握することが必要です。
- 児童養護施設等において、入所中から退所後も継続して、児童の意向を踏まえた自立を支援するための取組の強化が必要です。
- 児童自立支援施設には、アフターケアを担う専任職員「自立支援担当職員」が配置されておらず、退所者等からの希望があった場合に、出身寮の職員が中心となって、入所児童への支援の合間に可能な範囲で対応している状況です。このため、退所後も関係機関と連携したアフターケアが十分実施できる体制となっていないことが課題となっています。

#### (取組1-1) 社会的養護経験者等の実態把握と関係機関の連携強化

- 社会的養護経験者や関係機関が構成員となる社会的養護自立支援協議会を設置し、関係機関の連携を強化していきます。
- 社会的養護経験者等の実態と支援ニーズを把握するための実態調査を実施します。

**(取組 1-2) 施設等における支援体制の強化**

- 引き続き、児童養護施設や自立援助ホームに入所中の児童の意向を踏まえた退所後の生活や進学、就労に向けた自立支援を推進するため、自立支援担当職員の配置と専門性の確保を支援します。
- 児童養護施設等が措置解除後も退所者等とつながり、必要な支援を行うための交流会等の取組を支援します。
- 児童自立支援施設において、入所時から退所後まで一貫したアフターケアを計画的かつ継続的に実施できるよう体制を強化していきます。各児童自立支援施設にアフターケア業務を専属で担う「自立支援担当職員」の配置を図っていきます。
- 社会的養護自立支援協議会において、児童自立生活援助事業による児童の自立支援について検討を行い、ニーズに応じた自立支援に向けた取組の強化を図っていきます。
- 社会的養護自立支援拠点事業の機能を拡充します。
- 家庭復帰や里親委託により乳児院を退所した後は、児童及び保護者へのアフターケアが自立支援と捉えられます。乳児院退所後は、地域の子ども家庭支援センターや関係者会議・要保護対策協議会等での対応方針等を共有し、地域で自立できる体制の確保について検討します。

評価指標			
取組	指標名	現状	目標値
1-2	児童自立生活援助事業の実施箇所数	I型 <sup>12</sup> ：18箇所 II型・III型：0箇所 (令和6年4月)	増やす
1-2	社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数	3箇所(都所管) (令和6年4月)	実態調査を踏まえ協議会で検討

<sup>12</sup> I型：自立援助ホーム II型：母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設 III型：ファミリーホーム、里親

**主な施策**

## ・【新規】社会的養護自立支援実態把握事業

社会的養護経験者等への自立支援が確実に提供されるための環境整備を推進するため、社会的養護自立支援協議会を設置・開催するほか、社会的養護経験者等の実態把握に係る調査を実施します。

## ・【拡充】自立支援強化事業

児童養護施設に自立支援業務に専念できる職員を配置し、自立支援計画作成への助言及び進行管理等の取組を行うとともに、施設退所者が居住する際の費用や、アフターケアに係る事業費を補助することで、児童の社会的自立の促進、施設退所後のアフターケアの一層の充実を図ります。

## ・自立援助ホーム事業

児童の社会的自立と豊かな人間性の形成に寄与することを目的とし、児童養護施設の退所児童等の内、援助が必要と認められる児童等をホームに入居させ、日常生活上の援助や生活指導を実施します。

## ・ジョブ・トレーニング事業（自立援助ホーム）

自立援助ホームに入居中又は退居した処遇困難児(者)の就労支援及び就労定着支援を実施し、ホーム入退居者の社会的自立を図ります。

## ・【拡充】社会的養護自立支援拠点事業（ふらっとホーム事業）

措置解除者等や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等（社会的養護経験者等）の孤立を防ぎ、必要な支援に適切につなぐため、相互の交流を行う場所を開設し、必要な情報の提供、相談及び助言等を実施します。

## コラム

## 自立援助ホームあすなろ荘の取り組み

自立援助ホームは、養育の場である児童養護施設と違い、10代後半以降の青年が共同生活の中で、自立を目指すところです。

## ○ 「相談・援助」と「主体性の保障」

養育や支援は「指導・管理」「相談・援助」「主体性の保障」の三つを年齢に応じてバランスよく行うのが一般的です。しかし、ホームでの在籍期間が短いこともあり、「指導・管理」は、入居時の契約書の中に約束事として盛り込み、「相談・援助」「主体性の保障」に特化した支援を行っています。

自立とは一人で生きていくのではなく、周りを頼りながら、自分の人生に責任を持つ（人のせいにしない）ということなので、入居者を自分の生活を自分で営んでいる社会人として尊重し、スタッフは一足先に社会に出ている先輩としてアドバイスを送るようにすることが「相談・援助」「主体性の保障」という風に考えています。

## ○ 「入居者支援」と「退居者支援」

自立援助ホームではアフターケアという言葉あまり使いません。なぜなら入居時と退居後で支援内容は変わらないからです。あえて違いを述べると、入居時は、相談や援助を求めてもいいという信頼関係の構築、退居後でも変わらないという安心感を育てていくことも支援の柱になっているところです。



退居後の場合は本人からの SOS が来るまでこちらから働きかけることはありません。ただし、いつでもつながっていただけるように夏冬に食料を送ったり、誕生日カードには入居時に関わりのなかったスタッフも含め、メッセージを書いています。

## ○ あたりまえの生活

普段私たちが当たり前を送っている生活は、必ずしも入居者にとって当たり前ではなかったことがあります。例えば「おはよう」の朝の挨拶や外出時の見送り、温かいご飯、孤食ではない食事、整理整頓された環境。そういったものを意図的に職員が行うことで、本来ならば当たり前であるような生活を体験することも必要であり、自分が大事にされていることを実感できると考えています。それが結果的に他人を思いやることにもつながると思います。

## 7 児童相談体制の強化

### (目指す方向性)

- 都児童相談所の人員体制・専門性を強化します。
- 都児童相談所の管轄区域の見直し、都児童相談所と子供家庭支援センターの連携拠点の強化をします。
- 区立児童相談所を含む東京全体の児童相談業務の総合調整機能を強化します。
- 都児童相談所と子供家庭支援センターの相互連携を強化します。

### 現状・これまでの取組

#### 1 都児童相談所の体制強化

##### (1) 都児童相談所の人員体制・専門性の強化

- 都の児童虐待相談対応件数は年々増加しており、重篤な虐待ケースや精神疾患がある保護者への対応など、対応が困難なケースも増加しています。
- 経験年数2年以下の職員が、児童福祉司・児童心理司ともに5割弱となっており、経験が浅い職員が増加しています。
- 児童虐待に迅速かつ的確に対応するため、児童福祉司や児童心理司を増員するほか、困難ケースへの対応にあたり、職員に助言・指導等を行う専門課長を配置しています。
- 人材確保のための専任チーム（リクルートチーム）を設け、大学や養成機関への訪問を行うほか、人材育成のためのトレーニングセンターを設置し、実践的な研修を実施しています。

##### (2) 都児童相談所の管轄区域の見直し、都児童相談所と子供家庭支援センターの連携拠点の強化

- 令和3年7月に公布された児童相談所設置の基準を定める政令（政令第209号 児童福祉法施行令および地方自治法施行令の一部を改正する政令。管轄人口おおむね50万人以下）等を踏まえ、管轄区域の見直しや新設による区域再編に向けた対応を実施しています。
- 児童相談に係る都と区市町村の相互連携の強化を図るため、都児童相談所と子供家庭支援センターの連携拠点（サテライトオフィス）を設置しています。

## 2 都と区市町村が一体となった児童相談体制の確保に向けた取組

### (1) 区立児童相談所を含む東京全体の児童相談業務の総合調整機能の強化

- 都においては、令和6年10月現在、11か所の都立児童相談所、9か所の区立児童相談所、85か所(61区市町村)の子供家庭支援センターが設置されています。
- 法的対応や専門的な相談支援を行う都立児童相談所、地域の第一義的な相談窓口である区市町村の子供家庭支援センター、児童相談業務を自らの責任で実施する区立児童相談所等が、それぞれの役割の下、相談支援を行っています。
- しかし、大都市東京では、トータル問題等、単一の自治体では解決できない広域的、専門的な課題が顕在化しており、都と区市町村の連携の下、東京全体で児童相談体制を強化していく必要があります。
- これを踏まえ、都は、令和6年度、区立児童相談所を含む東京全体の総合調整機能を担当する「総合連携担当」を都児童相談センターに設置しました。

### (2) 都児童相談所と子供家庭支援センターの相互連携の強化

#### ① 都児童相談所サテライトオフィスによる連携

- 令和2年7月に練馬区子供家庭支援センター内(※1)、令和3年12月に台東区子ども家庭支援センター内(※2)、令和4年4月に渋谷区子供家庭支援センター内、令和6年11月に墨田区子育て支援総合センター内に、都の児童相談所の連携拠点(サテライトオフィス)を設置しました。

※1 令和6年6月の東京都練馬児童相談所の開設により発展的に終了

※2 台東区・中央区との共同設置

- 都の児童相談所職員が、定期的及び必要時に連携拠点(サテライトオフィス)で業務を行うとともに、必要な児童虐待事案等について、連携拠点を活用し、情報共有、合同調査等を実施しています。

#### ② 子供家庭支援センター分室による連携

- 令和5年7月に新宿区の子供家庭支援センターの分室を都の児童相談センター内に、令和6年10月に足立区こども家庭相談課の分室を都の足立児相内に設置しました。

- 子供家庭支援センター職員が、連携拠点である分室に常駐しながら、児童虐待相談等にかかる情報共有、虐待通告時の協議や合同調査などに対応しています。

③ 都児童相談所・子供家庭支援センターの一体型拠点による連携

- 令和6年6月、東京都練馬児童相談所を練馬区子供家庭支援センターと同一の施設内に設置しました。
- 虐待通告に対する初期対応機関の振り分けの実施、日常的な合同ケース会議の開催、合同家庭訪問・面接、合同研修などにより、児童相談所と子供家庭支援センターが緊密に連携しています。

**課題と取組の方向性**

1 都児童相談所の体制強化

<課題1> 都児童相談所の人員体制・専門性の強化

- 児童福祉司の配置基準は、平成28年の政令改正により、人口おおむね4万人から7万人までに対して1人とされていたものが、平成31年4月以降は、人口4万人に対して1人が標準とされ、さらに、令和4年度に、人口3万人に1人の配置に引き上げられたため、現状、職員定数が配置基準に足りていません。
- 児童福祉司、児童心理司の増員を進める中で、経験年数の浅い職員の割合が増加しており、一層効果的な人材育成を図っていく必要があります。

(取組1-1) 人員体制の強化

- 児童福祉司には高い専門性が求められるため、必要な人材確保はもとより、人材育成をしていくことが重要であり、引き続き、国の配置基準等を踏まえ、計画的に増員します。
- 計画的な人員確保を進めるために、多様なリクルート活動を進めるとともに、より幅広い層が受験できるように、教養試験の廃止や東京以外での選考実施、採用年度を選べるようにするなど、採用選考の見直しを行います。
- 職員確保及び定着支援に向けて、奨学金の返済支援や、児童相談所職員住宅としての民間賃貸住宅借り上げなど、インセンティブとなる取組の拡充を進めていきます。

(取組1-2) 実践的な研修の充実

- 都トレーニングセンターにおけるロールプレイング形式の演習型研修を充実します。

**(取組 1-2) 実践的な研修の充実**

- 都トレーニングセンターにおけるロールプレイング形式の演習型研修を充実します。

**(取組 1-3) サポート体制の充実**

- 新たに採用した職員が環境の変化やギャップに対応できるよう、プレチューター制を導入し、採用前から採用後にかけての職員へのサポート体制を充実します。

**<課題 2> 都児童相談所の管轄区域の見直し、都児童相談所と子供家庭支援センターの連携拠点の強化**

- 虐待に関する相談件数は年々増加しており、相談体制を強化し、迅速な対応につなげていくため、多摩地域及び区部における都児童相談所の整備を進めていくことが必要です。
- 引き続き、区市町村との連携を通じた、きめ細かな相談支援体制を確立するため、サテライトオフィスの設置を推進することが必要となります。

**(取組 2-1) 都児童相談所の新設によるきめ細かな相談支援体制の確立**

- 国の政令基準（管轄人口おおむね 50 万人以下）等を踏まえ、区部及び多摩地域における都児童相談所の新設を進め、地域に根差したきめ細かな相談支援体制を確立します。

## 今後の新設予定

町田児童相談所（R7年度）、大田区に設置する新たな児童相談所（R8年度）、多摩中部児童相談所（仮称）（R11年度）、西多摩児童相談所（仮称）（R13年度）、また、目黒区に設置する新たな児童相談所の設置に向けた検討（R13年度までを目的に）

**(取組 2-2) サテライトオフィスの設置促進**

- 都児童相談所のサテライトオフィスの設置を促進し、都と区市町村の連携を一層強化します。

## 今後の新設予定

目黒区こども家庭センター内サテライトオフィスの設置を検討中

**2 都と区市町村が一体となった児童相談体制の確保に向けた取組****<課題 3> 区立児童相談所を含む東京全体の児童相談業務の総合調整機能の強化**

- 児相設置自治体間や、児童相談所と子供家庭支援センター間の調整において、相談援助業務のルールの解釈や認識の違いにより、手続が円滑に進まない事例が発生しています。

- 一時保護児童の入所先施設が見つからず、一時保護長期化の一因となるとともに、児童福祉司個人による入所打診等が繰り返されるなど、職員の負担も増大しています。
- 児童相談所では、困難な法的対応やケアニーズの高い児童への支援等、大都市特有の困難ケースに直面しています。また、子供家庭支援センターにおいても法的対応など様々なケースに対応しています。
- 児童相談所、子供家庭支援センターとともに、経験豊富な職員の確保・育成に苦慮しています。

**(取組3) 東京全体の児童相談業務の総合調整機能の発揮に向けた取組**

- 都児童相談センターの体制を強化し、東京全体の児童相談業務の総合調整機能の発揮に向け、以下の取組を推進します。

**1 相談援助業務の標準化**

- (1) 児童相談所の業務に係る既存のルールの解釈等を確認・検証し、東京の実情を踏まえた都区共通の新たなガイドライン等の策定に向けて検討を進めます。
- (2) 児童相談所と子供家庭支援センター間の連絡調整に係るルールを検証し、必要な見直しを実施します。
- (3) 児童養護施設の入所調整の効率化に向けた都区共通の仕組みづくりを検討します。

**2 個別ケースに係る専門的支援**

- (1) 都内全体での専門性向上のために、困難ケースや好事例等、対応事例を全自治体で共有するための仕組みを構築します。
- (2) 子供家庭支援センターにおける個別の困難事例等に関する相談支援や区立児童相談所の求めに応じた技術的援助や助言を行う窓口を都児童相談センターに設置します。

**3 人材育成の共同推進**

都児童相談所、区立児童相談所、子供家庭支援センターにおける合同研修や職員を相互に派遣するなどの人事交流の取組を進め、専門性の向上と「顔の見える関係」を構築します。

#### <課題4> 都児童相談所と子供家庭支援センターの相互連携の強化

- 都と区市町村できめ細かな相談支援体制を早期に確立することが必要です。

##### (取組4) 都児童相談所と子供家庭支援センターとの連携拠点の充実

- 都児童相談所のサテライトオフィス、区の子供家庭支援センターの分室、1区1児相体制による児童相談所・子供家庭支援センターの一体型拠点など、都児相と子供家庭支援センターとの連携拠点の充実を図っていきます。

#### 評価指標

取組	指標名	現状	目標値
(1) 取組1-1	第三者評価を実施している児童相談所数	6か所 (令和6年度)	全児童相談所
(1) 取組1-1	児童福祉司、児童心理司の配置数	児童福祉司507人 児童心理司251人 (令和6年度)	国の政令基準の達成・維持
(1) 取組1-1	市町村支援児童福祉司の配置数	2人 (令和6年度)	国の政令基準の達成・維持
(1) 取組1-1	児童福祉司スーパーバイザーの配置数	66人 (令和6年度)	必要に応じて体制を強化
(1) 取組1-1	医師の人数	28人(うち、会計年度任用職員は21人) (令和6年度)	必要人員を確保
(1) 取組1-1	保健師の人数	12人(会計年度任用職員) (令和6年度)	必要人員を確保
(1) 取組1-1	弁護士的人数	協力弁護士67人 (うち、24人は会計年度任用職員を兼ねる) (令和6年度)	必要人員を確保

取組	指標名	現状	目標値
(1) 取組2-1	児童相談所の管轄人口（100万人を超えている場合は、推移も）	<b>児童相談センター：129万人</b> 、江東児相：82万人、 <b>品川児相：142万人</b> 、杉並児相：91万人、北児相36万人、足立児相69万人、練馬児相74万人、 <b>八王子児相：118万人</b> 、立川児相：75万人、 <b>小平児相：116万人</b> 、多摩児相：82万人 <small>（住民基本台帳による世帯と人口 令和6年1月1日）</small>	人口規模などを考慮し、児童相談所の管轄区域の見直しを実施
(2) 取組2-1	中核市・特別区における児童相談所の設置状況	9区 <small>（令和6年10月）</small>	—
(2) 取組2-1	中核市・特別区における児童相談所の今後の設置見込（検討中のものを含む）	—	令和8年度末までに3区設置予定

#### 主な施策

##### ・【拡充】児童相談所の管理事務費

会計年度任用職員に係る経費や児童相談所職員の研修経費、児童移送用車両及び緊急対応車両の整備費等、児童相談所の運営に係る経費を計上しています。

##### ・【新規】児童相談体制強化に係る総合連携事業

東京全体の児童相談体制の充実・強化を図るため、都児童相談所及び特別区児童相談所並びに子供家庭支援センターを対象とした合同研修や相談事例等を共有するシステム構築を行います。

## 8 一時保護児童への支援体制の強化

(目指す方向性)

- 一時保護需要を充足する体制を構築します。
- 適切なケアに必要な人員体制を強化します。
- 一時保護所における児童の権利保護を推進します。

### 現状・これまでの取組

#### 1 一時保護需要に応える環境整備の推進

##### (1) 一時保護需要を充足する体制の構築

- 都内8か所の一時保護所において、空き状況や地域性等を考慮し調整を図りながら、都全域の児童の受入れを実施しています。また、児童の状況や、虐待の影響等への専門的なケアの必要性の程度に応じて、里親、児童福祉施設、医療機関等に一時保護委託も実施しています。

乳幼児に関しては、都内の乳児院で受け入れており、きめ細かなアセスメントや支援を行っています。

#### 2 個別的支援が必要な児童をケアするための人員体制

##### (1) 適切なケアに必要な人員体制

- 都一時保護所については、一時保護を必要とする児童が毎年2,100人を超えて高止まりの状況となっています。
- 「トー横キッズ」の一時的な受入れなど、大都市特有の課題が顕在化しています。
- これまで、都は、児童の安全と安心を保障し、高い入所率や児童の頻繁な入退所等に対応するため、国が定める「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」よりも手厚く人員を配置しています。

### 3 児童の権利を守るための取組の充実

#### (1) 一時保護所における児童の権利保護

##### ① 子供の権利擁護

- 児童の権利を守り、一時保護所の生活の質を向上するため、外部評価を受審しているほか、第三者委員による保護児童の意見を聴く取組も実施しています。
- さらに、令和6年度、意見表明等支援員による一時保護児童の意見表明の支援を試行開始しています。

##### ② 子供の学習・通学

- 一時保護所に、教員免許を有する学習指導員を配置しているほか、家庭教師の派遣、タブレットによる習熟度に応じた個別学習の充実などを実施しています。
- 必要に応じて、在籍校とも連携を図りながら、学校行事等への参加を支援しています。
- 高校生など、通学可能な児童は、単独通学を実施しています。

##### ③ 家庭的環境づくり

- 都ではユニット環境のある一時保護所は1か所あり、居室が個室となっている保護所は2か所あります。

#### 【東京都一時保護所の設備及び運営の基準に関する条例の制定】

令和6年4月施行の改正児童福祉法により、都道府県は国が定めた一時保護施設の設備及び運営に関する基準を踏まえて、条例を制定することが必要となりました。

都では、国の基準を踏まえ「東京都一時保護所の設備及び運営の基準に関する条例」を制定し、令和7年4月1日から施行します。本条例では、児童の意見や意向を尊重した支援を講じること等を明記しており、今後、一時保護児童の更なる支援体制の強化に取り組んでいきます。

**課題と取組の方向性**

1 一時保護需要に応える環境整備の推進

<課題1> 高まる保護需要への的確な対応

- 虐待の相談件数は過去5年間で1.6倍に、また、警察による身柄通告数は年間1,300件を超えて推移しており、一時保護所では入所定員数を超過して受入れを行っている状況となっています。
- 受入児童の権利擁護の観点から、その置かれている環境その他の事情を勘案しながら、地域での生活の保障や、在籍校への通学に配慮した一時保護体制の整備が必要です。
- また、困難なケースが増加する中、施設への入所調整や里親とのマッチングに時間がかかるなどを理由に、長期の一時保護が発生してしまっています。
- 乳児院においては、職員配置の少ない夜間・早朝などにも緊急を要する乳児の一時保護委託の受入れを行っています。

(取組1-1) 都児童相談所の一時保護需要を踏まえた体制の整備

- 将来的な一時保護需要を踏まえ、必要な定員が確保できるよう、新たな一時保護所の整備を実施し、入所定員数を拡充します。
- あわせて、児童養護施設や乳児院、里親、民間一時保護施設等も活用するとともに、区児童相談所とも連携を図りながら、都内全体の一時保護需要に対応します。
- さらに、一時保護所の定員超過を解消するため、児童養護施設において、一時保護委託の体制構築に向けた支援を実施します。

(参考) 東京都一時保護所の需要推計

単位：人

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	～	R15
①需要推計総数	488	534	580	624	668	663	～	648
②入所定員 上段：都区合計 下段：都児相	431 (250)	441 (250)	523 (296)	523 (296)	547 (320)	547 (320)		641 (414)
③差(不足分) (①-②)	(▲57)	(▲93)	(▲57)	(▲101)	(▲121)	(▲116)		(▲7)

※②入所定員は現時点の想定案のため変動可能性あり

(取組1-2) 「1児童相談所1保護所」の整備

- 子供の地域との繋がり、相談部門と保護部門の連携強化の観点から「1児童相談所1保護所」を方針として整備を進めます。

(取組1-3) 施設等への入所調整の仕組みの構築

- 施設入所にかかる調整期間の短縮化を図るため、施設等への入所調整の仕組みを構築します。

2 個別的支援が必要な児童により手厚いケアを行うための人員体制の強化

<課題2> ケアニーズの高い児童への支援体制の強化

- ケアニーズが高く個別支援が必要な児童が増加しており、受け入れる児童の状況は一層多様化・複雑化し、適切な対応には更なる体制の強化が必要です。
- これまで一時保護所独自の職員配置基準はなく、児童養護施設の設備運営基準を準用しており、都は、児童の集団が日々入れ替わる等、保護所の特性を踏まえた手厚い独自基準を定めるよう、国に要望していました。令和6年4月、内閣府令により、初めての一時保護所の独自基準となる「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」が施行されましたが、都市部の特性を十分に反映しておらず、人員配置の基準が十分ではない状況です。

(取組2-1) 権利擁護、個別ケアの観点から国基準を上回る手厚い職員を配置

- 児童の権利擁護や必要な個別ケアを確保する観点から、国調査研究<sup>13</sup>等において示されてきた配置基準の考え方を踏まえ、「幼児2人に対し職員は1人、学齢児3人に対し職員1人を常時配置」を方針とします。

幼児	：職員	⇒	2	：1	(常時配置)
学齢児	：職員	⇒	3	：1	(常時配置)

※ 常時配置とは、昼間、児童3人に対して常に職員1人（幼児の場合は児童2人に対して常に職員1人）を配置するという、児童の個別ケアに着目した新たな考え方になります。

<sup>13</sup> 厚生労働省 令和4年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業「一時保護所の設備・運営基準策定のための調査研究」

(取組2-2) 夜間帯、身柄付通告対応に係る適切な職員配置

- 夜間帯においても、国の一時保護施設の設備及び運営に関する基準で示されている2人以上を配置するとともに、開庁時間以外の時間における通告に係る対応を行う職員を、別途、配置します。

(取組2-3) 心理的ケアが必要な児童に対する専門的支援の強化

- 虐待などによる心の傷つき、発達障害や愛着形成上の課題、PTSD等を抱える児童も多いことから、一時保護所における心理職の数は、児童おおむね10人につき1人以上を配置します。

(取組2-4) 手厚い人員配置に向けた人材確保策の充実

- また、手厚い人員配置を実現するために、採用・リクルートの強化を図るなど、人材確保策を充実します。

(参考)「幼児2人に対し職員は1人、学齢児3人に対し職員は1人を常時配置」した場合の東京都一時保護所での職員増員計画

※立川、練馬、八王子は一時保護所のみの新設 単位：人

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12以降 R18まで	合計
新設			大田児童相談所(仮称)、立川一時保護所※		練馬一時保護所※		町田児童相談所一時保護所付設、西多摩児童相談所(仮称)、八王子一時保護所※、目黒区に設置する新たな児童相談所	
保護所職員数	169	169	192	212	247	277	497	
増員数			+23	+20	+35	+30	+220	+328

※ 増員数は現在の想定であり、毎年度必要な増員数は変動する可能性がある

3 児童の権利を守るための取組の充実

<課題3> 児童の権利擁護に係る環境整備

- 国の一時保護ガイドラインでは、「外出、通学、通信、面会に関する制限は、子どもの安全の確保が図られ、かつ一時保護の目的が達成できる範囲で必要最小限とする。」とされています。子供の安全や福祉を守るためのルールについては、児童に分かりやすく説明するよう取り組んでいますが、一人ひとりの事情や要望に配慮した対応ができるよう更なる権利擁護の推進が必要です。
- 通学支援に関しては、虐待等の児童の状況や通学距離等を考慮し、「一時保護所通学マニュアル」に基づき、実施しています。通学が可能な場合でもその対応に必要な職員体制を確保することが困難な状況です。
- 家庭的な環境を確保する観点でのユニット化や、プライバシーへの配慮や、児童が安心して一人になれる場所を確保する観点での居室の個室化が必要です。

**(取組3-1) 一時保護所における児童の権利擁護の推進****【児童の視点に立った権利擁護の推進】**

- 一時保護所では意見箱の設置や子どもアンケート、第三者委員の取組等、様々な機会を捉え、子供の声を聴きながら引き続き権利擁護を推進していきます。
  
- 入所する児童に対し、入所後の生活等の説明について、図やイラスト等を用いたしおり等を新たに作成し、活用します。

**(取組3-2) 児童の置かれている環境に応じた教育・学習支援の強化****【学習や通学への支援強化】**

- 学習環境を一層充実するため、在籍校と緊密な連携を図るとともに、引き続き創意工夫した学習を展開します。
  
- 児童の希望を尊重しつつ、その置かれている環境その他の事情を勘案し、通学の支援を実施します。
  
- 通学が可能な場合、在籍校の近くの施設や里親への委託を一層促進します。
  
- 一時保護所からの通学を可能とするため、必要な職員体制の確保や送迎のための仕組みを構築します。

**(取組3-3) ユニット化・居室の個室化に向けた施設整備****【家庭的な環境を実現するための施設整備】**

- 新設する一時保護所について、原則6人以下のユニット化及び個室化を実現します。
  
- 既存一時保護所についても、ユニット化・居室の個室化への手法を検討します。

## 評価指標

取組	指標名	現状	目標値
(1) 取組1-1	一時保護施設の定員数	250人 (民間委託含まない都児相の定員数) (令和6年度)	350人(見込み・民間委託は含まない都児相の定員数)
(3) 取組3-1	第三者評価を実施している一時保護施設数	全11か所(民間委託の3か所を含む) (令和6年度)	全児童相談所で実施

## 主な施策

## ・一時保護費

一時保護児童の日常生活に要する経費のほか、個々のニーズに応じた学習を提供できるよう外部講師を活用するなど、一時保護所の支援向上に係る経費を計上します。

## ・【拡充】児童相談所における外部評価

外部評価の実施により、一時保護所における児童の権利擁護と運営の質の向上を図るとともに、第三者による評価結果を踏まえ、一時保護所の改善実践に向けたアクション案の作成、実践、成果の取りまとめ、検証・再計画を行います。

## ・【拡充】一時保護所における第三者委員の導入

児童の権利擁護に当たり、社会性や客観性を確保するとともに、一時保護所入所児童の立場や特性に配慮した適切な対応を図るため、公平・中立的な立場にある第三者委員を設置し、入所児童から一時保護所の生活等に関する相談の受付、入所児童・児童相談所への助言等を行います。

## ・【拡充】乳児院の一時保護委託受入促進事業（再掲）

乳児院において、三歳以上の幼児の一時保護委託を受け入れるための専用ユニットを設置し受入体制の充実を図ることで、一時保護委託の実施を促進します。

## ・【新規】一時保護体制強化事業（再掲）

一時保護委託児童受入促進のため、児童養護施設の空きスペースを活用して一時保護児童を受け入れる際の準備経費を支援するほか、一時保護所のユニット化に向けた改修計画の策定、通学支援、円滑な施設等への入所調整に資するシステムの構築等、一時保護体制強化に係る取組を実施します。

コラム

一時保護所での学習、課外・余暇活動等

■学習の形態

一時保護所では、入所している児童の学習環境の充実のため、学習指導員による授業のほか、学習の委託（家庭教師派遣の受入れ）、学習ボランティアの受入れ、外部講師の活用など、多様な学習の形態を導入しています。

児童の学力やニーズに配慮しながら、個々の学習面で抱える困難を軽減し、強みを伸ばすことにより、退所後の学校への円滑な復帰を目指します。

令和3年度から、外部講師による運動、リトミック、音楽・芸術プログラム、自主学習（プリントやタブレットの学習アプリを活用した学習）を事業化しています。また、令和5年度からは家庭教師による1対1の個別指導等を全所で事業化しています。

また、在籍校と連携しながら、児童一人ひとりに寄り添った学習を提供することで、円滑に学校に戻れるよう努めています。



学習委託による授業風景



学習指導員による授業風景

■課外・余暇活動等

一時保護所での生活に新しい体験や気分転換の機会を提供し、行動観察の一助とするため、通常の日課以外の活動も実施しています。

保護所外での活動は、様々な経験を通して社会性を身に付けるとともに公共施設等の利用によりマナーを学ぶ機会にもなっています。

【活動事例】

- ・誕生会や季節のイベントへの参加
- ・借り上げバスによる外出

（アンデルセン公園、羽田空港、アクアパーク品川、東京スカイツリー、井の頭自然文化園、多摩六都科学館、多摩動物公園、高尾山、ボーリングなど）



児童(左、中央)と職員(右)によるいちご狩りの様子

## 9 子供と子育て家庭を支える専門人材の確保・育成・定着

### (目指す方向性)

- 都児童相談所における計画的な専門人材の確保・育成・定着を図ります。
- 都と区市町村の共同による人材育成を推進します。
- 妊産婦のニーズに沿った切れ目のない支援を実施するための人材育成を推進します。
- 児童養護施設等における専門的ケアが必要な児童に対応する職員の確保・育成及び定着を推進します。

### 現状・これまでの取組

#### 1 児童相談所の専門人材の確保・育成・定着

- 人材確保のための専任チーム（リクルートチーム）による大学・養成校等への出前講座を実施するとともに、児童相談所における実習生の受入れを進めています。また、児童相談所の仕事の魅力を発信するため、専用サイト、広報動画等を活用した啓発活動を実施しています。
- 多様な採用選考を実施しており、令和6年度から経験年数の浅い方も受験可能な経験者採用選考を新たに実施しています。
- 民間賃貸の職員住宅を確保し若手職員が働きやすい環境を整備しています。
- 都トレーニングセンターにおいて、経験の浅い職員を中心にロールプレイング形式の演習型研修を実施しています。

#### 2 子供家庭支援センターへの支援

- 子供家庭支援センターの虐待対策ワーカーや心理職などの職種ごとの研修を実施しています。
- 虐待対策コーディネーター<sup>14</sup>や、勤続満3年以上の経験豊富な、虐待対策ワーカー（主任虐待対策ワーカー）<sup>15</sup>を配置する場合の財政支援を実施しています。

<sup>14</sup> 子供家庭支援センター内において、職員への助言やセンター業務の進捗管理等を実施する職員

<sup>15</sup> 子供家庭支援センター内において、主に相談対応を実施する職員

### 3 こども家庭センターへの支援

- 児童福祉法・母子保健法の改正により、児童福祉部門と母子保健部門が一体となり妊娠期から包括的な相談支援を実施するこども家庭センターの設置が各区市町村の努力義務となりました。  
都では令和6年度から、こども家庭センターに関わる職員への研修を開始しています。

### 4 児童養護施設等における人材支援

- 児童養護施設職員の人材確保を図るため、実習生に対して丁寧な指導ができるよう担当職員を配置し、その代替職員確保のための支援を行っています。
- 児童指導員等を目指す者や実習を受けた学生等を非常勤職員として雇い上げる取組を支援しています。
- 職員の確保・育成・定着を支援するため、児童養護施設等が職員用の宿舍を借り上げた場合に借り上げ経費の一部を支援しています。
- 児童養護施設等の専門職種職員やユニットリーダー等の育成を図るための研修を実施するとともに、施設職員が研修参加しやすくなるよう代替職員の確保に向けた取組を支援しています。

#### 課題と取組の方向性

##### <課題1> 児童相談所の専門人材の計画的な確保・育成・定着が必要

- 都児童相談所の児童福祉司・児童心理司について政令基準に基づく配置を目指すとともに、新たな保護所の増設や手厚い職員配置に向け、計画的な専門人材確保のための強化策が必要です。
- 経験の浅い児童福祉司が増加している中、法的対応など高度な専門性が求められる判断の難しいケースが増加しています。
- 実践力の高い専門職を育成するため、保護者との面接スキルの習得などが急務です。
- 困難ケースに対する若手職員への助言・指導を行うスーパーバイザー・基幹的職員の育成・増員が必要です。

**(取組 1-1) 都児童相談所における計画的な専門人材の確保・育成・定着**

- 都児童相談センターにおいて、児童福祉の人材施策を総合的に実施する体制を強化し、専門人材の確保・育成・定着に向けた取組を一層推進します。
- 職員確保及び定着支援に向けて、奨学金の返済支援や、児童相談所職員住宅としての民間賃貸住宅借り上げなど、インセンティブとなる取組の拡充を進めていきます。
- 計画的な人員確保を進めるために、多様なリクルート活動など、採用選考における取組を実施していきます。
- より幅広い層が受験できるように、教養試験の廃止や東京以外での選考実施、採用年度を選べるようにするなど、採用選考の見直しを行います。
- 都トレーニングセンターにおけるロールプレイング形式の演習型研修を充実させます。
- 基幹的職員を育成しOJT体制を強化するなど、チームマネジメント体制を強化します。
- 新たに採用した職員が環境の変化やギャップに対応できるよう、プレチューター制度を導入し、採用前から採用後にかけての職員へのサポート体制を充実します。
- 職員の専門性向上に向けた資格取得を支援し、職員のキャリアアップを図ります。
- ジョブローテーションにより多様な職場を経験させキャリアアップを図ることにより、児童分野の優秀な専門人材を育成します。

**<課題 2> 都と区市町村の共同による人材育成の推進が必要**

- 子供家庭支援センターにおける虐待の困難事例への対応や予防的取組が進む中、経験豊富な職員の育成や専門職の確保・育成が課題となっています。
- 相談業務に係るスキルやノウハウの蓄積や継承が困難です。

(取組2) 都と区市町村の共同による人材育成の推進

- 都と区市町村の合同研修や人事交流等について新たに企画実施することにより、専門性の向上と顔の見える関係を構築します。
- 都トレーニングセンターと特別区職員研修所の相互研修を実施します。
- 都と区市町村のケース対応の事例を収集し、共有できる仕組みを構築します。

<課題3> 妊産婦のニーズに沿った切れ目のない支援を実施するための人材育成

- こども家庭センター設置に向け、児童福祉部門と母子保健部門の緊密な連携が必要です。また、妊娠期からニーズに沿って予防的な支援を実施する職員の育成が急務です。

(取組3) 妊産婦のニーズに沿った切れ目のない支援を実施する人材育成の推進

- 組織間の相互理解と連携体制構築を目的とした、子供家庭支援センターと母子保健部門の合同研修を実施します。
- 妊娠期から子育て期にかけて切れ目のない丁寧な寄り添い支援を行う支援者を育成するため、スキルアップ研修を実施します。
- 両部門の連携の核となる人材のマネジメント力を強化するため、統括支援員実務研修を実施します。

<課題4> 児童養護施設等職員の確保と資質及び専門性の向上

- 児童養護施設等で働く人材の確保に向けた更なる取組が必要です。
- 児童養護施設等では、ケアニーズの高い児童の養育を担うことから、専門性の高いケアを行う職員の人材育成が必要です。
- 児童養護施設の小規模化や地域分散化が進んできたことに伴い、少人数の職員で児童を養育する体制となっているため、職員の孤立化を防ぐとともに、メンタルヘルス対策が課題となっています。

**(取組4) 施設職員の人材確保・育成・定着に向けた取組**

- 社会的養護関係施設の新規採用職員確保のインセンティブとなる奨学金返済支援や宿舍借り上げ支援、グループホーム支援員の配置支援など職員が働き続けやすい環境を整備するための支援を実施していきます。
- 職員の専門性向上に向けた認定資格の取得支援や資格取得者を施設等に配置する際の加算(手当)に対する支援を実施します。
- 専門機能強化型児童養護施設において、心理担当職員が職員のメンタルヘルス対応の役割も担えるように引き続き支援します。

**主な施策****・【拡充】児童相談所の人材確保事業**

質の高い児童相談所業務を担う人材を安定的に確保し、定着へとつなげるため、採用ホームページの運用や広報活動の実施、職員住宅の借上げ等、総合的な取組を実施します。

**・子供家庭支援センター事業**

子供と家庭に関する総合相談等の事業を行う子供家庭支援センターを設置運営する市町村への補助を実施し、地域における子供と家庭に関する支援ネットワークを構築します。

**・主任虐待対策ワーカー事業**

経験が豊富なワーカーの定着を図り、安定したケースワークを実施するため、虐待対策ワーカー等の経験年数が満3年以上の主任虐待対策ワーカーを配置する区市町村に補助を実施します。

**・【拡充】こども家庭センター体制強化事業(再掲)**

妊婦及び家庭に対し、児童福祉部門と母子保健部門が一体となって妊娠期から就学前まで包括的な相談支援が行えるよう、支援体制を整え、児童虐待の未然防止に取り組む区市町村を支援します。

**・児童養護施設等の職員の資質向上のための研修等事業**

社会的養護に携わる各施設の施設種別、職種別に行われる研修への参加を促進することにより、児童に対するケアの充実と、職員の資質向上等を図ります。

- **児童養護施設等職員宿舍借り上げ支援事業**

児童養護施設等を運営する事業者が、職員用の宿舍を借り上げた場合に、借上げ経費の一部を補助することにより、施設職員の確保と定着を図ります。

- **社会的養護処遇改善加算対応研修**

ケアニーズの高い児童の増加に対応できる体制を確保することを目的に、児童福祉施設に勤務する各専門職種職員やユニットリーダー等の人材確保及び育成を図るための研修を実施します。

- **【新規】児童相談体制強化に係る総合連携事業（再掲）**

東京全体の児童相談体制の充実・強化を図るため、都児童相談所及び特別区児童相談所並びに子供家庭支援センターを対象とした合同研修や相談事例等を共有するシステム構築を行います。

- **【新規】社会的養護職員等の奨学金返済・育成支援事業**

社会的養護等の分野において新規採用者を対象とした奨学金返済支援事業を実施し、人材確保・定着を強化します。

- **【新規】こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業**

相談支援の質の向上を図る観点から創設された、新たな公的資格「こども家庭ソーシャルワーカー」取得のため、児童養護施設等の現場で働いている職員が研修等に参加しやすい環境を整備します。

- **【拡充】専門機能強化型児童養護施設制度（再掲）**

治療的・専門的ケアが実施出来る体制を整備し問題を有する児童の自立を促進する「専門機能強化型児童養護施設」を設置し、問題を抱えた児童の入所が増加に対応するとともに、児童の自立促進を図ります。

## コラム

## 児童相談所の人材確保・育成について

<児童相談所の専門人材確保策～出前講座の取組～>

- 東京都では、都児童相談センターに人材確保のための専任チーム（リクルートチーム）を設け、大学や養成校等への出前講座を実施しています。
- 出前講座では、現場をよく知る職員による業務紹介や若手職員による生の声を聴くことができ、「現場のイメージをつかむことができた」「児童相談所職員が将来の就職先候補になった」といった感想も多く、学生に非常に好評です。
- また、児童相談所における実習生の受入れや児童相談所の仕事の魅力を発信するため、専用サイトや広報動画等を活用した啓発活動も実施しています。

<人材の定着に向けた取組み～都トレーニングセンターでの演習型研修～>

- 児童相談援助業務を支える人材育成を強化するため、令和4年度にトレーニングセンターを設置し、経験年数の浅い職員を対象に、専門課長、研修専門員、指導員、外部講師等による実践型研修を展開しています。



- 児童福祉司・児童心理司向けに実施している「面接スキルトレーニング」では、面接技法を磨くとともに、ロールプレイングを通じて体で覚える実践的アプローチを実施しています。

▲演習型研修の様子

- 令和6年度からは、一時保護所職員向けの体験型研修である「児童支援スキルアップ研修」を新設し、児童と適切に向き合うスキルや信頼関係を築く援助方法について学んでいます。
- トレーニングセンターは、各職場の情報交換ができる貴重な場にもなっており、仲間意識の醸成により、職員同士でいつでも何でも相談し合える関係を構築することができ受講生から好評です。
- 令和7年度からは、特別区職員研修所との相互研修など研修対象を拡大し、更に様々な実践型カリキュラムを展開することで、専門性の向上と顔の見える関係の構築に貢献していきます。

▶トレーニングセンター外観  
(旧世田谷児童相談所を改築して活用)



## 第4章

# 計画の進捗評価と 見直し

## 第4章 計画の進捗評価と見直し

- 本計画は、東京都児童福祉審議会及び同審議会専門部会における議論を経て、東京都全体の社会的養育の充実に向け、都において取りまとめたものです。
- 本計画においては、計画の進捗状況を評価するため、計画の記載事項ごとに取り組みや指標を設定しています。計画の達成状況を評価するため、各取り組みや指標の現状把握に必要な調査を毎年度実施していきます。

計画期間中、この取り組み・指標等を活用して、東京都児童福祉審議会において、計画の達成状況の進捗を管理し、次期以降の計画につなげていきます。
- 社会的養育の推進に向け、本計画では、「家庭養育優先原則」と「パーマネンシー保障」の2つを中心的な考え方とし、妊娠期からの支援などの予防的な取り組みや、社会的養護からの自立のための支援など、幅広い観点で取り組みを示しています。

計画の達成に向けては、児童福祉分野に加えて、若者支援、生活福祉、障害者支援など、関係する他分野と連携し横断的に取り組み、必要な支援を提供していきます。
- 令和2年度以降、特別区における児童相談所の設置が進んでいます。令和6年10月1日時点で9つの区（世田谷、江戸川、荒川、港、中野、板橋、豊島、葛飾、品川）が児童相談所を開設し、今後も新たな開設が予定されています。

一方、都においても、国の政令により、児童相談所の所管区域の人口が「基本としておおむね50万人以下」とされたことから、基準に合わせた所管区域の見直しや新たな都児童相談所の設置を進めており、都の社会的養育を取り巻く環境は変化を続けています。
- 計画の推進に向け、進捗評価の結果や状況の変化を踏まえながら、必要に応じて、体制や取り組みの抜本的な見直しを行い、社会的養育の推進に努めていきます。

特に、児童自立支援施設については「心理的・治療的ケアの専門的支援の充実に係る集中討議」における議論において、本施設に求められる役割や今後の方向性に向けた検討の必要性が示されたため、引き続き体制の在り方を検討していきます。

さらに、計画全体についても、計画期間の中間年である令和9年度を目安として検討を行い、必要な場合には、計画の見直しを行い、取り組みを一層推進していくこととします。

# 資料編

## 資料編

## 東京都児童福祉審議会 委員名簿

(区分ごと五十音順・敬称略)

区分	氏名	現職	専門分野等
委員	アオキ カツノリ 青木 克徳	(区長会代表)葛飾区長	関係団体等
委員	アキヤマ チエ子 秋山 千枝子	医療法人社団千実会 あきやま子どもクリニック院長	小児科医
委員	イシダ ヨシアキ 石田 芳朗	社会福祉法人至誠学舎立川 常務理事 児童事業本部長 至誠障害福祉総合センター長(兼務)	児童福祉施設
委員	イシモリ ヒロユキ 石森 博行	弁護士	司法関係
委員	イズミヤ トモ子 泉谷 朋子	聖隷クリストファー大学社会福祉学部准教授	児童福祉 (児童虐待)
委員	エノサワ ヨシヒコ 榎沢 良彦	東京家政大学家政学部教授	児童福祉 (保育・幼児教育)
委員	カケガワ アキ 掛川 亜季	弁護士	司法関係
委員長	カシワバ レイホウ 柏女 霊峰	淑徳大学総合福祉学部教授	児童福祉 (児童家庭福祉)
委員	カトウ ショウコ 加藤 尚子	明治大学文学部専任教授	臨床心理学
委員	カマクラ ミチ子 鎌倉 道子	社会福祉法人聖オディリアホーム 聖オディリアホーム乳児院施設長	児童福祉施設
委員	カメオカ タスオ 亀岡 保夫	公認会計士	会計
委員	カモ トシ子 加茂 登志子	若松町こころとひなのクリニック PCIT研修センター長	精神科医
委員	カワカミ カズヒ 川上 一恵	東京都医師会理事	関係団体等
委員	カワマツ アキラ 川松 亮	明星大学人文学部常勤教授	児童福祉 (児童家庭福祉)
委員	コバヤシ タカオ 小林 隆猛	東京都民生児童委員連合会副会長 葛飾区民生児童委員協議会会長	関係団体等
委員	サガ タケン 佐賀 豪	弁護士	司法関係
委員	シキバ ノリ典 式場 典子	医療法人社団式場記念会 式場隆三郎記念クリニック院長	精神科医
副委員長	シンボ ユキオ 新保 幸男	神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部教授	児童福祉 (児童家庭福祉)
委員	ヒキノ たかなり 関野 たかなり	東京都議会厚生委員会委員長	都議会
委員	タカダ マリ 高田 真里	(都民公募)	都民
委員	タケウチ アキコ 竹内 章子	弁護士	司法関係
委員	ナカイダ イクミ 中板 育美	武蔵野大学看護学部教授	公衆衛生
委員	ナガシマ ケイコ 永島 恵子	公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター理事長	建築
委員	ナカムラ ヒトシ 中村 仁志	弁護士	司法関係
委員	フジオカ タカシ 藤岡 孝志	日本社会事業大学名誉教授	臨床心理学
委員	マスダ ササエ 益田 早苗	敦賀市立看護大学非常勤講師	児童福祉 (社会的養護)
委員	ミヤタ リエ 宮田 理英	公益社団法人地域医療振興協会 東京北医療センター小児科部長	小児科医

(次頁に続く)

区分	氏名	現職	専門分野等
委員	宮原 理恵	(都民公募)	都民
委員	山本 恒雄	愛育研究所客員研究員	児童福祉 (児童虐待)
委員	山屋 春恵	常葉大学保育学部准教授	児童福祉 (児童家庭福祉)
委員	横堀 昌子	青山学院大学コミュニティ人間科学部教授	児童福祉 (社会的養護)
委員	米原 立将	流通経済大学共創社会学部准教授	児童福祉 (保育)
委員	米山 明	社会福祉法人全国心身障害児福祉財団全国療育相談センター センター長	小児科医
委員	和地 仁美	(市長会代表) 東大和市長	関係団体等
臨時委員	木村 秀樹	福生市子ども家庭部こども家庭センター課長	関係行政機関
臨時委員	齋藤 弘美	社会福祉法人大洋社常務理事 大田区立ひまわり苑統括施設長	母子生活支援施設
臨時委員	左近士 美和	中央区福祉保健部子ども家庭支援センター所長	関係行政機関
臨時委員	田中 れいか	一般社団法人たすけあい代表理事	児童福祉 (社会的養護)
臨時委員	都留 和光	社会福祉法人二葉保育園 二葉乳児院施設長	児童福祉施設
臨時委員	能登 和子	特定非営利活動法人東京養育家庭の会理事長	養育家庭
臨時委員	古川 康司	中野区児童相談所長	関係行政機関
臨時委員	増沢 高	社会福祉法人横浜博萌会子どもの虹情報研修センター 副センター長	臨床心理学
臨時委員	武藤 素明	社会福祉法人二葉保育園常務理事 二葉学園統括施設長	児童福祉施設

東京都児童福祉審議会 専門部会  
(新たな社会的養育推進計画の策定に向けた検討)

■委員名簿

(五十音順、敬称略)

氏名	所属	専門分野
掛川 亜季	弁護士	司法関係
木村 秀樹	福生市子ども家庭部こども家庭センター課長	関係行政機関
齋藤 弘美	社会福祉法人大洋社常務理事 大田区立ひまわり苑統括施設長	母子生活支援施設
左近士 美和	中央区福祉保健部子ども家庭支援センター所長	関係行政機関
新保 幸男	神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部教授	児童福祉 (児童家庭福祉)
高田 真里	公募委員	都民公募
田中 れいか	一般社団法人たすけあい代表理事	児童福祉 (社会的養護)
都留 和光	社会福祉法人二葉保育園 二葉乳児院 施設長	児童福祉施設
中板 育美	武蔵野大学看護学部教授	公衆衛生
能登 和子	特定非営利活動法人東京養育家庭の会理事長	養育家庭
古川 康司	中野区児童相談所長	関係行政機関
増沢 勉高	社会福祉法人横浜博萌会 子どもの虹情報研修センター 副センター長	臨床心理学
宮原 理恵	公募委員	都民公募
武藤 素明	社会福祉法人二葉保育園常務理事 二葉学園 統括施設長	児童福祉施設
横堀 昌子	青山学院大学コミュニティ人間科学部教授	児童福祉 (社会的養護)
米山 明	社会福祉法人全国心身障害児福祉財団 全国療育相談センター センター長	小児科医
柏女 霊峰 *	淑徳大学総合福祉学部教授	児童福祉 (児童家庭福祉)

\*オブザーバー

## 東京都社会的養育推進計画の審議経過等

令和5年期東京都児童福祉審議会において、下記のとおり審議等を実施

会議・公表等	開催日	審議経過等
東京都児童福祉審議会第2回本委員会	令和6年2月5日	・新たな東京都社会的養育推進計画策定に向けた専門部会の設置を決定
東京都児童福祉審議会第1回専門部会	令和6年6月25日	・本計画におけるパーマネンシー保障の考え方について検討 ・本計画の構成案について検討 ・代替養育を必要とする児童数の推計及び里親委託率の案について検討
東京都児童福祉審議会第2回専門部会	令和6年8月6日	・本計画の構成案について検討 ・本計画記載事項ごとの検討（第3章目標1から3）
東京都児童福祉審議会第3回専門部会	令和6年9月6日	・本計画記載事項ごとの検討（第3章目標4から9）
東京都児童福祉審議会第4回専門部会	令和6年10月29日	・本計画骨子案検討 ・一時保護所の体制強化に係る緊急提言
心理的・治療的ケアの専門的支援の充実に係る集中討議	令和6年12月2日	・児童自立支援施設の支援体制のあり方について
東京都児童福祉審議会第5回専門部会	令和6年12月20日	・本計画素案の検討 ・心理的・治療的ケア体制の集中討議について
東京都児童福祉審議会第3回本委員会	令和7年1月10日	・東京都社会的養育推進計画（案）について審議
パブリックコメント	令和7年2月3日から3月4日まで	・東京都社会的養育推進計画（案）のパブリックコメントの実施
公表	令和7年3月31日	・東京都社会的養育推進計画を公表

## 指標一覧（再掲）

取組	指標名	現状	目標値
目標1 当事者である子供の権利擁護の取組の充実			
取組1-3	社会的養護に関わる関係職員（児童相談所、一時保護施設、里親・ファミリーホーム、施設、里親支援センター、児童家庭支援センター、意見表明等支援事業の委託先団体等の職員）及び子供自身に対する子供の権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の実施回数、受講者等数	<ul style="list-style-type: none"> <li>被措置児童等の権利擁護に関する説明会 （全10回、参加者253名） （令和6年度）</li> <li>子供の権利ノート説明訪問 （18か所、参加者531名） （令和6年度）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被措置児童等の権利擁護に関する説明会（全希望者が参加）</li> <li>子供の権利ノート説明訪問（全対象施設等を3年ごとに訪問）</li> </ul>
取組2-1 取組2-2	意見表明等支援事業を利用可能な子供の人数及び事業を利用した子供の人数、第三者への事業委託状況（子供と利益相反のない独立性を担保しているか）	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用可能な子供の人数 （143名） （令和6年12月）</li> <li>利用した子供の人数 （141名） （令和6年12月）</li> <li>第三者への委託は実施済み （令和6年度）</li> <li>※意見表明等支援員のモデル導入における実績</li> <li>※利用した人数は、面談した児童の延べ人数</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用可能な子供の割合 （100%）</li> <li>引き続き適切な団体へ委託</li> </ul>

取組	指標名	現状	目標値
共通	措置児童等を対象とした子供の権利擁護に関する取組に係る子供本人の認知度（知っているか）・利用度（利用したことがあるか、利用しやすいか）・満足度（利用してどうだったか）	<ul style="list-style-type: none"> <li>認知度（97%） （令和6年12月）</li> <li>利用度（99%） （令和6年12月）</li> <li>満足度（90%） （令和6年12月）</li> </ul> ※意見表明等支援員のモデル導入における調査による ※利用度は、面談した児童の延べ人数を基に積算	<ul style="list-style-type: none"> <li>全ての子供が権利擁護に関する取組を認知し利用できるよう周知徹底</li> <li>引き続き高い満足度を維持できるよう子供の意見を適切に把握</li> </ul>
取組1-1	措置児童等を対象とした子供の権利に関する理解度（子供の気持ちや意見についてどのように大人が考えたり、対応するか説明されているか）	33% （令和6年度） ※一部の措置児童を対象とした調査による	子供が権利について知る機会を適切に確保
取組1-1 取組2-1 取組2-2	措置児童等を対象とした日頃から意見表明ができる子供の割合（周りの人に気持ちや意見を言えているか、児童相談所の人に伝えたいことを伝えられているか）及び意見表明に係る満足度（周りの人は話を聴いてくれるか、気持ちや意見が大切にされていると感じるか、児童相談所の人にもっと会いに来てもらいたいかな）	<ul style="list-style-type: none"> <li>意見表明ができる子供の割合（65%） （令和6年度）</li> <li>意見表明に係る満足度（62%） （令和6年度）</li> </ul> ※一部の措置児童を対象とした調査による	全ての子供が意見表明をできるよう希望に応じた支援を実施
取組3	児童福祉審議会における子供の権利擁護に関する専門部会又はその他の子供の権利擁護機関の設置状況、当該専門部会又は権利擁護機関に対して子供から意見の申立てがあった件数	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童福祉審議会子供権利擁護部会の設置 （令和6年度）</li> <li>児童福祉審議会への子供からの申立て件数（1件） （令和6年12月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き適切な審議体制を確保</li> <li>引き続き適切に申立て制度を運用</li> </ul>

取組	指標名	現状	目標値
共通	社会的養護施策策定の際の検討委員会への当事者である子供（社会的養護経験者を含む。）の委員としての参画の有無や措置児童等に対するヒアリングやアンケートの実施の有無	・児童福祉審議会専門部会等における社会的養護経験者の委員任用及び子供へのアンケート実施（令和6年度）	引き続き実施
目標2 パーマネンシー保障の考え方に基づく支援体制の構築			
取組1-1	こども家庭センター体制強化事業実施自治体数（都独自）	14自治体 （令和6年度）	全自治体
取組1-1	こども家庭センター設置に向けた区市町村研修受講自治体数（都独自）	47自治体 （令和6年度）	全自治体
取組1-2	産後ケア事業の利用率（都独自）	23.1% （令和4年度）	増やす
取組1-2	都道府県と市区町村との人材交流の実施状況	子供家庭支援センターから児童相談所への研修派遣を受け入れている	増やす
取組1-2	こども家庭センターにおけるサポートプランの策定状況	36自治体 （令和6年度）	増やす
取組1-2	市区町村における子育て短期支援事業を委託できる里親・ファミリーホーム	232か所 （令和6年度）	増やす
取組1-3	特定妊婦等への支援に関係する職員等に対する研修の実施回数、受講者数	母子保健研修等 11回 受講者 9,045名 （令和5年度）	研修の着実な実施
取組1-3	助産施設の設置数	38施設 （令和5年度）	助産施設を引き続き確保する

取組	指標名	現状	目標値
目標3 家庭と同様の環境における養育の推進			
共通	3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降の里親等委託率	【里親等委託率】 3歳未満 14.4% 3歳～就学前 23.7% 学童以降 16.9% 合計 17.5% (令和5年度)	【里親等委託率】 3歳未満 50.5% 3～就学前 50.5% 学童以降 33.6% 合計 37.4%
共通	3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降の登録率、稼働率	【登録率】 42.5% 【稼働率】 41.3% (令和5年度)	【登録率】 74.6% 【稼働率】 50.0%
共通	養育里親、専門里親、養子縁組里親それぞれの里親登録(認定)数	養育里親 801 家庭 専門里親 19 家庭 養子縁組 448 家庭 (令和5年度)	養育里親 1,669 家庭 専門里親 40 家庭 養子縁組 933 家庭
共通	ファミリーホーム数	30 ホーム (令和5年度)	40 ホーム (定員 240 人)
共通	里親登録(認定)に係る都道府県児童福祉審議会の開催件数	年 6 回 (令和5年度)	年 6 回で継続

取組	指標名	現状	目標値
共通	養育里親、専門里親、養子縁組里親それぞれの委託里親数、委託児童数	<p>【養育里親】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>委託里親数 383 家庭</li> <li>委託児童数 445 人</li> </ul> <p>【専門里親】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>委託里親数 5 家庭</li> <li>委託児童数 5 人</li> </ul> <p>【養子縁組里親】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>委託里親数 49 家庭</li> <li>委託児童数 52 人</li> </ul> <p>(令和5年度)</p>	増やす
共通	新規ファミリーホーム数、委託児童数	<p>新規 2ホーム (令和5年度)</p> <p>委託児童数 120人 (令和5年度)</p>	増やす
共通	里親登録(認定)に対する委託里親の割合	38.0% (令和5年度)	増やす
取組2-1	里親支援センターの設置数	—	フォスタリング機関の実施状況を評価の上で検討
取組2-1	民間フォスタリング機関の設置数	8 児童相談所 (令和7年1月)	都児相管轄内すべてに設置
取組2-1	児童相談所における里親等支援体制の整備	フォスタリング機関事業の実施8か所 (令和7年1月)	都内全域

取組	指標名	現状	目標値
取組2-2	基礎研修、登録前研修、更新研修などの必須研修以外の研修の実施回数、受講者数	96回 延べ1,014人 (都実施分) (令和5年度)	増やす
取組3-1	児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数	36件 (令和5年度)	必要に応じた対応の着実な実施
取組3-2	民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数	0件(都児相所管分) (令和5年度)	—
取組3-1	親との交流の途絶えたケース、親の行方不明、特別養子縁組不同意ケース等に係る児童相談所長による特別養子適格の確認の審判の申立件数	2件(都児相所管分) (令和5年度)	申立の積極的な検討と、必要に応じた対応の着実な実施
取組3-2	里親支援センターやフォスタリング機関(児童相談所を含む)、乳児院、民間団体等による特別養子縁組等の相談支援体制の整備	フォスタリング機関 8か所 (令和7年1月) 民間あっせん機関(都内) 5機関 (令和6年度)	連携強化
目標4 施設におけるできる限り良好な家庭的環境の整備			
取組1-1	児童養護施設定員に占める定員6名以下のユニットの割合	60.4% (令和6年度)	100% ※ただし、代替養育の状況による
取組1-1	乳児院定員に占める定員6名以下のユニットの割合	59.8% (令和6年度)	上げる
取組1-1	グループホームの定員数	1,141名 (令和6年度)	増やす
取組1-2	一時保護専用施設の整備施設数(一時保護委託専用ユニット)	乳児院4箇所 児童養護施設1箇所 (令和6年度)	増やす

取組	指標名	現状	目標値
取組1-2	里親養育包括支援（フォスタリング）事業の実施施設数	6施設（都内8箇所に設置済） （令和7年1月）	全児相ごとに設置
取組1-2	区市町村の家庭支援事業を委託されている施設数（事業ごと）	1,533箇所 （令和6年度）	増やす
目標5 心理的・治療的ケアが必要な子供への専門的な支援の充実			
取組1-1	専門機能強化型児童養護施設の実施施設数	40施設 （令和6年6月）	全施設
取組1-2	乳児院の家庭養育推進事業	9施設 （令和6年6月）	全施設
取組1-3	乳児院の医療体制整備事業	2施設 （令和6年6月）	継続
目標6 社会的養護のもとで育つ子供たちの自立支援			
1-2	児童自立生活援助事業の実施箇所数	I型：18箇所 II型・III型：0箇所 （令和6年4月）	増やす
1-2	社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数	3箇所(都所管) （令和6年4月）	実態調査を踏まえ協議会で検討
目標7 児童相談体制の強化			
(1) 取組1-1	第三者評価を実施している児童相談所数	6か所 （令和6年度）	全児童相談所
(1) 取組1-1	児童福祉司、児童心理司の配置数	児童福祉司507人 児童心理司251人 （令和6年度）	国の政令基準の達成・維持

取組	指標名	現状	目標値
(1) 取組1-1	市町村支援児童福祉司の配置数	2人 (令和6年度)	国の政令基準の達成・維持
(1) 取組1-1	児童福祉司スーパーバイザーの配置数	66人 (令和6年度)	必要に応じて体制を強化
(1) 取組1-1	医師の人数	28人(うち、会計年度任用職員は21人) (令和6年度)	必要人員を確保
(1) 取組1-1	保健師の人数	12人(会計年度任用職員) (令和6年度)	必要人員を確保
(1) 取組1-1	弁護士的人数	協力弁護士67人(うち、24人は会計年度任用職員を兼ねる) (令和6年度)	必要人員を確保
(1) 取組2-1	児童相談所の管轄人口(100万人を超えている場合は、推移も)	児童相談センター：129万人、江東児相：82万人、品川児相：142万人、杉並児相：91万人、北児相36万人、足立児相69万人、練馬児相74万人、八王子児相：118万人、立川児相：75万人、小平児相：116万人、多摩児相：82万人 (住民基本台帳による世帯と人口 令和6年1月1日)	人口規模などを考慮し、児童相談所の管轄区域の見直しを実施

取組	指標名	現状	目標値
(2) 取組2-1	中核市・特別区における児童相談所の設置状況	9区 (令和6年10月)	—
(2) 取組2-1	中核市・特別区における児童相談所の今後の設置見込(検討中のものを含む)	—	令和8年度末までに3区設置予定
目標8 一時保護児童への支援体制の強化			
(1) 取組1-1	一時保護施設の定員数	250人 (民間委託含まない都児相の定員数) (令和6年度)	350人(見込み・民間委託は含まない都児相の定員数)
(3) 取組3-1	第三者評価を実施している一時保護施設数	全11か所(民間委託の3か所含む) (令和6年度)	全児童相談所で実施

#### 【参考】東京都の普及啓発キャラクターについて

○東京都里親制度PRキャラクター さとぺん・ファミリー

ペンギンは子煩悩な動物で、オスとメス、群れで協力してヒナを守り、子育てをします。

ペンギンのコミュニティがヒナを守り育てるように、里親制度においても、里親や社会が手を取り合いながら子育てをしていくこと、里親がごく普通のこととして受け入れられるような社会になるようにという願いを込めています。



○東京都児童虐待防止推進キャラクター OSEKKAIくん

都民の皆様、児童虐待防止に関心を持っていただき、地域でOSEKKAIしていただくことを目指して、児童虐待防止に係る普及啓発のキャラクター「OSEKKAIくん」を作成しました。  
(平成25年10月)

都民一人ひとりのOSEKKAIにより、児童虐待を未然に防止したり、早期対応に繋がることとなります。  
皆様に、「OSEKKAI」の理解と協力をしていただけるよう、「OSEKKAIくん」と一緒に広報していきます。



児童虐待防止推進キャラクター  
おせっかい  
OSEKKAIくん

## 東京都一時保護所の設備及び運営の基準に関する条例

### (趣旨)

第一条 この条例は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第十二条の四第三項の規定に基づき、東京都における一時保護所（同条第一項に規定する一時保護施設をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準（次条及び第四条において「最低基準」という。）を定めるものとする。

### (目的)

第二条 この最低基準は、東京都における一時保護所では、一時保護を要する児童が多数存在するとともに、児童一人一人の状況に応じた個別的な支援が求められることを踏まえ、一時保護所の入所児童が、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに、安全な生活を送ることを保障するものとする。

### (用語の意義)

第三条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

### (最低基準の向上)

第四条 知事は、最低基準を常に向上させるよう努めるものとする。

- 2 一時保護所は、最低基準を超えて、常にその設備及び運営を向上させなければならない。
- 3 最低基準を超えて設備を有し、又は運営する一時保護所は、最低基準を理由として、設備又は運営を低下させてはならない。

### (一時保護所の一般原則)

第五条 一時保護所は、入所児童の権利に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

- 2 一時保護所は、児童の保護者及び地域社会に対し、当該一時保護所の運営内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- 3 一時保護所は、業務の質の評価を自ら行うとともに、定期的に外部の者による評価を受け、結果を公表し、常に改善を図らなければならない。
- 4 一時保護所は、法第三十三条第一項又は第二項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な設備を設けるとともに、採光、換気その他の入所児童の保健衛生及び入所児童に対する危害防止に十分考慮した構造設備を設けなければならない。

### (非常災害対策)

第六条 一時保護所は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を策定し、不断の注意を払い、訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難訓練及び消火訓練は、東京都規則（以下「規則」という。）で定めるところにより行わなければならない。

（安全計画の策定等）

第七条 一時保護所は、児童の安全の確保を図るため、当該一時保護所の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた一時保護所での生活その他の日常生活における安全に関する教育、職員の研修及び訓練その他一時保護所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 一時保護所は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 一時保護所は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第八条 一時保護所は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

（入所児童への平等取扱原則）

第九条 一時保護所は、入所児童の国籍、信条、社会的身分等によって、差別的な取扱いをしてはならない。

（児童の権利擁護）

第十条 知事又は児童相談所長は、一時保護所において一時保護を行うに当たっては、児童に対し、児童の権利、児童の権利を擁護する仕組み、一時保護を行う理由その他必要な事項について、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じた説明を行わなければならない。

2 一時保護所においては、入所児童に対し、その意見又は意向（法第三十三条の三の三に規定する意見聴取等措置において表明された意見又は意向を含む。）を尊重した支援を行わなければならない。

（児童の権利の制限）

第十一条 一時保護所においては、正当な理由なく、児童の権利を制限してはならない。

2 一時保護所において、前項に規定する正当な理由がある場合に、やむを得ず児童の権利を制限するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得るよう努めなければならない。

（児童の行動の制限）

第十二条 一時保護所においては、施設等により児童の行動を制限してはならない。

(児童の所持品等)

第十三条 一時保護所においては、合理的な理由なく、児童の所持する物の持込みを禁止してはならない。

- 2 一時保護所において、前項に規定する合理的な理由がある場合に、やむを得ず児童の所持する物の持込みを禁止するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得た上でこれを行うよう努めなければならない。
- 3 一時保護所において、児童の所持する物を保管する場合は、紛失、盗難、き損等が生じないように、適切な設備により保管しなければならない。

(虐待等の禁止)

第十四条 一時保護所の職員は、入所児童に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(業務継続計画の策定等)

第十五条 一時保護所は、感染症や非常災害の発生時において、入所児童に対する支援の提供を継続的にを行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるよう努めなければならない。

- 2 一時保護所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。
- 3 一時保護所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

(設備の基準)

第十六条 一時保護所の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 児童の居室、学習等を行う室、屋内運動場（一時保護所の付近にある屋内運動場に代わるべき場所を含む。以下同じ。）又は屋外運動場（一時保護所の付近にある屋外運動場に代わるべき場所を含む。以下同じ。）、相談室、食堂（ユニット（居室、居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備、浴室及び便所により一体的に構成される場所であって、その利用定員がおおむね六人以下であるものをいう。以下この条並びに第二十条第一項及び第二項において同じ。）を整備し、各ユニットにおいて食事を提供する場合を除く。）、調理室、浴室及び便所を設けること。
- 二 児童が可能な限り良好な家庭的環境において安全にかつ安心して暮らすことができるよう、ユニットを整備するよう努めること。
- 三 児童の居室は、児童が穏やかに過ごすことができ、安心して暮らすことができる環境を整えること。
- 四 居室、浴室及び便所を設けるに当たっては、入所児童の年齢、性別、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和五年法律第六十八号）第二条第一項に規定する性的指向及び同条第二項に規定するジェンダーアイデンティティ等に配慮すること。
- 五 児童三十人以上を入所させる一時保護所には、医務室及び静養室を設けること。
- 六 児童の生活の場は、児童のプライバシーの保護に十分に配慮した環境を整えること。

七 前各号に掲げるもののほか、規則で定める基準を満たすこと。

(職員の一般的要件)

第十七条 入所児童の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備えるとともに、児童福祉事業に熱意を有し、かつ、その理論及び実務について訓練を受けた者とする。

(職員の知識及び技能の向上等)

第十八条 一時保護所の職員は、常に自己研鑽<sup>さん</sup>に励み、法第三十三条第一項又は第二項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 知事は、一時保護所の職員の資質向上のために、入所児童の権利の擁護、入所児童の意見又は意向を尊重した支援の実施その他必要な事項に関する研修の機会を確保しなければならない。

(職員)

第十九条 一時保護所は、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、児童十人以下を入所させる一時保護所にあつては個別対応職員を、学習指導を委託する一時保護所にあつては学習指導員を、児童四十人以下を入所させる一時保護所にあつては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

一 児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。）

二 嘱託医

三 看護師

四 保育士

五 心理療法担当職員

六 個別対応職員

七 学習指導員

八 栄養士又は管理栄養士

九 調理員

2 児童指導員、保育士及び心理療法担当職員の員数は、規則で定める基準を満たさなければならない。

3 学習指導員の員数は、児童の人数に応じた適切な数を置くよう努めなければならない。

(夜間の職員配置)

第二十条 一時保護所（ユニットを整備していないものに限る。）には、夜間、職員二人以上を置かなければならない。

2 一時保護所（前項に規定するものを除く。）には、夜間、一のユニットごとに職員一人以上を置かなければならない。ただし、夜間に置かれる職員全体の数は、二人を下回ることはできない。

3 一時保護所において児童相談所の開庁時間以外の時間における法第二十五条第一項の規定による通告に係る対応を行う場合は、一時保護所には、夜間、前二項に規定する職員とは別に、当該対応のために必要な職員を置くよう努め

なければならぬ。

(一時保護所の管理者等)

第二十一条 一時保護所には、人格が高潔で識見が高く、一時保護所を適切に運営する能力を有する者を管理者として置かなければならぬ。

- 2 一時保護所には、職員の指導及び教育を行う指導教育担当職員を置かなければならぬ。
- 3 指導教育担当職員は、一時保護所における業務又は児童相談所における児童の福祉に係る相談援助業務（法第十三条第三項第三号に規定する相談援助業務をいう。）に通算しておおむね五年以上従事した経験を有する者でなければならぬ。
- 4 一時保護所の管理者及び指導教育担当職員は、二年に一回以上、こども家庭庁長官が指定する者が行う一時保護所の運営に関する必要な知識の習得及びその資質向上のための研修又はこれに準ずる研修を受講するものとする。

(児童指導員の資格)

第二十二条 児童指導員は、次のいずれかに該当する者でなければならぬ。

- 一 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）
  - 二 社会福祉士の資格を有する者
  - 三 精神保健福祉士の資格を有する者
  - 四 学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。次号において同じ。）において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
  - 五 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第二百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者
  - 六 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
  - 七 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
  - 八 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、二年以上児童福祉事業に従事したもの
  - 九 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七十七号）に規定する幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者であって、知事が適当と認めたもの
  - 十 三年以上児童福祉事業に従事した者であって、知事が適当と認めたもの
- 2 前項第一号の指定は、児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）別表に定める教育内容に適合する学校又は施設について行うものとする。

(心理療法担当職員の資格)

第二十三条 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(学習指導員の資格)

第二十四条 学習指導員は、教育職員免許法に規定する小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者でなければならない。

- 2 学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法第十八条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。）を入所させる一時保護所であって、学習指導員を二人以上置くものにあつては、教育職員免許法に規定する小学校の教諭の免許状を有する学習指導員及び教育職員免許法に規定する中学校の教諭の免許状を有する学習指導員をそれぞれ一人以上置くよう努めなければならない。

(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第二十五条 一時保護所は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、当該一時保護所の設備及び職員の一部を、併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員として必要に応じ兼ねさせることができる。

- 2 前項の規定は、入所児童の居室及び一時保護所に特有の設備並びに入所児童の保護に直接従事する職員については、適用しない。

(衛生管理等)

第二十六条 一時保護所は、入所児童の使用する設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じるとともに、必要な医薬品その他の医薬品を備え、その管理を適正に行わなければならない。

- 2 一時保護所は、当該一時保護所における感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止するため、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。
- 3 一時保護所は、入所児童の希望等を勘案し、清潔を維持できるよう入浴させ、又は清しきししなければならない。
- 4 一時保護所は、入所児童に対し清潔な衣服を提供しなければならない。この場合において、下着は、児童の所持する物を使用させ、又は未使用のものを提供しなければならない。

(食事)

第二十七条 一時保護所は、入所児童に食事を提供するときは、当該一時保護所内で調理する方法（第二十五条第一項の規定により、当該一時保護所の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

- 2 一時保護所は、入所児童に食事を提供するに当たっては、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所児童の身体的状況及び嗜好を考慮するとともに、可能な限り変化に富み、入所児童の健全な発育に必要な栄養量を含む

献立によらなければならない。

- 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。ただし、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理する場合は、この限りでない。
- 一時保護所は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(入所児童及び職員健康状態の把握等)

第二十八条 児童相談所長は、入所児童の健康状態を把握するために、当該児童の状況等に応じ、医師又は歯科医師による診察その他の必要な措置を講じなければならない。

- 前項の措置の実施により児童の健康状態を把握した医師又は歯科医師は、その結果について必要な事項を入所児童の健康を記録する表に記録するとともに、必要に応じ一時保護の解除又は医療上の措置等必要な手続について、児童相談所長又は知事に報告しなければならない。
- 一時保護所の職員の健康状態の把握に当たっては、入所児童の食事を調理する者について、特に注意を払わなければならない。

(養護)

第二十九条 一時保護所における養護は、児童の安定した生活環境を整えるとともに、生活支援及び教育を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長を支援することを目的として行わなければならない。

- 学習等を行う室、屋内運動場、屋外運動場等における活動は、それらの面積及び利用する児童数を勘案して、児童の安全が確保されたものでなければならない。

(生活支援、教育及び親子関係再構築支援等)

第三十条 一時保護所における生活支援は、児童の自主性を尊重し、かつ、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養うことができるよう行わなければならない。

- 一時保護所における教育は、児童が適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供その他の支援により行わなければならない。
- 一時保護所は、学校教育法第一条に規定する学校（幼稚園を除く。）に在籍している児童が適切な教育を受けられるよう、当該児童の希望を尊重しつつ、その置かれている環境その他の事情を勘案し、通学の支援その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。
- 一時保護所は、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるよう、必要な支援等を行わなければならない。
- 一時保護所は、児童が適切な支援を受けられるよう、一時保護の解除後も当該解除を行った児童相談所に必要な協力をするよう努めなければならない。

(関係機関との連携)

第三十一条 児童相談所長は、入所児童の支援に当たっては、常に児童の通学する学校及び必要に応じ警察、医療機関その他の関係機関と連携を図らなくてはならない。

(規程)

第三十二条 一時保護所は、入所児童の支援に関する事項その他施設の管理に関する重要事項について、規程を設けなければならない。

(帳簿の整備)

第三十三条 一時保護所は、入所児童の処遇の状況を明らかにした帳簿を整備しなければならない。

(秘密保持等)

第三十四条 一時保護所の職員は、正当な理由なく、業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 知事は、一時保護所の職員であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第三十五条 知事は、入所児童又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 知事は、前項の必要な措置として、苦情の解決に当たって、当該一時保護所の職員以外の者を関与させなければならない。

(電磁的記録)

第三十六条 一時保護所及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

(適用除外)

第三十七条 この条例の規定は、法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市の区域における一時保護所（当該区域に存する東京都が設置する一時保護所を除く。）については、適用しない。

(委任)

第三十八条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

(設備に関する経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に存する一時保護所（建築中のものを含み、この条例の施行の後に全面的に改築されたものを除く。）に係る設備については、第十六条の規定は適用せず、東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第四十三号）第五十三条の規定を準用する。

## 東京都一時保護所の設備及び運営の基準に関する条例施行規則

### (趣旨)

第一条 この規則は、東京都一時保護所の設備及び運営の基準に関する条例（令和七年東京都条例第五十六号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

### (用語)

第二条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

### (非常災害対策)

第三条 条例第六条第二項に規定する避難訓練及び消火訓練は、少なくとも毎月一回実施しなければならない。

### (一時保護所の設備の基準)

第四条 条例第十六条第七号に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 児童の居室の一室の定員は四人以下とし、面積は一人につき四・九五平方メートル以上とすること。ただし、乳児又は幼児のみの居室の一室の定員は六人以下とし、面積は一人につき三・三平方メートル以上とすること。
- 二 少年の居室の一室の定員は一人とするよう努めるとともに、その面積は八平方メートル以上とするよう努めること。
- 三 少年であっても、その福祉のために必要があるときは、複数の児童で同一の居室を利用できるように、複数の児童での利用が可能な居室を設けること。
- 四 入所児童の年齢等に応じ、居室を男子と女子とに区別して設けること。
- 五 学習等を行う室及び屋内運動場又は屋外運動場は、児童の人数に応じた必要な面積を有すること。
- 六 浴室及び便所は、男子用と女子用とに区別して設けること。ただし、少数の児童を対象として設ける場合は、この限りでない。

### (一時保護所の職員)

第五条 条例第十九条第二項に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 児童指導員及び保育士の総数は、幼児四人につき三人以上、少年二人につき一人以上とする。
  - 二 心理療法担当職員の員数は、児童おおむね十人につき一人以上とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、特に個別的な支援を要する児童に対応するため、必要な員数を確保するよう常に努めるものとする。

### 附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。



一人ひとりと生きるまち。

